# 裁判所データブック

2025

# 裁判所データブック2025 目次

# 第1部 組織関係

1	1	裁判	所の組織
	§	1	裁判所の種類及び数並びに検察審査会の数・・・・・・1
	§	2	下級裁判所及び検察審査会の名称・・・・・・・・2
	§	3	裁判所機構図・・・・・・・・・・11
	§	4	裁判所審級図
		(1)	) 地裁民事・行政事件・・・・・・・・13
		(2)	) 簡裁民事事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
		(3)	) 人事訴訟事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
		(4)	) 民事事件・行政事件・人事訴訟事件(決定・命令手続)・・・・・・・・16
		(5)	) 刑事事件······17
		(6)	) 刑事事件(決定・命令手続)
			① 一般抗告(即時抗告、通常抗告)18
			② 準抗告19
		(7)	) 家事事件・・・・・・・・・・・・・・・・・20
		(8)	) 少年事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
2	Ī	裁判	所の職員
	§	1	裁判所職員(執行官を除く。)の定員・・・・・・22
	§	2	執行官の数・・・・・・・・・・・23
	§	3	調停官の数・・・・・・・・・・・・・・・・23
	§	4	民事調停委員及び家事調停委員の数・・・・・・23
	§	5	司法委員及び参与員の数・・・・・・24
	§	6	鑑定委員の数・・・・・・・・・・・・24
	§	7	専門委員の数・・・・・・・24
	§	8	労働審判員の数・・・・・・・・・・24
	§	9	選任された裁判員及び補充裁判員の数・・・・・・24
3			官の報酬等・・・・・・・・・・・・・・・・・25
4	Ī	裁判	所の予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
5		その	他の参考事項(裁判官以外の司法関係者の資料を含む。)
	§	1	日本における法曹人口及び総人口の推移・・・・・・27
	§	2	弁護士の数と人口との関係・・・・・・29
	§	3	司法修習生の数(採用者数)・・・・・・30
	§	4	終了者の進路別人数・・・・・・・31

# 第2部 事件の統計

第1	事件数	
1	全裁判所の新受全事件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
2	民事事件	
8	§ 1 民事・行政訴訟事件	
	(1) 第一審民事通常訴訟事件	
	① 地方裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	② 簡易裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	(2) 第一審行政訴訟事件	
	① 高等裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	② 地方裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	(3) 控訴事件	
	① 高等裁判所 (ア) 民事訴訟事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	(イ) 行政訴訟事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	② 地方裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	(4) 上告事件(特別上告を含まない。平成10年以降は上告受理を含む。)	
	① 最高裁判所 (ア) 民事訴訟事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(イ) 行政訴訟事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	② 高等裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
8	§ 2 民事調停事件	
	(1) 全事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 特定調停事件 (内数)	••••44
ξ	§ 3 民事執行事件	
	(1) 不動産執行事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 不動産等引渡事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••45
	(3) 動産執行事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(4) 債権執行事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(5) 財産開示事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(6) 第三者からの情報取得事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••47
8	§ 4 民事保全事件	
	(1) 仮差押え事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2) 仮処分事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••48
8	§ 5 倒産事件	
	(1) 破産事件	
	① 全事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	② 個人(内数)	49
	(2) 民事再生事件	

① 通常再生事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
② 個人再生事件	50
(3) 会社更生事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
(4) 特別清算事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
§ 6 少額訴訟事件(簡易裁判所)·····	52
§ 7 配偶者暴力等に関する保護命令事件·····	53
§ 8 労働審判事件 - 地方裁判所······	53
3 刑事事件	
§ 1 刑事訴訟事件	
(1) 第一審事件	
① 高等裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
② 地方裁判所	54
③ 簡易裁判所 (ア) 通常事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
(イ) 略式事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
(2) 控訴事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
(3) 上告事件(非常上告を含む。)	
§ 2 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況	
(1) 地方裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
(2) 簡易裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
§ 3 刑事通常第一審における弁護人が選任された人員	
(1) 地方裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 簡易裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
§ 4 刑事通常第一審における通訳翻訳人の付いた外国人事件の推移	
(地方裁判所・簡易裁判所総数)	
(1) 有罪人員の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 言語別有罪人員の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
§ 5 刑事通常第一審における裁判員裁判対象事件(地方裁判所)	
(1) 裁判員裁判対象事件の新受人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 裁判員の合議体により裁判がされた終局人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
§ 6 刑事損害賠償命令事件(地方裁判所)······	61
4 家事事件及び人事訴訟事件	
§ 1 家事審判事件···································	
§ 2 家事調停事件······	
§ 3 人事訴訟事件······	
§ 4 成年後見関係事件······	
§ 5 子の返還申立事件······	65
5 少年事件	
§ 1 小年保護事件人員の歴年比較······	• • • • • • • • • • • • • • • • 66

§ 2 少年保護事件の終局事由別人員数······	66
§ 3 一般保護事件の既済人員 - 付添人の種類別 - 全家庭裁	刘州所·····67
6 医療観察事件	
§ 1 医療観察処遇事件 - 地方裁判所·······	68
§ 2 医療観察処遇事件の受理区分別新受、既済、未済人員	数-地方裁判所・・・・・・・・68
§ 3 医療観察処遇事件の終局総人員 – 終局区分別 – 地方表	<b>津</b> 判所・・・・・・・・・・・・・・・・・69
第2 審理期間	
1 訴訟事件	
§ 1 民事事件	
(1) 地方裁判所第一審	
①-1 通常訴訟(全体、対席判決) ······	70
①-2 民事第一審通常訴訟における審理期間が2年	
② 医事関係民事第一審通常訴訟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
③ 労働関係民事第一審通常訴訟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
④ 知的財産権関係民事通常訴訟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
⑤ 行政訴訟·····	72
(2) 簡易裁判所······	73
§ 2 刑事事件	
(1) 地方裁判所通常第一審	
① 平均審理期間の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
② 通常第一審事件(合議)の平均審理期間・・・・・・・	74
③ 刑事通常第一審における事案複雑等を事由として	審理期間が2年を超えて
係属する実人員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
④ 審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔(地方	「裁判所)・・・・・・・・・76
⑤ 裁判員の合議体により裁判がされた事件の審理期	
(地方裁判所)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
(2) 簡易裁判所通常第一審	
① 平均審理期間の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
② 審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔(簡易	裁判所) •••••78
2 調停事件	
§ 1 民事調停事件···································	
§ 2 家事調停事件···································	
3 民事執行事件	00
不動産執行事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••••
第3 検察審査会の事件の処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
付録 証人等日当等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
全国裁判所所在地図···································	

## 第1部組織関係

#### 1 裁判所の組織

憲法76条1項では、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」と定められています。この規定を受け、裁判所法が、下級裁判所として高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の4種類の裁判所を設け(裁判所法2条1項)、それぞれの裁判所が扱う事件を定めています。

そして、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律により、具体的な下級裁判所の名称、 所在地及び管轄区域が定められています。

また、検察審査会法1条では、「政令で定める地方裁判所及び地方裁判所支部の所在地に 検察審査会を置く。」と定められています。この規定を受け、検察審査会の名称及び管轄区 域等を定める政令により、検察審査会を置くべき地方裁判所及び地方裁判所支部並びに検察 審査会の名称及び管轄区域が定められています。

#### § 1 裁判所の種類及び数並びに検察審査会の数

最高裁判所		1
古华共训託	本 庁	8
高等裁判所	支部	6 (注1)
地方裁判所	本 庁	5 0
地力裁制剂	支部	203 (注2)
	本 庁	5 0
家庭裁判所	支部	203 (注3)
	出 張 所	7 7
簡易裁判所	地方裁判所本庁又は支部 に併置された簡易裁判所	253 438
间勿致刊机	その他の簡易裁判所 (独立簡易裁判所)	185
		T I
検察審査会	地方裁判所本庁所在地	67 <sup>(注4)</sup> 165
(大宗田 <u>五</u>	   地方裁判所支部所在地	98

(注)

- 1 6支部のほか、東京高等裁判所には、特別の支部として、知的財産高等裁判所が置かれている。
- 2 合議事件を取り扱う支部 63庁
- 3 (1) 少年法で定める少年の保護事件の審判に関する事務を取り扱う支部 102庁
  - (2) 合議事件を取り扱う支部 63庁
- 4 東京には6庁、大阪には4庁、横浜には3庁、さいたま、千葉、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡には各2庁

#### § 2 下級裁判所及び検察審査会の名称

#### 凡例

- (1) 簡易裁判所の欄中「×」は、事務移転庁であることを示す。
- (2) 合議事件欄は、その管内の民事事件、刑事事件、家事事件及び少年事件の合議事件を取り扱う地方裁判所・家庭裁判所の本庁又は支部を示す。

ただし、裁判員裁判対象事件は、地方裁判所の本庁、東京地方裁判所立川支部、横浜地方裁判所小田原支部、 静岡地方裁判所沼津支部、静岡地方裁判所浜松支部、長野地方裁判所松本支部、大阪地方裁判所堺支部、神戸 地方裁判所姫路支部、名古屋地方裁判所岡崎支部、福岡地方裁判所小倉支部及び福島地方裁判所郡山支部のみ で取り扱い、その他の支部では取り扱わない。

- (3) 少年事件欄は、その管内の少年法で定める少年の保護事件の審判に関する事務を取り扱う家庭裁判所の本庁又は支部を示す。
- (4) 各高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部、家庭裁判所の出張所並びに検察審査会は、簡易裁判所欄記載の簡易裁判所の管轄区域をその管轄区域としている。

高等表	<b></b> 財 所	地	力・家庭裁判	<b>小所</b>	m a thought	A =* = #	1. <u>5</u> = 11	<b>从应点</b> * ^
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所	簡易裁判所	合議事件	少年事件	検察審査会
	知的財産	高等裁判所	(注1)					
		東京		八丈島	とうきょう 東京 はちにようじま 八丈島 いずまおしま にいじま 伊豆大島 新島	東京	東京	東京第二東京第第三東京第第三四東京第第四五
			立川	17. 亚八曲		立川	立川	東京第六 立川
			<u>4</u> 711			<u> </u>	横浜	<u>ж</u> лі
			相模原		よにはま かながわ ほどがや かまら ふにきわ横浜 神奈川 保土ケ谷 鎌倉 藤沢 きがみはら 相模原	横浜	相模原	横浜第一 横浜第二 横浜第三
		横浜	川崎		かわさき 川崎	川崎	川崎	快决弗二
			横須賀		<sup>よこすか</sup> 横須賀	横須賀	横須賀	横須賀
			小田原		<sup>おだわら</sup> ひらつか あつぎ 小田原 平塚 厚木	小田原	小田原	小田原
		さいたま	1. A. A.	久喜 	がわぐち おおみや さいたま 川口 大宮 〈 <u>を</u> こしがや	さいたま	さいたま	さいたま第一さいたま第二
			越谷  川越	  飯能	こしがや 越谷 かわごえ ところざわ 川越 所沢 はんのう 飯能	川越	川越	川越
東京			熊谷		塚田 (まがや ほんじょう 熊谷 本庄 ちちぶ 秋父	熊谷	熊谷	熊谷
			佐倉	市川	秩义 ちば 工業 いちかわ 市川 さくら 佐倉	- - - 千葉	千葉	千葉第一 千葉第二
			いちのみや 一宮		ちばいちのみや 千葉一宮			
		千葉	松戸		まつど 松戸 きさらづ 木更津	松戸	松戸	松戸
			木更津  館山		まらりされる たらな たてやま 館山	·木更津	木更津	木更津
			八日市場		野出 ようかいちば ちょうし とうがね 八日市場 銚子 東金			
			佐原		<u> </u>	八日市場	八日市場	八日市場
			日立		みと かさま ひたちおおた 水戸 笠間 常陸太田	水戸	水戸	水戸
		水戸	ロン  土浦		ひたち 日立 つち <u>うら</u> い <u>しおか</u>	<b> </b>		
			土畑 龍ケ崎		つちうら いしおか 上浦 石岡 リルゥラがċセー とりで 龍ケ崎 取手	土浦	土浦	土浦

高等	裁判所	坩	也方・家庭裁判	<b></b>				dut		A =# + ##		14-5-5-4
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所	The state of the s	第 易	裁	判	所	合議事件	少年事件	検察審査会
			麻生		あそう 麻生					土浦	土浦	土浦
		水戸	下妻			<sup>もだて</sup> こ 下館 古	が 河			下妻	下妻	下妻
					うつのみや 宇都宮		•					
			真岡		もおか真岡					宇都宮	宇都宮	宇都宮
		宇都宮	大田原		おおたわら 大田原							 大田原
			栃木		人田原 とちぎ ま 栃木 ノ	らやま					栃木	栃木
			足利		栃木 / <sup>あしかが</sup> 足利	νш				栃木	足利	<del>"""、</del> 足利
			X_113			いせさき					بريان م	AC-113
					まえばし り 前橋 伯 なかのじょう	尹勢崎				1	<del>≥</del> 5:+&	<b>公</b> 棒
			77.00	中之条	なかのじょう 中之条 ぬまた					<del>2</del> 61 <del>5</del>	前橋	前橋
		前橋	沼田		ぬまた 沼田 おおた たて	げんし				前橋		
			太田		おおた たて 太田 食	館林					太田	太田
			桐生		きりゅう 桐生							
			高崎			いじおか ぐん: 藤岡 群	馬富岡			高崎	高崎	高崎
					しずおか し	みず 青水				静岡	静岡	静岡
				島田	しまだ 島田							
			沼津		ぬまづ み 沼津	しま 三島						
		静岡		熱海	あたみ <b>熱海</b>					沼津	沼津	沼津
		HT III	富士		楽じ 富士					/u/ <del>+</del>	747	/LI/ <del>+</del>
			下田		しもだ 下田							
東京			浜松		はままつ 浜松					浜松	浜松	浜松
米水			掛川		<sup>かけがわ</sup> 掛川					/共1/A	<del>八</del> 位	<b>洪位</b>
		甲府			こうふ かし 甲府 無	ふざわ <b>秋沢</b>				甲府	甲府	甲府
		中府	都留			ふじょしだ 富士吉田				中府	都留	中府
					<sub>ながの</sub> 長野					E m7	E m7	= ==
				飯山	いいやま 飯山					長野	長野	長野
			上田		うえだ 上田							
			佐久		ーー c 佐久					上田	上田	上田
					まつもと 松本							
		長野	松本	木曾福島	ゥャッパル 木曾福』	ま 皇					松本	
				大町	おおまち大町	=0				松本		松本
			 諏訪		スロ すわ お 諏訪 『	かや					 諏訪	
			飯田		戦の !! いいだ 飯田	<b>山</b> 台					飯田	
			伊那		販田 いな 伊那					飯田	伊那	飯田
			12 /41*		伊那 にいがた に 新潟 新	にいつ					12 /41*	
			三条		新潟 新 さんじょう	所准					新潟	新潟
			ļ		さんじょう 三条 しばた 新発田					新潟	<b>}</b>	
		新潟	新発田	±++ +-	新発田 むらかみ					नम्। राज्य	新発田	新発田
		利加	 / <del>/</del> :	村上	<sub>むらかみ</sub> 村上 さ ど						 <b>/</b> + 液	
			佐渡 '	<b></b>	さ ど <b>佐渡</b> ながおか						佐渡	佐渡 
			長岡		ながおか 長岡 とおかまち					長岡	長岡	長岡
				十日町	とおかまち 十日町							

高等表	哉判所	地	方・家庭裁判	所	簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所		口硪争计	グキ事件	快乐街直云
東京		新潟	長岡	柏崎 南魚沼	かしわざき 柏崎 みなみうおぬま 南魚沼	長岡	長岡	長岡
			高田	糸魚川	たかだ 高田 いといがわ 糸魚川	高田	高田	高田
計	1	11	46	16	107	31	39	44
		大阪			state state with the state s	大阪	大阪	大阪第一 大阪第二 大阪第三 大阪第四
			堺 岸和田		さかい とんだばやし はびきの 堺 富田林 羽曳野 きしわだ さ の 岸和田 佐野	堺	堺	堺 岸和田
			園部		state ALA istain to in Ala istain the interest in Ala i	京都	京都	京都第一京都第二
		京都	舞鶴 宮津 福知山		まいづる 舞鶴 みやづ きょうたんご 宮津 京丹後 ぶくちゃま 福知山	舞鶴	舞鶴	舞鶴 宮津 舞鶴
		神戸	明石 伊丹 柏原		こうべ 神戸 あかし 明石 いたみ 伊丹 かいばら ささやま 柏原 篠山	神戸	神戸	神戸第一 神戸第二 
			洲本		すもと 洲本	P. I.	 洲本	 神戸第一 神戸第二
			尼崎 姫路 社		あまがさき にしのみや 尼崎 西宮 ひめじ かこがわ 姫路 加古川 やしろ	尼崎  	尼崎 姫路	<b>妊</b> 路
大阪			龍野		やLろ 社 たつの 龍野		жи	PAE PE
			豊岡	 浜坂	ekābo 豊岡 istēco 浜坂	豊岡	豊岡	豊岡
					<sup>なら</sup> 奈良	奈良	奈良	奈良
		奈良	葛城		かつらぎ うだ 葛城 宇陀		葛城	
			五條	吉野	こにょう 五條 よしの まも野	葛城	五條	葛城
		大津	彦根	高島	表もつ 大津 甲質 たが島 の品 のでね。 ひがしもうみ 彦根 東近江 ながはま 長浜	大津	大津	大津 
				妙寺	わかやま ゆあさ 和歌山 湯浅 みように はしもと 妙寺 橋本	·和歌山	和歌山	和歌山
		和歌山	御坊 田辺		ごぼう 御坊 たなべ くしもと 田辺 串本	田辺	田辺	田辺
			新宮		新宮		新宮	
計		6	22	4	57	13	16	22

高等裁	裁判所	地	方・家庭裁判	  所				
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所	簡易裁判所	合議事件	少年事件	検察審査会
		名古屋	半田 一宮 岡崎		なごや かすがい せと つしま 名古屋 春日井 瀬戸 津島 はんだ 半田 いちのみや いぬやま 一宮 犬山 おかざき あんじょう ととた 団崎 安城 豊田 とよはししんしろ 豊橋 新城 つ すずか 東	一宮	名古屋 一宮 岡崎 豊橋	名古屋第二名古屋第二半田宮崎
		津	松阪 伊賀 伊勢 熊野 四日市	尾鷲	まつさか 水	津	津 熊野	伊勢津四日市
名古屋		岐阜	多治見御嵩	郡上中津川	ぎょ 岐 (CUL) 那上 た じ み 多治見 なかつがわ 中津川 みたけ おおがき おおがき 大垣	岐阜	岐阜	岐阜 
		福井	武生		たかやま 高山 ぶい おおの 福井 大野 たけふ 武生 つるが 敦 むはま かに がに が、 は、 で が、 で が、 なが なが なが なが なが なが なが なが なが なが	福井	高山 福井 孰賀	福井
	金沢	金沢	小松七尾輪島		かなざわ 金沢 こまっ 小松 ななお 七尾 わじま 輪 動 ラ す す 珠 洲	金沢	金沢	金沢  七尾
		富山	魚津		やが 記山 うおづ 魚津 たかおか ら ら びなみ で 破波		富岡	富山
計	1	6	20	6	42	11	16	18
広島		広島	三次		USLま UMUUSLま かべ おおたけ 広島 東広島 可部 大竹 みよし しようばら 三次 庄原 (カ. たけばら 臭 竹原 ふくやま ふちゅう	広島	広島 三次 呉	広島第一 広島第二 三次 呉
		山口	福山 尾道		ふくやま ふちゅう 福山 府中 おのみち 尾 <u>道</u> やまぐち ほうふ 山口 防府	福山	福山 尾道 山口	福山 尾道 山口

高等裁	裁判所	地	方・家庭裁判	]所							
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所	簡易裁判所	合議事件	少年事件	検察審査会			
			宇部	船木	うだ 宇部 ふなき M木 LeiData 周南	山口	ШΠ	山口  周南			
		山口	萩 ·		はぎ ながと <mark>萩 長門</mark> いか(に 岩国			萩 			
						岩国	柳井	ゃない 柳井	岩国	岩国	岩国
			下関		Lものせき 下関	下関	下関	下関			
				玉野 児島	abves たかはし 岡山 高梁 たまの こじま 児島		田山	岡山			
	岡山	岡山	倉敷	玉島	らしき 倉敷 たましま 玉島	岡山		倉敷			
広島			新見	笠岡	<u>本</u> 毎 かさおか にいみ 新見	1		岡山			
			津山		がた。 つやま かつやま 津山 勝山		· 津山	<b>津山</b>			
		鳥取	倉吉			鳥取	鳥取	鳥取			
			米子		グロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	米子	米子	米子			
	松江	松江	出雲 浜田 益田 西郷	雲南	まつえ 松江 小なか 悪南 いずも 出 出 はまだ かわもと 川本 まずだ 金 立 ご 郷	松江	松江	松江  西郷			
計	2	5	18	8	41	10	13	18			
				甘木	sxábh tight 福岡 宗像 sa#ë 甘木	福岡	福岡	福岡第一福岡第二			
			飯塚 直方 田川		いじか 飯塚 のおがた 直方 たがわ 田川	飯塚	飯塚	飯塚			
福岡		福岡	久留米 八女		<sup>くるめ</sup> 久留米 うきは 小り 八女	久留米	久留米	久留米			
			柳川 大牟田 小倉		やながら 柳川 おおむた 大牟田 こぐら おりお 小倉 折尾	小倉		柳川小倉			
		佐賀	行橋		p(は) 行橋 さが とす 佐賀 鳥栖 たけお 武雄			佐賀			
			武雄	鹿島	氏 継 かしま 鹿島						

高等捷		±	地方・家庭裁判	判所									
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所	簡	易	裁	判	所	合議事件	少年事件	検察審査会	
		// to	武雄		ぃょり 伊万里					// to		// to	
		佐賀	唐津	1	<sup>からつ</sup> 唐津					佐賀	唐津	佐賀	
					ながさき 長崎								
				1	おおむら 大村					1	長崎		
			大村	 諫早	いさはや 諫早					1		長崎	
			島原	1	吹土 <sup>しまばら</sup> 島原					1			
					<i>画味</i> ごとう 五島					長崎			
		長崎	五島	新上五島	<del>ル四</del> しんかみごとう 新上五島					-	五島	五島	
					新工五局 <sup>いづはら</sup> 厳原						<b></b>		
			厳原	  上県	かみあがた					1	厳原	厳原	
			 佐世保	<u> </u>	上県					<b></b>	<u> </u>		
			平戸	<del> </del>	させば <b>佐世保</b> ひらど					佐世保	佐世保	佐世保	
			 壱岐	<del> </del>	ひらど 平戸 い き					E E K	 壱岐	 厳原	
			它収		い き <b>壱岐</b> おおいた べっぷ	うすき					它収	取 原	
			16.00	<del> </del>	おおいた べっぷ 大分 別府	うすき 臼杵				-	大分		
			杵築 	<del> </del>	きっき 杵築 オいき					大分		大分	
	宮崎	ļ <sub></sub> .	佐伯	<b> </b>	さいき 佐伯 たけた								
		大分	竹田	<b> </b>	たけた <b>竹田</b>					<b></b>	中津		
			中津		<sup>なかつ</sup> 中津							中津	
				豊後高田	ぶんごたかだ 豊後高田					中津			
福岡		熊本	日田		ひた 日田					-		大分	
					くまもと うき 熊本 宇城					1			
				御船	<sup>みふね</sup> 御船					_			
			阿蘇	阿蘇		ぁ そ 阿蘇						熊本	熊本
				高森	たかもり 高森						JAC-T		
			玉名	]	たまな あらお <b>玉名</b> 荒尾								
			山鹿	]	ゃまが 山鹿					熊本			
			八代		ゃっしろ 八代								
				水俣	<sup>みなまた</sup> 水俣						八代	八代	
			人吉	]	<sup>ひとよし</sup> 人吉					1			
			天草	]	<sub>あまくさ</sub> 天草					1	天草	熊本	
			大早	牛深	<sup>えいが</sup> 牛深					1	大早	<b>熊</b> 本	
						ういん <b>集院</b>							
				種子島	たねがしま <b>種子島</b>					1			
				屋久島	ゃくしま 屋 <b>久</b> 島					1			
	宮崎			1	たらん かせる 知覧 加世E	 ⊭ ⊞				1			
		鹿児島	知覧	指宿	ハルデー パーロー いぶすき 指宿					鹿児島	鹿児島	鹿児島	
				1	担担 かじき 加治木					1			
			加治木	大口	加冶本 <sup>おおくち</sup> 大口								
			川内	<u> </u>	スロ <sub>せんだい いずみ</sub> 川内 出水	こしきじま	 E			1			
			施屋	<del> </del>		甑島				-		 鹿屋	
			庇崖		かのや おおすみ 鹿屋 大隅							庇崖	

高等裁	高等裁判所		地方・家庭裁判所									从内京士人
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所	簡	易	裁	判	所	合議事件	少年事件	検察審査会
			名瀬	徳之島	な ぜ 名瀬 とくのしま 徳之島					■名瀬	名瀬	名瀬
			日南		<sup>みやざき</sup> さいと 宮崎 西都 <sup>にちなん</sup> 日南					宮崎	宮崎	宮崎
	宮崎	宮崎	都城		みゃこのじょう こ 都城 /	ばやし <b>小林</b>					都城	都城
福岡			延岡	日向  高千穂	のべ <sub>おか</sub> 延岡 ひゅうが 日向 たかちほ 高千穂					- 延岡 -	延岡	延岡
				1-3 1 10	<sup>な は</sup> 那覇					- 那覇	那覇 	那覇
	那覇	那覇	沖縄		な ご 名護 <sup>おきなわ</sup> 沖縄					沖縄	沖縄	7717 年月
			平良  石垣		ひらら 平良 いしがき 石垣					平良 石垣	平良  石垣	平良  石垣
計	2	8	41	17	HE				82	2 18	26	24
			大河原		t んだい 仙台 おおがわら 大河原						仙台	仙台
			古川 登米		<sup>かるかわ</sup> つきだて 古川 築館 と <sup>め</sup> 登米					仙台	古川	古川
			石巻 気仙沼		いしのまき 石巻 けせんぬま 気仙沼						石巻	仙台
			相馬		<sup>ふくしま</sup> 福島 そうま 相馬					福島 郡山 	福島 相馬	福島
			郡山		こおりやま 郡山 Lらかわ 白河						郡山	郡山
			白河	棚倉	たなぐら 棚倉 あいづわかまつ 会津若松						白河	
				会津若松	田島	たじま 田島					会津若松	
仙台			いわき		いわき 福! <sup>やまがた</sup> 山形	島富岡	×(注	2)		いわき	いわき 山形	いわき  山形
			新庄		しんじょう 新庄 <sup>よねざわ</sup> 米沢					山形		
		山形	米沢	赤湯  長井	<sup>あかゆ</sup> 赤湯					1	米沢	米沢
			鶴岡	X71	ながい 長井 つるおか 鶴岡					╂	鶴岡	鶴岡
	秋田		酒田		畸画 さかた <b>酒田</b>					- 鶴岡	酒田	酒田
			花巻		tiyaan 盛岡 lagase 花巻							盛岡
		盛岡	二戸	  久慈	にの今 二戸 〈 U 久慈					- 盛岡 -	盛岡	二戸
			遠野		久慈 とおの かまいし 遠野 釜石					1		 盛岡

高等裁判所		地方・家庭裁判所			<b>陈 日 井 圳 元</b>					14			
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所	簡	易	裁	判	所	合議事件	少年事件	検察審査会	
			宮古		みやこ 宮古						宮古	盛岡	
					いちのせき 一関					<b>.</b>	1		
		盛岡	一関	 大船渡	sassase 大船渡					盛岡	一関	一関	
			 水沢		ハルル <sup>みずさわ</sup> 水沢								
					かきた おが 秋田 男鹿	-							
			· 本荘		が四 労庭 ほんじょう 本荘					秋田	秋田	秋田	
			能代		◆壮 のしる							 能代	
			HEIV		のしろ <b>能代</b> おおだて							HETC	
	秋田	秋田	大館		おおだて 大館					· <b>大</b> 館	大館	大館	
				鹿角 	<sup>かづの</sup> 鹿角								
			大曲		<sub>おおまがり</sub> 大曲					.4	大曲		
仙台				角館	かくのだて <b>角館</b>					大曲		大曲	
			横手		ょこて ゆざわ 横手 湯沢						横手		
					あおもり 青森								
				むつ	むつ					青森	青森	青森	
				野辺地	の へ じ 野辺地								
		青森	弘前		ひろさき 小前					71 <del>44</del>	弘前		
	秋田		五所川原		ひろさき 弘前 ごしょがわら あり 五所川原 鯵	じがさわ さん・記				弘前		弘前	
			八戸		はちのへ八戸						八戸	 八戸	
			十和田		ハア とゎだ 十和田					八戸			
計	1	6		10	十和田			5	1 (× 1)	14	23	20	
					<sup>ರಂಡೆನಿ</sup> 札幌						札幌		
					うらかわ 浦河					札幌		札幌	
				浦河	 静内						10130	苫小牧	10.50
			 苫小牧		しずない 静内 とまこまい 苫小牧						17 K		
			百小权							- 室蘭		室蘭	
			中苗							室蘭	<b>宁</b> 莳	室蘭	
		札幌	室蘭		むろらん だて 室蘭 伊達					室蘭	室蘭	室蘭	
		札幌	室蘭 岩見沢		<sup>いわみざわ</sup> 岩見沢								
		札幌	岩見沢	ク張	いわみざわ 岩見沢 <sup>ゆうばり</sup> 夕張						室蘭岩見沢	室蘭 	
		札幌	岩見沢	夕張	いわみざわ 岩見沢 <sup>ゆうばり</sup> 夕張 たきかわ 滝川								
		札幌	岩見沢	夕張	いわみざわ 岩見沢 夕張 たきかわ 滝川 おたる 小樽					岩見沢	岩見沢	岩見沢	
札. 嵲		札幌	岩見沢	夕張	は岩見沢 ゆうばほ たきかわ たきがわ 満川 おたる 中 い岩内								
札幌		札幌	岩見沢滝川小樽	夕張	は岩見沢 ゆうばほ たきかわ たきがわ 満川 おたる 中 い岩内					岩見沢	岩見沢	岩見沢	
札幌		札幌	岩見沢滝川小樽	夕張 	は岩・原子の のうでは、 た神 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、					岩見沢	岩見沢	岩見沢	
札幌		札幌	岩見沢滝川小樽		は岩 見 たきかり たき					岩見沢	岩見沢	岩見沢	
札幌			岩見沢滝川小樽	松前	は岩・60分に変化した。 また、また、また、また、また、また、は、また、は、また、は、また、は、また、は					岩見沢	岩見沢	岩見沢 	
札幌			岩見沢滝川小樽	松前	は岩 ゆうり たき					岩見沢	岩見沢	岩見沢 	
札幌			岩見沢流川小樽岩内	松前	は岩・10月 は現 ・ 10月 は 10月					岩見沢	岩見沢	岩見沢 	
札幌			岩見沢流川小樽岩内	松前 八雲 寿都	は岩 ゆうり たき					岩見沢	岩見沢	岩見沢 	
札幌		函館	岩見沢流川小樽岩内	- 松前 八雲 - 寿都 - 深川	は岩 10月					岩見沢 小樽	岩見沢 小樽	岩見沢 小樽	
札幌			岩見沢小樽岩内	松前 八雲 寿都	は岩 10月					岩見沢 小樽	岩見沢 小樽	岩見沢 	
札幌		函館	岩見沢流川小樽岩内	- 松前 八雲 - 寿都 - 深川	は岩 ゆうり たき					岩見沢 小樽	岩見沢 小樽	岩見沢 小樽	

高等裁	高等裁判所 地		也方・家庭裁判所		簡易裁判所	合議事件	少年事件	検察審査会		
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所	间 <i>勿</i> <b>妖</b> Ti //i	口班于IT	タキずけ	快乐街丘云		
		旭川	稚内 紋別	天塩 •	TL 8 天塩 もAペつ なよろ 名寄	旭川	旭川	旭川		
			名寄 	中頓別	 中頓別 <sup>くしる</sup> 釧路					
札幌			根室	 標津	<u>判的</u> ねむる 板室 レベっ 標津	釧路	釧路	釧路		
		釧路	帯広	本別	<u>体に</u> 数が3 帯広 ほんべつ 本別	帯広	帯広	帯広		
			北見	遠軽	eta 北見 えんがる 遠軽	*************************************	北見	北見		
			網走		alばしり 網走					
計		4	16	12	33	9	10	9		
		高松 徳島	高松	高松		土庄	たかまつ 高松 とのしょう 土圧	高松	高松	高松
			丸亀 観音寺		まるがめ ぜんつうじ 丸亀 善通寺 かんおんじ 観音寺	丸亀	丸亀	丸亀		
			阿南	<b></b> 牟岐	といま なると よいのがわ 徳島 鳴門 吉野川 あなん 町南 む ぎ 牟岐	徳島	徳島	徳島		
			美馬	いけだ 池田	・		美馬	美馬		
高松		高知	安芸須崎		こうち 高知 あまま ま芸 ま須崎	- 高知	高知	高知		
			中村		<sup>なかむら</sup> 中村		中村			
		松山	大洲 今治		いまば <sup>り</sup> 今治	松山	松山	松山 大洲 今治		
		松山	西条		さいじょう にいはま しこくちゅうおう 西条 新居浜 四国中央 うわじま 宇和島	西条	西条	西条		
			宇和島	愛南	ナル島	宇和島	宇和島	宇和島		
計		4	11	4	25	7	9	10		

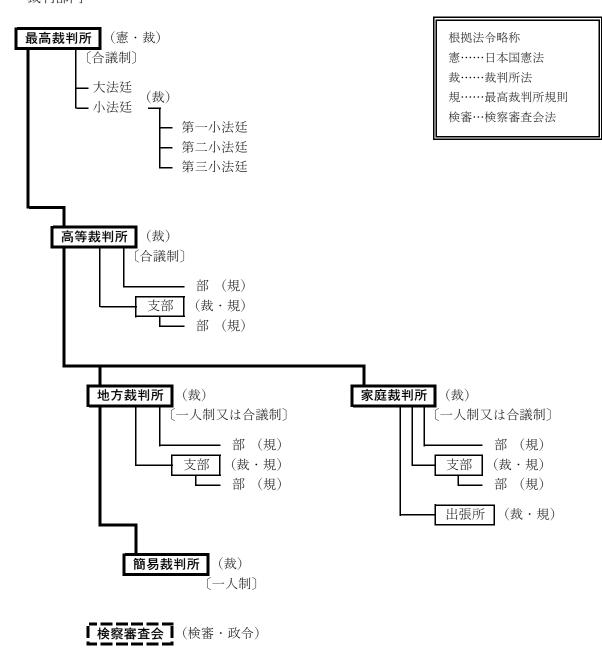
(注)

- 1 知的財産高等裁判所は、平成17年4月1日に知的財産高等裁判所設置法に基づき東京高等裁判所に特別の支部として設置された裁判所であり、同裁判所では東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、知的財産に関する事件を取り扱う(同法2条)。
- 2 福島富岡簡易裁判所の事務のうち、刑事事件に関する事務をいわき簡易裁判所が、民事事件に関する事務を含むその余の事務 を郡山簡易裁判所が、それぞれ取り扱う。

#### § 3 裁判所機構図

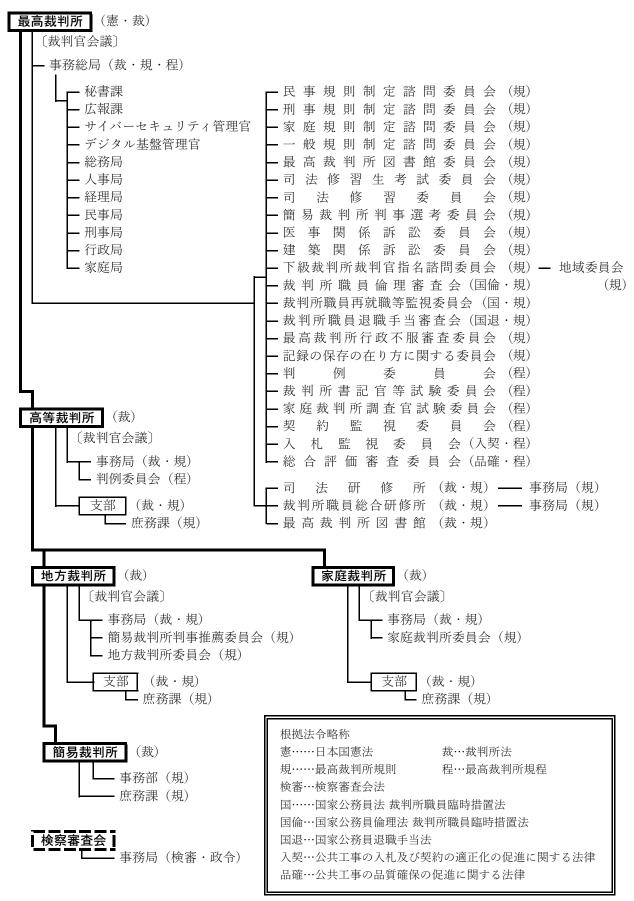
裁判所の機構は、日本国憲法や裁判所法などの各種法令に基づき定められており、大別すると、裁判部門と司法行政部門に分けられます。裁判部門では、裁判官が合議制又は一人制で各種の事件(民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件)を審理裁判します。司法行政部門では、意思決定機関である裁判官会議のもと、これを補佐する機関として事務総局や事務局(総務課、人事課、会計課等)、研修所などが設置され、裁判事務の合理的、効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する事務を行っています。このほか、司法行政に関する事項について調査審議する各種の委員会が設置されています。

#### - 裁判部門 -



(注) 特別の支部として、東京高等裁判所に知的財産高等裁判所が設けられている(知的財産高等裁判所設置法)。

#### - 司法行政部門 -



(注) 知的財産高等裁判所には、「知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議」、「知的財産高等裁判所事務局」が置かれている(知的財産高等裁判所設置法)。

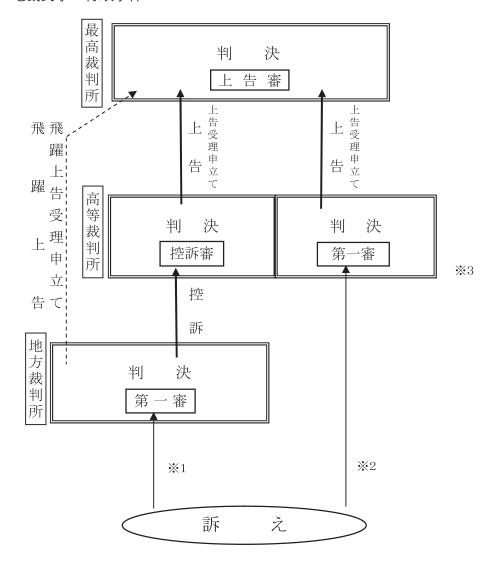
#### § 4 裁判所審級図

裁判所における訴訟手続には、第一審、第二審、第三審の三つの審級が設けられています。原則として、第一審の裁判所の判決に不服のある当事者は、第二審の裁判所に不服申立て(控訴)をすることができ、第二審の裁判所(控訴審)の判決に不服のある当事者は、更に第三審の裁判所(上告審)に不服申立て(上告)をすることができます。上告審では、原則として、新たに事実を認定し直すことはなく、法律上の問題(憲法違反又は法令違反の有無)を審理します。

このように、異なる審級の裁判所に事件を審理させ、第三審までの不服申立てを認める制度を三審制度といいます。訴訟手続以外の家事事件や少年事件における審判手続においても、抗告、特別抗告等といった三審構造がとられています。

地裁民事・行政事件、簡裁民事事件、人事訴訟事件、刑事事件、家事事件、少年事件の各事件別の審級については、(1)~(8)のとおりとなっています。

#### (1) 地裁民事・行政事件



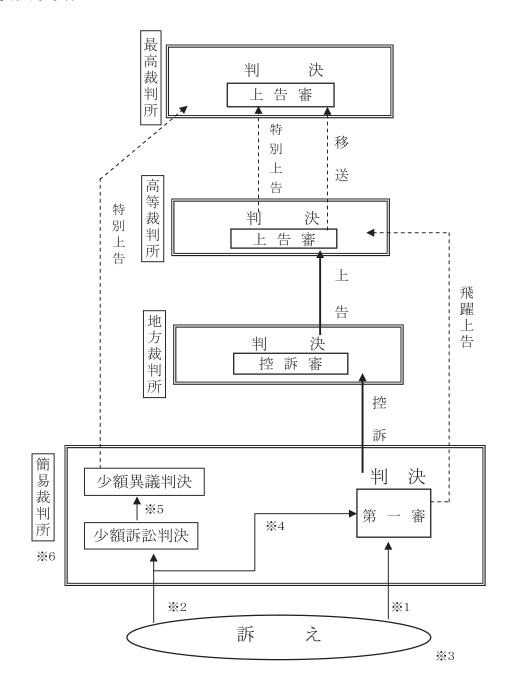
<sup>※1</sup> 一般行政事件・訴額140万円超過の請求に係る民事事件(ただし、訴額140万円以下の請求に係る民事事件のうち、 不動産に関する訴訟については、地方裁判所、簡易裁判所の競合管轄)

なお、本来の訴えのほかに、地方裁判所に申し立てられる労働審判事件については、労働審判に対して異議の申立てが あったときは、地方裁判所に訴えの提起があった場合と同様の手続で処理されることになる。

<sup>※2</sup> 特殊行政事件(選挙に関する行政事件等。さらに、東京高等裁判所は、特許法178条1項、海難審判法44条1項等 の法律により特別に定められた事件について専属的第一審裁判権を有する。)

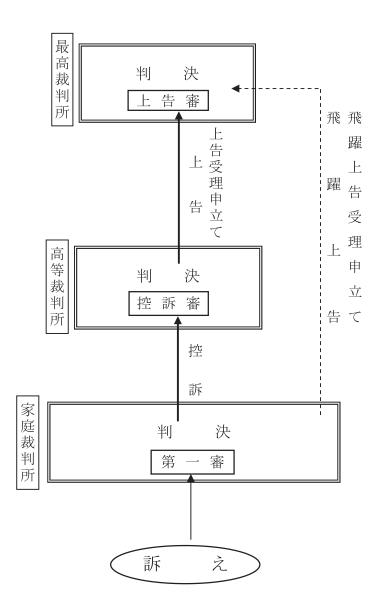
<sup>※3</sup> 知的財産高等裁判所設置法2条に定められる事件については、知的財産高等裁判所で扱われる。

#### (2) 簡裁民事事件



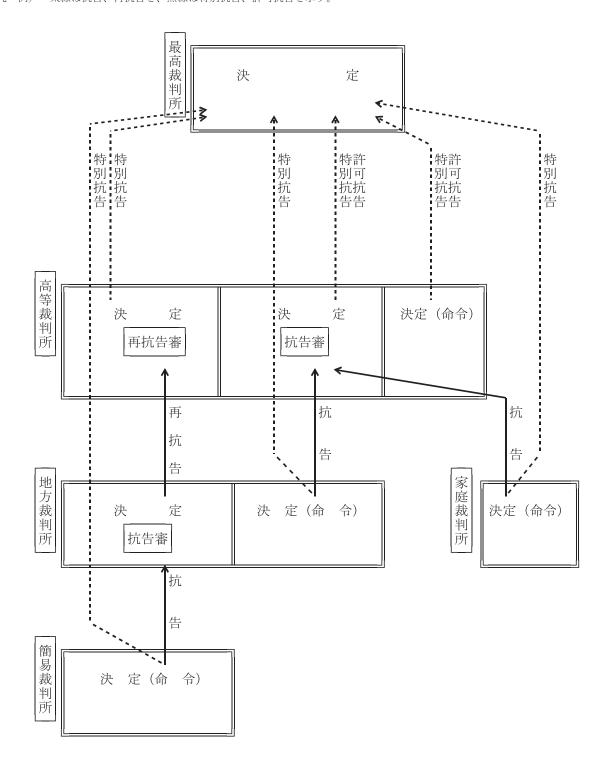
- ※1 新額140万円以下の請求に係る民事事件(ただし、不動産に関する訴訟については、地方裁判所、簡易裁判所の競合 管轄)
- ※2 訴額60万円以下の金銭支払請求で、少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述のあるもの。
- ※3 本来の訴えのほかに、簡易裁判所に申し立てられる支払督促については、異議の申立てがあったときは、その目的の価額(訴額)に従い、簡易裁判所又は地方裁判所に訴えの提起があった場合と同様の手続で処理されることになる。
- ※4 裁判所による決定又は被告の申述により通常の手続に移行したもの。
- ※5 少額訴訟判決に対して異議が申し立てられると、通常の手続による審理及び裁判が進められる。
- % 6 民事調停の申立てについては、その目的の価額にかかわらず、簡易裁判所の管轄となる(地方裁判所で処理することについて合意のあるものや鉱害調停等を除く。)。

# (3) 人事訴訟事件



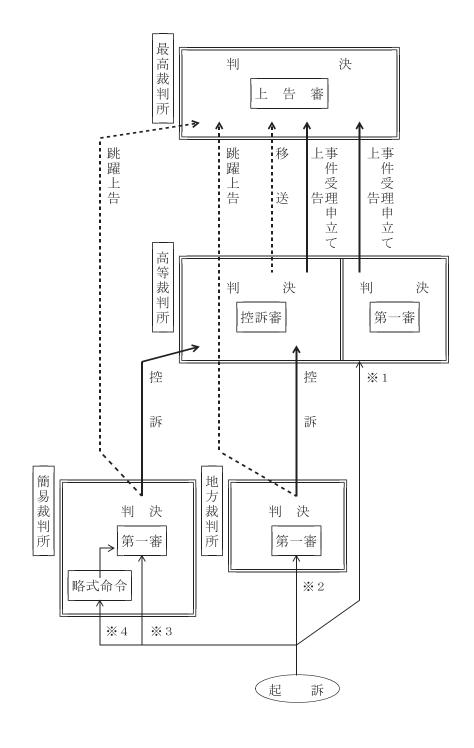
## (4) 民事事件・行政事件・人事訴訟事件(決定・命令手続)

(凡 例) 太線は抗告、再抗告を、点線は特別抗告、許可抗告を示す。



#### (5) 刑事事件

- (凡 例) 太線は控訴、上告、事件受理申立てを、点線は跳躍上告、移送を示す。また、細線は、審級とは関係のない手続 の流れを示す。
- (注) ※1 内乱罪等(刑法77~79条)の罪に係る訴訟
  - ※2 原則的な第一審裁判所
  - ※3 罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪及び常習賭博、横領、盗品譲受け等の罪に係る 訴訟
  - ※4 簡易裁判所の管轄する刑事事件のうち、100万円以下の罰金又は科料を科すことが相当なもので、被疑者に異議がなく、検察官の請求があるもの。

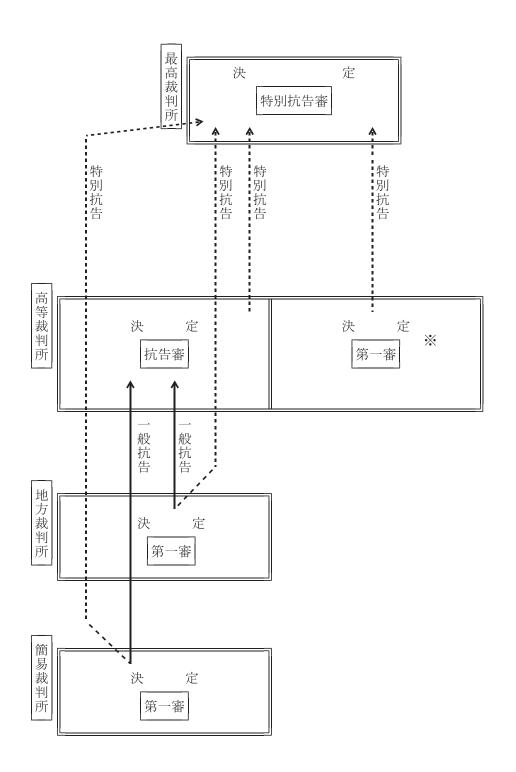


#### (6) 刑事事件(決定・命令手続)

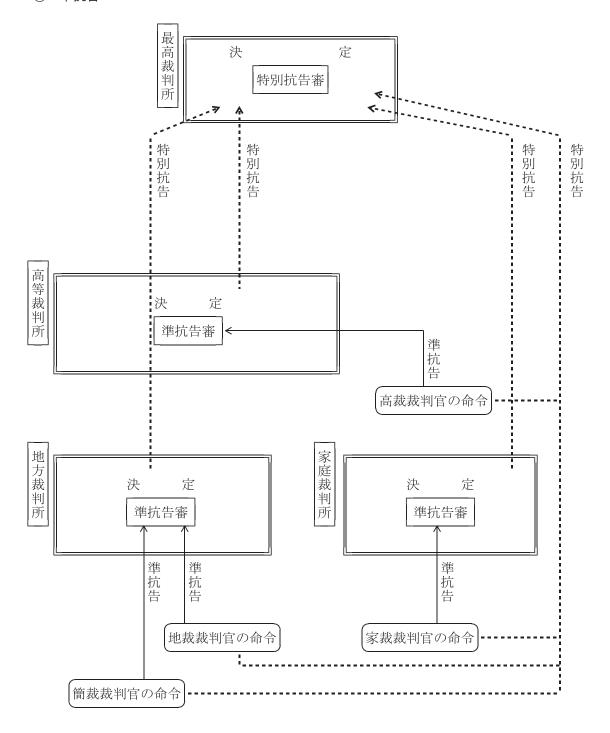
(凡 例) 太線は一般抗告(即時抗告、通常抗告)を、点線は特別抗告を示す。また、細線は準抗告を示す。

#### ① 一般抗告(即時抗告、通常抗告)

(注) ※ 高等裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。通常抗告又は即時抗告の許される決定で高等裁判所がしたものに対しては、その高等裁判所に異議の申立てをすることができる。

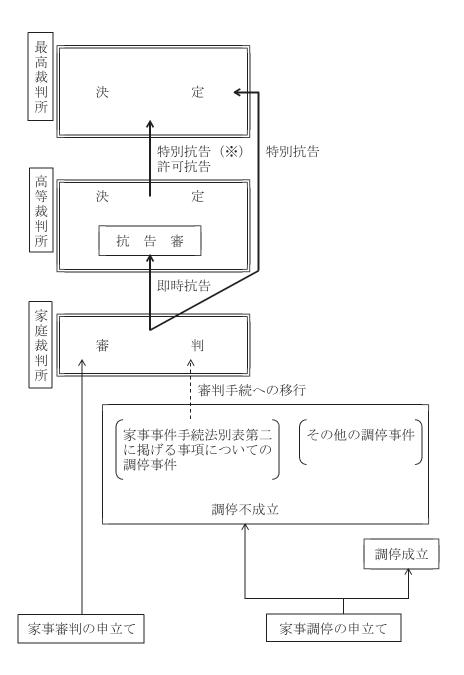


# ② 準抗告



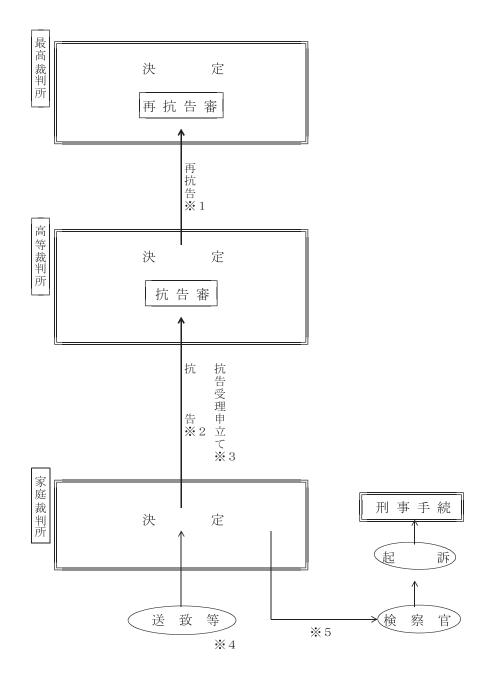
#### (7) 家事事件

- (凡 例) 太線は即時抗告、特別抗告、許可抗告を、点線は審判手続への移行を示す。また、細線は審級とは関係のない手続 の流れを示す。
- (注)※ 再抗告は許されない。



#### (8) 少年事件

- (凡 例) 太線は、抗告、再抗告又は抗告受理申立てを示す。また、細線は、審級とは関係のない手続の流れを示す。
- (注)※1 検察官関与決定のあった場合においても、検察官からの申立てはできない。
  - ※2 保護処分の決定に対する少年側からの抗告
  - ※3 検察官関与決定のあった場合においては、保護処分に付さない決定又は保護処分の決定に対し、一定の事由を
  - 理由とするときに限り、検察官から抗告受理申立てができる。 ※4 検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長からの送致、家庭裁判所調査官からの報告、一 般人、警察官又は保護観察所長からの通告
  - ※5 年齢超過又は刑事処分相当の場合



#### 2 裁判所の職員

裁判所には、裁判官をはじめ裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官、執行官などの裁判所職員がいます。また、弁護士の中から任命され調停手続を主宰する調停官のほか、調停委員、司法委員、参与員など一般国民から選ばれた人々が司法手続に参加しています。

#### 1 裁判官

裁判所の管轄に属する各種の事件について、裁判に必要な手続及びこれに付随する手続を行う。裁判官には、最高 裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、判事、判事補、簡易裁判所判事がある。

2 裁判所書記官

事件記録その他の書類の作成・保管事務、その他法律において定める事務、裁判官の行う法令・判例の調査の補助 事務及びその他手続の適正確保、進行促進、裁判官の判断補助等を目的とした事務を行う。

3 裁判所速記官

裁判所の事件に関する速記及びこれに関する事務を行う。

4 家庭裁判所調査官

家事事件、人事訴訟事件、少年事件等において必要な調査及び調整を行う。

5 裁判所事務官

司法行政に関する各種の事務のほか、裁判に関する補助事務を行う。

6 執行官

民事裁判の執行に関する事務、競売不動産の現況調査等の事務のほか、裁判所の文書を送達する事務を行う。

7 調停官

各種の調停事件について、裁判官と同等の権限で、調停手続を主宰する。調停官には、民事調停官と家事調停官がある。

8 調停委員

各種の調停事件について、裁判官(又は調停官)とともに調停委員会を組織し、紛争解決のあっせんに当たる。調 停委員には、民事調停委員と家事調停委員がある。

9 司法委員

簡易裁判所の民事事件について、和解手続を補助するほか、審理に立ち会って意見を述べる。

10 参与員

家庭裁判所の家事審判又は人事訴訟の審理に立ち会うなどして意見を述べる。

11 鑑定委員

借地に関する非訟事件について、鑑定委員会を組織し、裁判官の求めに応じて意見を述べる。

12 専門委員

民事事件等の争点整理、証拠調べ、和解等の手続に関与し、専門的な知見に基づく説明を行う(非訟事件について は意見を述べる。)。

13 精神保健審判員

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の処遇事件に関し、裁判官とともに、対象者の処遇の要否及びその内容を判断する。

14 精神保健参与員

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の処遇事件に関与し、対象者の処遇 の要否及びその内容について意見を述べる。

15 労働審判員

地方裁判所の労働審判事件について、裁判官とともに労働審判委員会を組織して手続を行う。

16 裁判員・補充裁判員

裁判員裁判対象事件について、裁判官とともに、法廷での審理に立ち会い、評議で意見を述べ、判決の宣告に立ち会う(補充裁判員は、法廷での審理に立ち会い、評議を傍聴することができ、裁判の途中で裁判員の人数に不足が生じた場合に、裁判員に選任される。)。

## § 1 裁判所職員(執行官を除く。)の定員(令和7年度)

		官	職	名	等			定員(人)
	最高裁判	所長官	・最高	裁判所判	判事・	高等裁	判所長官	23
裁			判		事			2,155
判		判		事		補		842
官	簡	易	裁	判	所	判	事	806
				計				3,826
裁		書		記		官		9,878
判		速		記		官		190
官員以	家	庭	裁半	引 所	調	査	官	1,603
外		事		務		官		9,353
の		そ		の		他		642
職				計				21,666
	合	ı				計		25,492

(参考) 女性裁判官数は、850人である(令6.12.1現在)。

(根拠法令)○裁判所法(昭和22年法律第59号)

○裁判所職員定員法(昭和26年法律第53号)

# § 2 執行官の数(令和7.4.1現在)

全国の員数	238
-------	-----

## § 3 調停官の数(令和6.12.1現在)

区 分	員 数
民 事 調 停 官	52
家 事 調 停 官	69
計	121

# § 4 民事調停委員及び家事調停委員の数(令和7.4.1現在)

# (1) 員数

区分	員 数
民事調停委員	7,729
家 事 調 停 委 員	11,483
計	19,212

(注) 合計19,212人のうち2,914人は、民事調停委員及び 家事調停委員に併任されている。

# (2) 年齢別員数

区分	民 事 調	停委員	家 事 調 停 委 員		
年齢別	員 数	%	員 数	%	
70歳以上	523	6.8	971	8.5	
60歳代	4,308	55.7	6,532	56.9	
50歳代	2,065	26.7	2,736	23.8	
40歳代	821	10.6	1,237	10.8	
40歳未満	12	0.2	7	0.1	
<del>≣ ·</del>	7,729	-	11,483	-	

<sup>(</sup>注)上記は、任命時の年齢による。なお、年齢別の割合については四捨五入しているため、その合計が100%とならない場合が ある

#### (3) 職業別員数

区分	民 事 調	停委員	家 事 調	停委員
職業別	員 数	%	員 数	%
弁護士	1,442	18.7	1,664	14.5
医師	165	2.1	37	0.3
大学教授等	82	1.1	188	1.6
公務員	166	2.1	328	2.9
会社・団体の役員・理事	583	7.5	914	8.0
会社員・団体の職員	447	5.8	745	6.5
農林水産業	57	0.7	85	0.7
商業・製造業	54	0.7	86	0.8
宗教家	82	1.1	174	1.5
公認会計士・税理士・不動産鑑定士・				
土地家屋調査士 等	3,002	38.8	2,601	22.7
その他	396	5.1	1,156	10.1
無職	1,253	16.2	3,505	30.5
= -	7,729	-	11,483	-

<sup>(</sup>注) 職業別の割合については四捨五入しているため、その合計が100%とならない場合がある。

## § 5 司法委員及び参与員の数(令和7.2.1現在)

	区 分		員 数
司	法 委	員	4,334
参	与	員	3,909

#### § 6 鑑定委員の数(令和7.2.1現在)

区分	員 数
借地借家法に基づく鑑定委員	1,277
大規模な災害の被災地における 借地借家に関する特別措置法等 に 基 づ く 鑑 定 委 員	1,272

<sup>(</sup>注) 借地借家法に基づく鑑定委員のうち1,272人は、大規模な災害の被災地における 借地借家に関する特別措置法等に基づく鑑定委員を兼ねている。

#### §7 専門委員の数(令和7.4.1現在)

分	野	][	員	数
医	事 関	係		787
建	築 関	係		499
知 的	財産権関	係		260
そ	の	他		302
	計			1,848

# §8 労働審判員の数(令和7.4.1現在)

全国の員数	1,493
-------	-------

#### § 9 選任された裁判員及び補充裁判員の数(令和6年)

	区	分		員	数
裁	判	-	員		4,957
補	充 裁	判	員		1,688

- (注1) 令和 6 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までに終局した裁判員裁判において選任された数である。
- (注2)補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
- (注3) 実人員であり、概数である。

# 3 裁判官の報酬等

裁判官・検察官の報酬俸給表 (令和7年4月1日現在)

3	鮁 判 官		検の努	叉 官	報 酬 月額	初 任 給調整手当
最高	裁判所	長官			2,038,000	
最高	裁判所	判 事	検 事 総 長		1,486,000	
東京高	等裁判	所長官			1,426,000	
その他の	の高等裁判	所長官	東京高樹	検 ト 長	1,321,000	
			次長検事・そ	の他の検事長	1,216,000	
判 事	判 事 補	簡裁判事	検 事	副検事		
1			1		1,191,000	
2			2		1,049,000	
3		特	3		979,000	
4		1	4		829,000	
5		2	5		716,000	
6		3	6	特	644,000	
7		4	7	1	584,000	
8			8	2	526,000	
		5		3	462,000	
	1	6	9	4	443,900	
	2	7	10	5	409,300	
	3	8	11	6	390,800	
	4	9	12	7	366,300	
	5	10	13	8	339,700	19,200
	6	11	14	9	325,300	31,800
	7	12	15	10	309,000	46,000
	8	13	16	11	300,100	54,100
	9	14	17	12	283,300	70,000
	10	15	18	13	274,500	75,100
	11	16	19	14	269,100	83,900
	12	17	20	15	265,300	87,800
				16	255,000	
				17	247,100	

# 4 裁判所の予算

予算額(令和7年度)

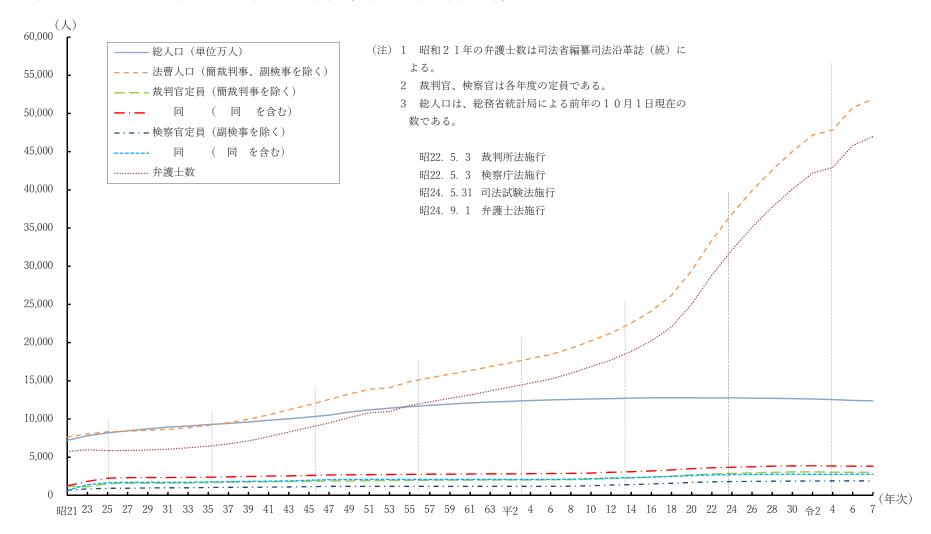
(単位:千円)

	区	分		予	算	額	国の予		対する
国の	)予算	算 総 額	Į			115,541,501,128			_
裁半	削所う	予算額	Į			335,192,439			0.29
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	予算の内	容>	予	算	額	割	合	(%)
	人	件	費			271,102,796			80.9
	施	設	費			14,000,777			4.2
	裁	判	費			26,360,901			7.9
	そ	の	他			23,719,965			7.1
	予	備経	費			8,000			0

<sup>(</sup>注) <予算の内容>における経費の割合はそれぞれ四捨五入しており、その計が100%とならない場合がある。

## 5 その他の参考事項(裁判官以外の司法関係者の資料を含む。)

#### §1 日本における法曹人口及び総人口の推移(昭和21年~令和7年)



	裁判	官定員 検乳		宫定員	弁護士	法曹人口	総人口	
		(除 簡裁判事)		(除 副検事)	丌设丄	(除 簡裁判事·副検事)	(単位万人)	
昭和 21 年	1,2	232	66	58	5,737	7,637	7,215	
23	1,842	1,107	1,387	857	5,992	8,046	7,810	
25	2,261	1,533	1,673	930	5,862	8,322	8,177	
27	2,323	1,595	1,717	930	5,872	8,397	8,454	
29	2,327	1,597	1,717	980	5,942	8,519	8,698	
31	2,327	1,597	1,717	1,000	6,040	8,637	8,928	
33	2,347	1,617	1,717	1,000	6,235	8,852	9,093	
35	2,387	1,687	1,761	1,044	6,439	9,170	9,264	
37	2,430	1,730	1,796	1,059	6,740	9,529	9,429	
39	2,475	1,760	1,829	1,067	7,128	9,955	9,616	
41	2,518	1,787	1,844	1,082	7,687	10,556	9,828	
43	2,537	1,803	1,901	1,097	8,293	11,193	10,020	
45	2,605	1,838	1,983	1,132	8,888	11,858	10,254	
47	2,681	1,900	2,071	1,173	9,483	12,556	10,515	
49	2,693	1,905	2,081	1,173	10,197	13,275	10,910	
51	2,703	1,912	2,089	1,173	10,792	13,877	11,194	
53	2,726	1,935	2,092	1,173	10,979	14,087	11,417	
55	2,747	1,956	2,092	1,173	11,759	14,888	11,616	
57	2,767	1,976	2,092	1,173	12,251	15,400	11,790	
59	2,783	1,992	2,092	1,173	12,701	15,866	11,954	
61	2,800	2,009	2,092	1,173	13,159	16,341	12,105	
63	2,813	2,017	2,092	1,173	13,674	16,864	12,224	
平成 2年	2,823	2,017	2,092	1,173	14,173	17,363	12,321	
4	2,835	2,029	2,092	1,173	14,706	17,908	12,410	
6	2,852	2,046	2,092	1,173	15,215	18,434	12,494	
8	2,879	2,073	2,127	1,208	15,973	19,254	12,557	
10	2,919	2,113	2,193	1,274	16,853	20,240	12,617	
12	3,019	2,213	2,264	1,345	17,707	21,265	12,669	
14	3,094	2,288	2,313	1,414	18,851	22,553	12,729	
16	3,191	2,385	2,404	1,505	20,240	24,130	12,762	
18	3,341	2,535	2,490	1,591	22,056	26,182	12,776	
20	3,491	2,685	2,578	1,679	25,062	29,426	12,777	
22	3,611	2,805	2,667	1,768	28,828	33,401	12,751	
24	3,686	2,880	2,709	1,810	32,134	36,824	12,780	
26	3,750	2,944	2,734	1,835	35,113	39,892	12,730	
28	3,814	3,008	2,754	1,855	37,722	42,585	12,711	
30	3,866	3,060	2,767	1,868	40,098	45,026	12,671	
令和 2年	3,881	3,075	2,758	1,879	42,200	47,154	12,617	
4	3,841	3,035	2,765	1,886	42,937	47,858	12,550	
6	3,826	3,020	2,767	1,888	45,825	50,733	12,435	
7	3,826	3,020	2,768	1,889	46,974	51,883	12,380	

<sup>(</sup>注) 1 昭和21年の弁護士数は司法省編纂司法沿革誌(続)による。

昭22. 5. 3 裁判所法施行

昭22. 5. 3 検察庁法施行

昭24. 5.31 司法試験法施行

昭24. 9. 1 弁護士法施行

<sup>2</sup> 裁判官、検察官は各年度の定員である。

<sup>3</sup> 総人口は、総務省統計局調査による前年の10月1日現在の数である。

# § 2 弁護士の数と人口との関係

- (注) 1 弁護士の数は令和7年4月1日現在の数(日本弁護士連合会調べ)である。
  - 2 ( ) 内の数は女性弁護士の数(内数)である。
  - 3 人口は総務省統計局による令和6年10月1日現在の数である。
  - 4 外国弁護士の数は外国弁護士資格者の数である。

<b>4</b> ≥	進工. △	. At	所属弁護士数	人口	1人当たりの	<b>台港上人</b> 力	所属弁護士数	人口	1人当たりの
开言	護士会	石	(人)	(千人)	人口 (人)	弁護士会名	(人)	(千人)	人口 (人)
東		京	9,452			鳥 取 県	75	531	7,080
第	一東	京	7,258	14,178	602	島根県	80	642	8,025
第	二東	京	6,854	J	J	福岡県	1,496	5,092	3,404
神	奈 川	県	1,803	9,225	5,116	佐 賀 県	112	788	7,036
埼		玉	1,003	7,332	7,310	長 崎 県	156	1,252	8,026
千	葉	県	910	6,251	6,869	大 分 県	161	1,085	6,739
茨	城	県	304	2,806	9,230	熊本県	291	1,697	5,832
栃	木	県	233	1,885	8,090	鹿児島県	231	1,532	6,632
群		馬	327	1,890	5,780	宮崎県	143	1,033	7,224
静	岡	県	545	3,527	6,472	沖縄	291	1,466	5,038
山	梨	県	125	791	6,328	仙台	494	2,248	4,551
長	野	県	275	1,987	7,225	福島県	192	1,743	9,078
新	潟	県	294	2,099	7,139	山 形 県	102	1,011	9,912
大		阪	5,105	8,757	1,715	岩 手	111	1,145	10,315
京		都	904	2,520	2,788	秋 田	78	897	11,500
兵	庫	県	1,057	5,337	5,049	青 森 県	110	1,165	10,591
奈		良	198	1,285	6,490	札幌	878		
滋		賀	175	1,402	8,011	函 館	53	5,043	4,627
和	歌	Щ	147	880	5,986	旭川	78		
愛	知	県	2,181	7,460	3,420	釧 路	81	)	)
=======================================	台	重	204	1,711	8,387	香川県	197	917	4,655
岐垣	阜	県	217	1,916	8,829		95	685	7,211
福全		井沢	122	739	6,057	高 知	93	656	7,054
金	山		189	1,098 997	5,810	愛媛	159	1,276	8,025
富広	Щ	県島	128 626	2,714	7,789 4,335	計	46,974 (9,621)	123,802	2,636
山	П	局県	185	1,281	6,924	沖縄弁護士	(9,621)		
岡	Н	出	396	1,281	6,924 4,624	外国弁護士	0		
 		Ш	390	1,031	4,024	外国法事務 弁 護 士	530		

# § 3 司法修習生の数(採用者数)

期別	(採用年度)	人数
第39期	(昭和60年度)	450 (52)
第40期	(昭和61年度)	482 (45)
第41期	(昭和62年度)	473 (58)
第42期	(昭和63年度)	492 (63)
第43期	(平成元年度)	511 (60)
第44期	(平成2年度)	509 (70)
第45期	(平成3年度)	507 (72)
第46期	(平成4年度)	596 (84)
第47期	(平成5年度)	635 (124)
第48期	(平成6年度)	703 (144)
第49期	(平成7年度)	724 (155)
第50期	(平成8年度)	728 (142)
第51期	(平成9年度)	734 (169)
第52期	(平成10年度)	746 (203)
第53期	(平成11年度)	797 (199)
第54期	(平成12年度)	982 (282)
第55期	(平成13年度)	992 (269)
第56期	(平成14年度)	1,007 (227)
第57期	(平成15年度)	1,183 (277)
第58期	(平成16年度)	1,188 (280)
第59期	(平成17年度)	1,499 (366)
第60期	(平成18年度)	2,446 (572)
第61期	(平成19年度)	2,380 (630)
第62期	(平成20年度)	2,304 (626)
第63期	(平成21年度)	2,171 (571)
第64期	(平成22年度)	2,124 (588)
第65期	(平成23年度)	2,074 (480)
第66期	(平成24年度)	2,035 (532)
第67期	(平成25年度)	1,969 (447)
第68期	(平成26年度)	1,761 (411)
第69期	(平成27年度)	1,787 (381)
第70期	(平成28年度)	1,530 (346)
第71期	(平成29年度)	1,516 (317)
第72期	(平成30年度)	1,482 (361)
第73期	(令和元年度)	1,473 (366)
第74期	(令和2年度)	1,456 (372)
第75期	(令和3年度)	1,328 (371)
第76期	(令和4年度)	1,393 (384)
第77期	(令和5年度)	1,830 (533)
第78期	(令和6年度)	1,553 (479)

<sup>(</sup>注) いずれも採用時の数値である。 括弧内は女性で内数である。

## § 4 終了者の進路別人数

期別	(終了年度)	終了者数	裁判官	検察官	弁護士	その他
第39期	(昭和62年)	448 (52)	62 (10)	37 (6)	347 (36)	2 (0)
第40期	(昭和63年)	482 (45)	73 (8)	41 (4)	367 (32)	1 (1)
第41期	(平成元年)	470 (57)	58 (10)	51 (6)	360 (40)	1 (1)
第42期	(平成2年)	489 (63)	81 (16)	28 (3)	376 (44)	4 (0)
第43期	(平成3年)	506 (58)	96 (20)	46 (4)	359 (34)	5 (0)
第44期	(平成4年)	508 (70)	65 (16)	50 (8)	378 (45)	15 (1)
第45期	(平成5年)	506 (72)	98 (20)	49 (8)	356 (44)	3 (0)
第46期	(平成6年)	594 (84)	104 (18)	75 (11)	406 (55)	9 (0)
第47期	(平成7年)	633 (123)	99 (34)	86 (16)	438 (70)	10 (3)
第48期	(平成8年)	699 (142)	99 (26)	71 (12)	521 (102)	8 (2)
第49期	(平成9年)	720 (155)	102 (26)	70 (16)	543 (113)	5 (0)
第50期	(平成10年)	726 (144)	93 (21)	73 (11)	553 (110)	7 (2)
第51期	(平成11年)	729 (167)	97 (18)	72 (16)	549 (132)	11 (1)
第52期	(平成12年)	742 (202)	87 (22)	69 (16)	579 (164)	7 (0)
第53期	(平成12年)	788 (196)	82 (26)	74 (10)	625 (158)	7 (2)
第54期	(平成13年)	975 (281)	112 (31)	76 (20)	774 (225)	13 (5)
第55期	(平成14年)	988 (269)	106 (30)	75 (22)	799 (214)	8 (3)
第56期	(平成15年)	1,005 (225)	101 (29)	75 (19)	822 (175)	7 (2)
第57期	(平成16年)	1,178 (277)	109 (35)	77 (19)	983 (222)	9 (1)
第58期	(平成17年)	1,187 (279)	124 (34)	96 (30)	954 (213)	13 (2)
第59期	(平成18年)	1,477 (360)	115 (35)	87 (26)	1,254 (291)	21 (8)
第60期	(平成19年)	2,376 (568)	118 (43)	113 (39)	2,043 (457)	102 (29)
第61期	(平成20年)	2,340 (619)	99 (36)	93 (32)	2,026 (527)	122 (24)
第62期	(平成21年)	2,346 (635)	106 (34)	78 (31)	1,978 (523)	184 (47)
第63期	(平成22年)	2,144 (563)	102 (32)	70 (22)	1,714 (443)	258 (66)
第64期	(平成23年)	2,152 (597)	102 (34)	71 (24)	1,515 (418)	464 (121)
第65期	(平成24年)	2,080 (479)	92 (28)	72 (22)	1,370 (316)	546 (113)
第66期	(平成25年)	2,034 (528)	96 (38)	82 (31)	1,286 (336)	570 (123)
第67期	(平成26年)	1,973 (443)	101 (29)	74 (29)	1,248 (269)	550 (116)
第68期	(平成27年)	1,766 (418)	91 (38)	76 (25)	1,131 (239)	468 (116)
第69期	(平成28年)	1,762 (371)	78 (30)	70 (26)	1,198 (228)	416 (87)
第70期	(平成29年)	1,563 (359)	65 (18)	67 (24)	1,075 (248)	356 (69)
第71期	(平成30年)	1,517 (319)	82 (21)	69 (21)	1,032 (226)	334 (51)
第72期	(令和元年)	1,487 (360)	75 (28)	65 (28)	1,032 (231)	315 (73)
第73期	(令和2年)	1,468 (366)	66 (23)	66 (24)	1,047 (263)	289 (56)
第74期	(令和4年)	1,458 (372)	73 (24)	72 (28)	1,136 (283)	177 (37)
第75期	(令和4年)	1,325 (367)	76 (29)	71 (35)	966 (255)	212 (48)
第76期	(令和5年)	1,391 (387)	81 (34)	76 (31)	993 (254)	241 (68)
第77期	(令和6年)	1,826 (532)	90 (36)	82 (28)	1455 (407)	199 (61)

<sup>(</sup>注) 括弧内は女性で内数である。 修習終了直後の数による。

#### 第 2 部 事件の統計

- (1) 裁判所の事件は、民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件、医療観察事件の5種に区分される。
- (2) 民事事件は、民事訴訟事件と行政訴訟事件の訴訟事件と、民事調停事件その他の非訟事件に区分される。

民事訴訟事件は、民事通常訴訟事件とそれ以外の訴訟事件(人事訴訟事件、手形・小切手訴訟事件、少額訴訟事件)に区分される。なお、人事訴訟事件は、平成16年4月1日以降、家庭裁判所の管轄に属する。

行政訴訟事件は、公法上の法律関係に関する訴訟事件であり、地方裁判所を第一審とするものと、 高等裁判所を第一審とするものに区分される。

(3) 刑事事件は、刑事訴訟事件と訴訟事件以外の事件に区分される。

刑事訴訟事件は、最高裁においては上告、非常上告及び再審事件を、高裁においては控訴、特別権限の第一審及び再審事件を、地裁においては通常第一審(裁判員裁判対象事件を含む)及び再審事件を、簡裁においては通常第一審、略式及び再審事件をいう。

訴訟事件以外の事件には、最高裁においては再審請求、上告受理申立て、特別抗告及び刑事雑事件などが、高裁においては再審請求、抗告及び刑事雑事件などが、地裁においては再審請求、起訴強制、刑事損害賠償命令事件及び刑事雑事件(令状事件を含む)などが、簡裁においては再審請求及び刑事雑事件(令状事件を含む)などが、それぞれ含まれる。

- (4) 家事事件は、家事審判事件、家事調停事件及びその他の事件に区分される。
- (5) 少年事件は、少年保護事件とそれ以外の事件(例えば、収容継続申請事件、戻し収容申請事件、保護処分取消事件、施設送致申請事件、収容決定申請事件)に区分される。

少年保護事件は、一般保護事件及び道路交通保護事件(道路交通法違反保護事件及び自動車の保 管場所の確保等に関する法律違反保護事件)に区分される。

- (6) 医療観察事件(平成17年7月15日施行)は、入院又は通院処遇事件、退院又は入院継続処遇 事件、処遇の終了又は通院期間の延長処遇事件及び再入院等処遇事件に区分される。
- (7) 百分比を示した数値については四捨五入しているため、その内訳の合計が100と一致しない場合がある。
- (8) 掲載されている統計数値は、令和7年5月末時点での報告に基づき集計したものである。

## 第1 事件数

- (注) 1 事件数は、
  - ア 民事・行政事件及び家事事件については、件数
  - イ 刑事事件及び少年事件については、特に注記しない限り、被告人及び少年の人員
  - ウ 医療観察事件については、対象者の人員である。
  - 2 「民事・行政訴訟事件」及び「人事訴訟事件」には再審を含まない。
  - 3 「刑事訴訟事件」には再審を含むが、各表に別途、注記がある場合にはそれに従う。

#### 1 全裁判所の新受全事件数(平成元年~令和6年)

- (注) 1 「刑事」には、医療観察事件を含む。
  - 2 「家事」には、平成16年4月以降家庭裁判所及び地方裁判所で受理した人事訴訟事件を含み、平成25年以降は、 高等裁判所が第一審として行う家事審判事件及び高等裁判所における家事調停事件の件数も含む。
  - 3 「少年」には、家庭裁判所で受理した成人の刑事事件を含む。

年 次	民事・行政(件)	刑事 (人)	家事 (件)	少 年 (人)	=-
平成 元 年	1,829,833	1,713,973	350,542	505,226	4,399,574
5	2,350,698	1,699,003	396,546	358,158	4,804,405
10	2,975,984	1,670,486	487,477	320,945	5,454,892
15	3,520,500	1,636,719	683,716	274,267	6,115,202
20	2,252,426	1,238,808	766,013	175,734	4,432,981
25	1,524,022	1,050,777	916,408	123,088	3,614,295
27	1,432,323	1,032,729	969,990	94,889	3,529,931
28	1,470,655	998,993	1,022,854	83,323	3,575,825
29	1,529,388	959,553	1,050,266	74,756	3,613,963
30	1,552,744	937,306	1,066,374	66,219	3,622,643
令和 元 年	1,523,347	885,460	1,091,884	57,718	3,558,409
2	1,350,364	852,309	1,105,466	52,765	3,360,904
3	1,373,843	845,370	1,150,500	46,978	3,416,691
4	1,368,806	812,943	1,147,812	45,740	3,375,301
5	1,477,745	864,412	1,182,689	53,361	3,578,207
6	1,581,777	885,814	1,217,541	57,187	3,742,319

#### 2 民事事件

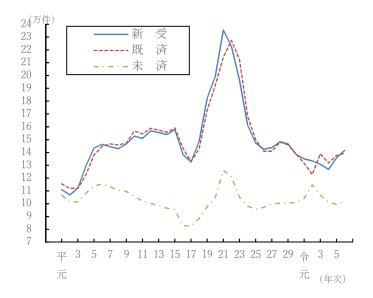
## § 1 民事·行政訴訟事件

## (1) 第一審民事通常訴訟事件

#### ① 地方裁判所

年 次	新 受	既 済	未済
平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5 6	110,970 143,511 152,678 157,833 199,522 147,390 143,817 146,680 138,444 134,935 133,430 130,862 126,664 135,674 141,526	115,502 137,934 156,683 159,032 192,233 149,930 140,973 148,023 145,983 131,558 122,763 139,020 131,803 137,609 139,370	106,561 113,768 105,606 95,327 105,046 95,619 99,943 100,227 100,924 100,685 104,062 114,729 106,571 101,432 99,497 101,653

(注) 平成16年4月に人事訴訟事件を家庭裁判所に移管するまでの数値については、民事通常訴訟事件に人事訴訟事件を含んだ数値である。



#### (終局区分別既済事件数)

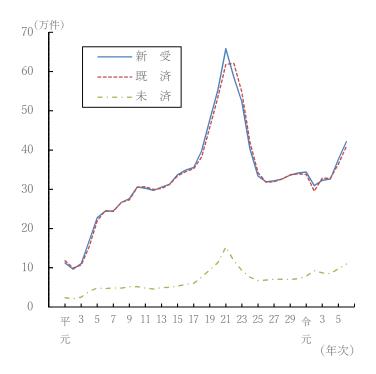
平成 元 年 51,667 29,429 22,007 39,358 24,470 5 64,220 36,932 27,067 44,046 29,655 10 79,631 46,912 32,691 50,102 26,948 15 77,669 47,294 30,311 53,131 28,232 20 62,064 40,410 21,578 55,057 75,112 25 64,744 42,747 21,912 51,057 34,129 27 59,866 38,372 21,456 50,693 30,414 28 61,323 36,803 24,463 52,960 33,740 29 58,642 35,502 23,106 53,036 34,305 30 57,370 33,487 23,839 51,448 29,865 令和 元 年 57,548 32,728 24,779 50,626 23,384 2 53,084 28,746 24,305 43,366 26,313	年 次	<u> </u>	判 決	(内欠度)	和 解	その他
4   60,309   33,498   26,772   43,268   28,226	平成 元 年 5 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 元 年 2 3	64,220 79,631 77,669 62,064 64,744 59,866 61,323 58,642 57,370 57,548 53,084 59,988 60,309	(内対席) 29,429 36,932 46,912 47,294 40,410 42,747 38,372 36,803 35,502 33,487 32,728 28,746 34,047 33,498	27,067 32,691 30,311 21,578 21,912 21,456 24,463 23,106 23,839 24,779 24,305 25,906 26,772	39,358 44,046 50,102 53,131 55,057 51,057 50,693 52,960 53,036 51,448 50,626 43,366 51,241 43,268	24,470 29,655 26,948 28,232 75,112 34,129 30,414 33,305 29,865 23,384 26,313

(注) 1 平成16年4月に人事訴訟事件を家庭裁判所に移管するまでの数値については、民事通常訴訟事件に人事訴訟事件を含んだ数値である。 2 「判決」欄の「全体」の中には、対席又は欠席のいずれにも分類されないものを含む。

#### 簡易裁判所

年 次	新 受	既 済	未済
平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5 6	112,472 227,791 306,169 337,231 551,875 333,746 321,666 326,170 336,384 341,349 344,101 309,365 322,673 326,444 376,558 421,616	118,019 219,027 305,801 334,188 533,742 342,319,090 326,621 337,142 339,102 337,799 295,369 328,047 328,166 364,368 409,644	24,083 48,799 51,962 53,431 113,099 67,411 71,339 70,888 70,130 72,377 78,679 92,675 87,301 85,579 97,769 109,741

(注) 少額訴訟から通常移行したものは含まない。



### (終局区分別既済事件数)

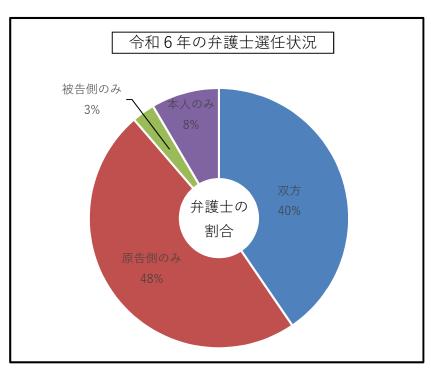
年 次		判 決		和解	その他
平 久	全 体	(内対席)	(内欠席)	个口	その他
平成 元 年	57,686	11,231	46,372	25,661	34,672
5	97,736	22,538	75,109	62,585	58,706
10	152,371	36,598	115,771	80,190	73,240
15	156,993	42,635	114,344	85,684	91,511
20	177,441	49,188	128,205	75,089	281,212
25	138,957	52,818	86,120	41,439	161,920
27	127,930	44,291	83,619	39,710	151,450
28	131,705	43,469	88,204	39,370	155,546
29	136,217	42,744	93,451	37,672	163,253
30	137,704	42,615	95,074	35,283	166,115
令和 元年	139,843	42,996	96,831	34,353	163,603
2	120,358	36,269	84,063	27,163	147,848
3	146,520	39,352	107,045	26,929	154,598
4	148,669	38,836	109,679	24,222	155,275
5	166,975	42,608	124,251	25,950	171,443
6	189,454	49,267	140,066	29,011	191,179

<sup>(</sup>注) 1 少額訴訟から通常移行したものは含まない。 2 「判決」欄の「全体」の中には、対席又は欠席のいずれにも分類されないものを含む。

(民事第一審通常訴訟既済事件数-弁護士選任状況別-全地方裁判所)

	総数	弁護士選任有			本人のみ
	1 数	双方	原告側のみ	被告側のみ	本人のみ
平成 11 年	154,389	63,661	52,536	6,188	32,004
15	159,032	61,151	55,432	7,224	35,225
20	192,233	58,420	77,157	8,426	48,230
25	149,930	60,700	58,080	5,849	25,301
27	140,973	62,286	54,899	4,689	19,099
28	148,023	64,197	55,582	4,389	23,855
29	145,983	64,686	54,391	4,032	22,874
30	138,683	63,055	53,489	3,803	18,336
令和 元 年	131,558	61,750	54,719	3,896	11,193
2	122,763	54,636	54,795	3,440	9,892
3	139,020	67,397	57,296	4,146	10,181
4	131,803	63,169	54,904	4,005	9,725
5	137,609	58,959	64,524	3,953	10,173
6	139,370	56,385	67,205	3,978	11,802

<sup>(</sup>注) 平成16年4月に人事訴訟事件を家庭裁判所に移管するまでの数値については、民事通常訴訟事件に人事訴訟事件を含んだ数値である。

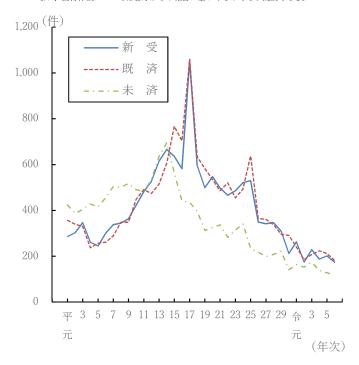


# (2) 第一審行政訴訟事件 ① 高等裁判所

	20 I 3//I		
年 次	新 受	既 済	未済
平成 元年	286	357	424
5	245	257	416
10	423	449	491
15	636	767	564
20	547	535	325
25	530	638	234
27	342	361	199
28	347	338	208
29	309	296	221
30	212	291	142
令和 元 年	263	241	164
2	175	186	153
3	229	208	174
4	188	224	138
5	202	212	128
6	174	182	120

(注) 平成17年の新受及び既済には、4月1日に知的財産高等裁判所が設置されたことに伴う、 東京高等裁判所から知的財産高等裁判所への回付分(400件)が含まれている。

なお、回付件数については各庁からの報告に基づくものであり概数である。



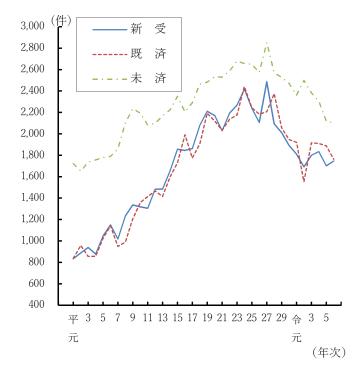
#### (終局区分別既済事件数)

			T-11 3/1/			
年 岁	欠	全体	判 (内対席)	(内欠席)	和解	その他
平成 元 5 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 元 2	9 年	285 185 347 596 388 520 281 278 235 258 207 158 184 191 164 161	282 180 336 578 373 462 262 263 222 237 190 150 171 174 155 154	1 7 18 15 55 19 15 12 20 17 8 13 17 7	1 3 9 6 7 4 4 2 4 7 5 2 4 2 1	71 72 99 162 141 111 76 56 59 29 27 23 22 29 46 20

(注) 「判決」欄の「全体」の中には、対席又は欠席のいずれにも分類されないものを含む。

#### ② 地方裁判所

	25/0   J//		
年 次	新 受	既 済	未済
平成 元年	833	836	1,722
5	1,047	1,024	1,779
10	1,318	1,359	2,193
15	1,856	1,730	2,350
20	2,170	2,119	2,534
25	2,237	2,243	2,650
27	2,486	2,206	2,852
28	2,094	2,375	2,571
29	2,011	2,056	2,526
30	1,892	1,946	2,472
令和 元 年	1,810	1,921	2,361
2	1,692	1,553	2,500
3	1,799	1,917	2,382
4	1,834	1,911	2,305
4 5	1,701	1,888	2,118
6	1,746	1,762	2,102



#### (終局区分別既済事件数)

	77 /11/2				
年 次	全体	判 (内対席)	(内欠席)	和解	その他
平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5 6	527 694 960 1,181 1,643 1,766 1,680 1,847 1,554 1,432 1,468 1,105 1,514 1,475 1,512 1,395	443 552 904 1,072 1,512 1,607 1,501 1,644 1,381 1,289 1,313 998 1,341 1,262 1,333 1,212	7 3 109 128 143 164 187 158 132 152 103 165 210 177 181	16 17 22 48 18 12 23 19 22 23 24 7 17 19 29	294 312 375 500 458 465 503 509 480 491 429 441 386 417 347 351

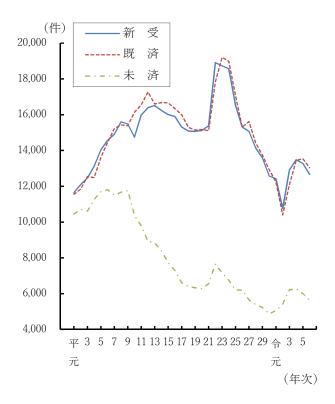
(注) 「判決」欄の「全体」の中には、対席又は欠席のいずれにも分類されないものを含む。

## (3) 控訴事件

## ① 高等裁判所

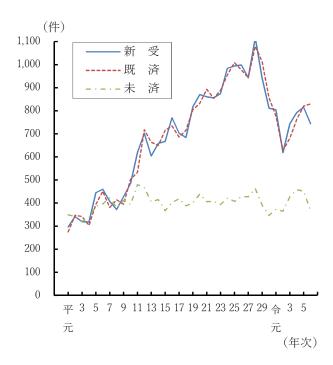
### (ア) 民事訴訟事件

年 次	新 受	既済	未済
平成 元年	11,649	11,549	10,451
5	14,041	13,606	11,700
10	14,745	16,140	10,362
15	16,003	16,661	7,735
20	15,124	15,176	6,275
25	16,522	17,072	6,198
27	15,067	15,612	5,655
28	14,145	14,415	5,385
29	13,584	13,744	5,225
30	12,567	12,922	4,870
令和 元年	12,416	12,228	5,058
2	10,760	10,398	5,420
3	12,915	12,110	6,225
4	13,480	13,439	6,266
5	13,275	13,535	6,006
6	12,662	13,036	5,632



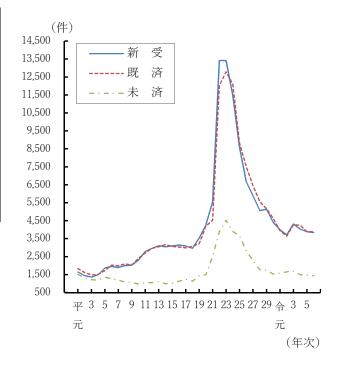
## (イ) 行政訴訟事件

年 次	新 受	既 済	未済
平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30 六 2 4 5 6	296 445 485 667 870 994 943 1,116 941 811 804 619 744 792 815 744	275 394 503 715 832 1,009 944 1,080 1,013 856 777 628 681 762 820 830	349 387 394 367 439 407 463 391 346 373 364 427 457 452 366



## ② 地方裁判所

0 0,,,	-90 I J//I		
年 次	新 受	既 済	未済
平成 元 年 5 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 元 年 2 3 4 5 6	1,644 1,868 2,307 3,096 4,261 8,590 5,895 5,061 5,134 4,404 3,999 3,710 4,319 4,031 3,889 3,844	1,835 1,722 2,408 3,064 4,203 8,829 6,454 5,552 5,166 4,626 3,944 3,638 4,273 4,242 3,900 3,886	1,508 1,344 972 1,020 1,491 3,667 2,271 1,780 1,748 1,526 1,581 1,653 1,699 1,488 1,477 1,435

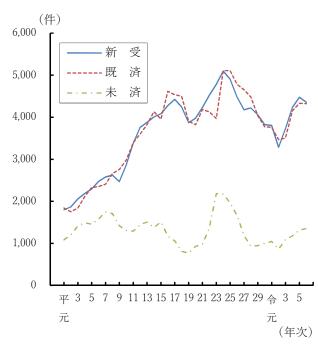


## (4) 上告事件(特別上告を含まない。平成10年以降は上告受理を含む。)

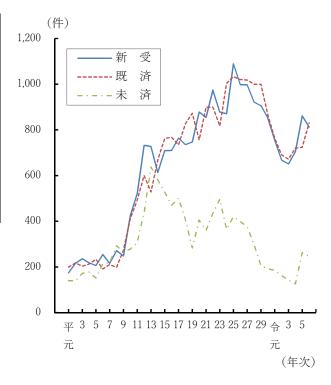
#### ① 最高裁判所

## (ア) 民事訴訟事件

年 次	新 受	既 済	未済
平成 元年	1,799	1,842	1,084
5	2,294	2,327	1,458
10	2,865	2,978	1,307
15	4,084	3,953	1,511
20	3,977	3,822	926
25	4,905	5,108	1,968
27	4,176	4,656	1,188
28	4,222	4,480	930
29	4,056	4,038	948
30	3,826	3,775	999
令和 元年	3,807	3,762	1,044
2	3,290	3,467	867
$\bar{3}$	3,730	3,507	1,090
4	4,236	4,152	1,174
5	4,476	4,333	1,317
6	4,359	4,324	1,352

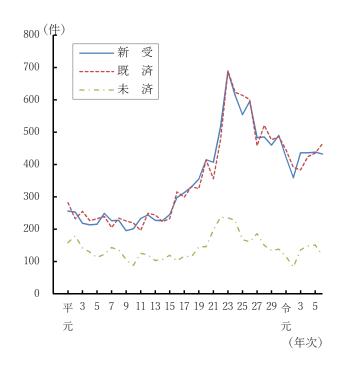


## (イ) 行政訴訟事件



## ② 高等裁判所

७ मिन्छ।गग				
年 次	新 受	既 済	未済	
	新 受 256 215 201 245 415 554 483 485 460 490	既 済 282 232 219 232 414 614 458 521 476 486	表 済 158 112 88 119 146 167 186 150 134 138	
令和 元 2 3 4 5 6	422 359 436 436 438 432	445 391 383 424 435 464	115 83 136 148 151 119	

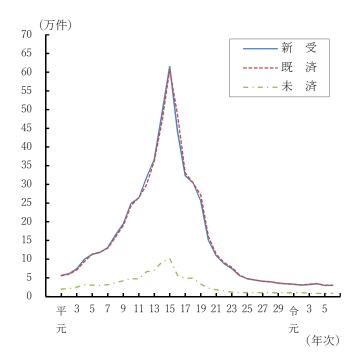


## § 2 民事調停事件

## (1) 全事件

年 次	新 受	既 済	未済
平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5 6	56,115 112,846 248,833 615,313 150,161 47,596 40,760 39,191 35,939 34,019 32,919 30,723 31,870 34,073 29,612 30,211	55,852 113,170 243,101 606,802 160,659 47,436 40,263 39,635 35,988 34,112 32,758 30,730 33,105 34,463 30,213 29,674	19,944 30,745 47,998 101,366 22,576 10,536 10,502 10,058 10,009 9,916 10,077 10,070 8,835 8,445 7,844 8,381

(注) 高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の合計の数値である。



### (終局区分別既済事件数)

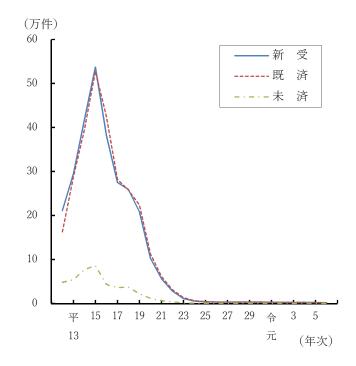
年 次	調停成立	不成立	調停に代 わる決定	取 下	その他
平成 元年	30,300	11,996	340	12,305	889
5	58,937	18,404	8,614	25,011	2,183
10	112,578	25,561	44,380	56,222	4,349
15	81,459	28,214	367,267	108,819	21,036
20	18,669	14,162	100,776	24,959	2,088
25	14,302	12,433	13,401	6,403	890
27	13,160	10,568	9,664	5,983	876
28	12,827	10,686	9,060	6,047	1,004
29	11,982	9,882	8,415	4,713	986
30	11,239	9,404	8,073	4,538	847
令和 元年	10,608	9,654	7,478	4,185	810
2	8,497	8,499	9,168	3,708	797
3	10,150	8,690	10,096	3,381	724
4	12,047	8,274	10,171	3,197	637
5	8,138	8,232	10,069	3,018	701
6	7,107	7,902	10,758	3,166	706

(注) 地方裁判所及び簡易裁判所の合計の数値である。

## (2) 特定調停事件(内数)

年 次 新 受 既 済 未 済  平成 12年 210,866 163,002 47,864 15 537,071 527,762 86,157 20 102,688 112,895 11,562 25 3,849 3,866 722 27 3,078 3,025 731 28 3,090 3,171 650 29 3,394 3,232 812 30 3,363 3,407 768 令和 元 年 2,992 3,041 719 2 2,421 2,455 685 3 2,271 2,447 509 4 2,588 2,561 536 5 2,031 2,130 437	- 1		) II.4	1 3 3///	
15		年 次	新 受	既 済	未済
6 1,779 1,708 508		平成 12 年 15 20 25 27 28 29 30 令和 元 年 2 3 4 5	210,866 537,071 102,688 3,849 3,078 3,090 3,394 3,363 2,992 2,421 2,271 2,588 2,031	163,002 527,762 112,895 3,866 3,025 3,171 3,232 3,407 3,041 2,455 2,447 2,561 2,130	47,864 86,157 11,562 722 731 650 812 768 719 685 509 536 437

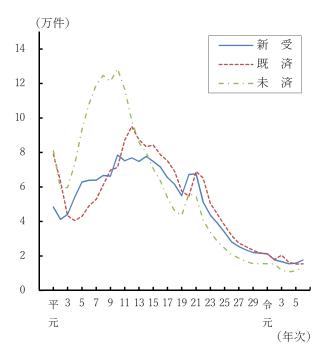
(注) 地方裁判所及び簡易裁判所の合計の数値である。



## § 3 民事執行事件

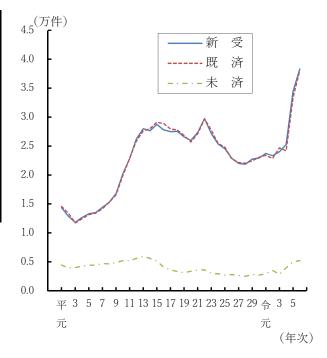
## (1) 不動産執行事件

年 次	新 受	既 済	未済
平成 元 年 5 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5 6	48,334 62,891 78,538 74,857 67,201 33,719 25,470 23,510 21,595 21,272 17,705 16,700 15,449 15,814 17,599	78,982 42,987 71,256 84,271 54,585 37,760 27,415 25,414 23,312 21,632 21,204 17,884 20,431 16,301 15,257 15,360	80,913 93,217 128,539 70,647 56,024 24,408 18,741 16,837 15,494 15,457 15,525 15,346 11,615 10,763 11,320 13,559



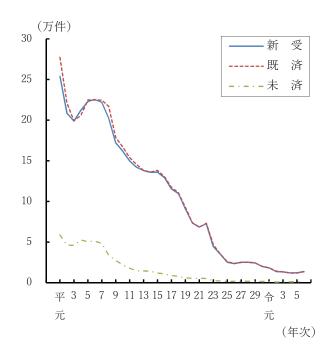
## (2) 不動産等引渡事件

年 次	新 受	既 済	未済
平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5 6	14,344 13,301 20,186 28,713 25,962 24,554 22,020 21,866 22,749 22,922 23,712 23,344 24,036 25,278 34,410 38,319	14,570 13,170 19,855 29,123 25,715 24,786 22,157 22,023 22,437 23,054 23,404 22,831 24,701 24,173 33,346 38,094	4,449 4,376 5,196 5,165 3,359 2,693 2,651 2,494 2,806 2,674 2,982 3,495 2,830 3,935 4,999 5,224



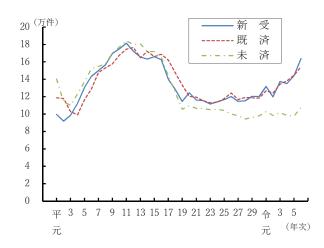
## (3) 動産執行事件

	13 3.11		
年 次	新 受	既 済	未済
平成 元年 5 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 元年	新 受 253,963 222,949 161,993 136,101 73,519 25,301 25,196 25,247 24,405 20,176 18,384 13,788	277,297 224,860 167,308 138,309 73,904 25,906 25,120 25,293 24,438 20,401 18,365 14,342	59,022 50,702 22,089 12,021 5,536 1,715 1,846 1,800 1,767 1,542 1,561 1,007
令和 元年	18,384	18,365	1,561



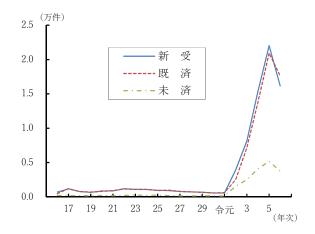
#### (4) 債権執行事件

年 次	新 受	既 済	未済	
平成 元年	99,620	118,697	140,276	
5	130,853	116,640	137,304	
10	174,997	167,886	177,288	
15	165,934	165,896	171,942	
20	124,411	120,369	109,719	
25	116,433	117,734	104,121	
27	114,613	116,678	98,092	
28	115,165	118,947	94,310	
29	120,403	118,593	96,120	
30	120,179	118,389	97,910	
令和 元年	131,717	126,708	102,919	
2 3	119,708	124,169	98,458	
	137,389	134,320	101,527	
4	135,114	138,134	98,507	
5	143,852	144,586	97,773	
6	163,770	154,191	107,352	



#### (5) 財産開示事件

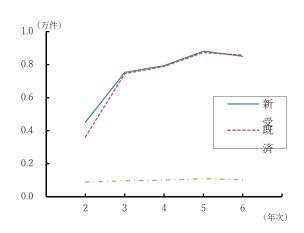
年	次	新 受	既 済	未済
平成	16年	718	489	229
	20 25	884 979	821 937	223 269
	27	791	817	170
	28 29	732 686	745 681	157 162
A ===	30	578	568	172
令和	元年	577 3,930	622 2,507	127 1.550
	2 3	8,156	7,185	2,521
	4 5	15,354 22,022	13,770 20,942	4,105 5,185
	6	16,177	17,606	3,756



#### (6) 第三者からの情報取得事件

年 次	新 受	既 済	未済
令和 2年	4,506	3,619	887
3	7,527	7,451	963
4	7,938	7,894	1,007
5	8,815	8,730	1,092
6	8,506	8,576	1,022

- (注) 令和2年4月から計上している。(注) 不動産を対象とする第三者からの情報取得事件は令和3年5月1日に手続が開始された。

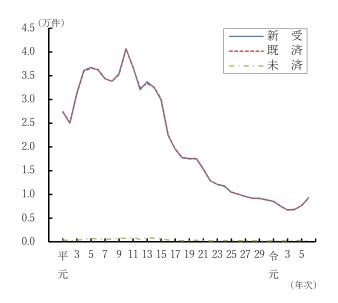


## § 4 民事保全事件

## (1) 仮差押え事件

年 次	新 受	既 済	未済
平成 元 年 5 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5 6	27,365 36,767 40,639 29,889 17,554 10,444 9,548 9,203 9,152 8,868 8,558 7,551 6,726 6,855 7,640 9,309	27,428 36,571 40,695 30,102 17,512 10,491 9,565 9,194 9,182 8,899 8,506 7,561 6,702 6,781 7,688 9,248	405 731 726 596 358 258 246 255 225 194 246 236 260 334 286 347

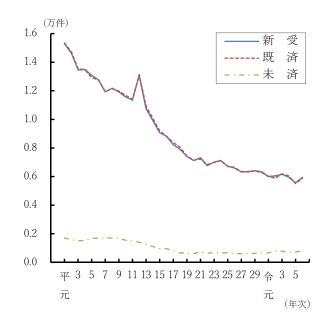
(注) 地方裁判所及び簡易裁判所の合計の数値である。



## (2) 仮処分事件

年 次	新 受	既 済	未済
平成 元年	15,290	15,348	1,702
5	13,074	12,923	1,684
10	11,569	11,687	1,548
15	9,060	9,198	962
20	7,120	7,142	616
25	6,720	6,710	670
27	6,331	6,344	601
28	6,344	6,326	619
29	6,407	6,397	629
30	6,332	6,284	677
令和 元年	5,996	6,014	659
2	6,041	5,893	807
3	6,162	6,189	780
3	5,162	6,189	780
4	5,940	6,041	679
5	5,562	5,509	732
6	5,941	5,878	795

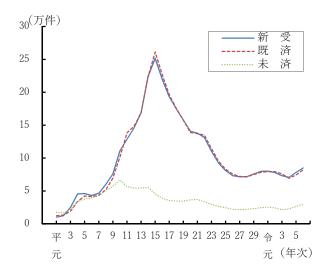
(注) 地方裁判所及び簡易裁判所の合計の数値である。



## § 5 倒産事件

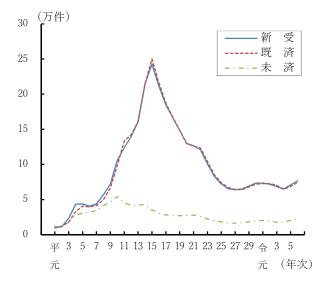
# (1) 破産事件 ① 全事件

年 次	新 受	既 済	未済
平成 元 年 5 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5 6	10,319 46,216 111,067 251,800 140,941 81,136 71,533 71,840 76,015 80,012 80,202 78,105 73,457 70,602 78,215 85,115	12,454 42,341 101,447 261,162 139,101 83,116 72,026 71,315 75,069 78,516 79,318 79,348 76,321 69,364 74,325 81,980	17,747 37,943 66,841 45,911 36,553 24,693 21,771 22,296 23,242 24,738 25,622 24,379 21,515 22,753 26,643 29,778



## ② 個人 (内数)

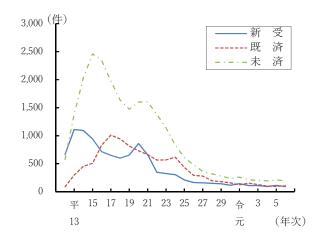
年 次	新 受	既 済	未済
平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5 6	9,433 43,816 105,468 242,849 129,883 72,288 64,082 64,872 68,995 73,268 73,292 71,839 68,412 64,982 70,745 76,454	10,885 40,799 97,726 250,208 129,449 73,753 64,182 64,120 67,972 71,856 72,602 72,587 70,408 64,498 68,403 74,379	11,950 30,827 54,168 35,284 27,291 18,261 16,423 17,175 18,198 19,610 20,300 19,552 17,556 18,040 20,382 22,457



#### (2) 民事再生事件

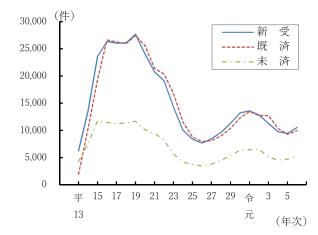
#### ① 通常再生事件

ا داات	_
年 次	
平成 12 年 平成 15 20 25 27 28 29 30 元 2 3 4 5 6	



#### ② 個人再生事件

(E)			
年 次	新 受	既 済	未済
平成 13 年	6,210	1,939	4,271
15	23,612	19,378	11,757
20	24,052	25,602	10,110
25	8,374	8,800	3,738
27	8,477	8,124	3,822
28	9,602	8,981	4,443
29	11,284	10,339	5,388
30	13,211	12,286	6,313
令和 元年	13,594	13,479	6,428
2 3	12,841	12,712	6,557
3 4	11,249 9,764	12,691 10,351	5,115 4,528
5	9,764	9,271	4,526
6	10,524	9,271	5,265
0	10,324	9,900	3,203



#### 小規模個人再生事件 (内数)

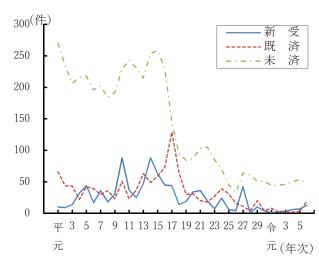
年 次	新 受	既 済	未済
平成 13 年 15	1,732 15,001	520 10,950	1,212 7,706
20 25	21,810 7,655	22,976 7,980	9,142 3,411
27 28	7,798 8,841	7,474 8,242	3,463 4,062
29 30	10,488 12,355	9,543 11,473	5,007 5,889
<sup>令和</sup> 元年 2 3	12,764 12,064 10,509	12,628 11,948 11,910	6,025 6,141
5 4 5	8,982 8,766	9,581 8,552	4,740 4,141 4,355
6	9,898	9,312	4,941

#### 給与所得者等再生事件(内数)

年	次	新 受	既 済	未済
平成	13 年	4,478	1,419	3,059
	15 20	8,611 2,242	8,428 2,626	4,051 968
	25	719	820	327
	27 28	679 761	650 739	359 381
	29 29	796	739 796	381
A	30	856	813	424
令和	元 2	830 777	851 764	403 416
	3	740	781	375
	4 5	782 674	770 719	387 342
	6	626	644	324

(3) 会社更生事件

年 次 新 受 既 済 未 済  平成 元年 10 66 270 5 44 42 218 10 88 51 229 15 63 59 258 20 34 31 87 25 6 31 45 27 42 11 64 28 1 4 61 29 10 20 51 今和 元年 1 8 44 2 3 2 45 3 3 2 46 4 6 2 50	<u> </u>			
平成 元 年 10 66 270 218 10 88 51 229 15 63 59 258 20 34 31 87 25 66 31 45 27 42 11 64 28 1 4 61 29 10 20 51 30 4 4 51  8 44 51 3 2 45 3 4 6 2 50	年 次	新 受	既 済	未済
5 7 3 54		10 44 88 63 34 6 42 1 10 4 1 3 3 6 7	66 42 51 59 31 31	270 218 229 258 87 45 64 61 51 51 44 45 46 50 54 47
		年 次 平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30	年 次 新 受	平成 元年 10 66 44 42 10 88 51 15 63 59 20 34 31 25 6 31 27 42 11 28 29 10 20 30 4 4 4 8 8 7 1 8 8 2 3 3 2 3 4 6 5 7 3 3



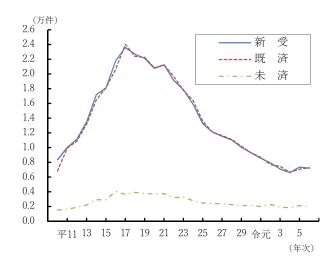
(4) 特別清算事件

(1) 1373111	<del>//</del>			(11	(-)
年 次	新 受	既 済	未済	600 (作	<b></b> 新 受
平成 元年	60	84	106	550	既 済
5 10	80 249	69 144	142 383	500	未済
1.5	290	363	429	450	_ ' '
20 25 27 28 29 30 令和 元 年	385	404	306	400	
25 27	280 286	310 296	144 137		
28	292	305	124	350	
29	335	298	161	300	
30   <sub>令和</sub> 元 年	312 304	314 315	159 148	250	F /// \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
2	338	305	181	200	F / //
3	302	346	137	150	
2 3 4 5	281 302	287 268	131 165	100	
6	364	352	177	50	
	<u>l</u>			0	[
				U	平 3 5 7 9 11 13 15 17 19 21 23 25 27 29 令 3 5
					元 元 (年次)
					(十久)

#### § 6 少額訴訟事件(簡易裁判所)

年 次	新 受	既 済	未済
平成 10 年 15 20 25 27 28 29 30 令和 元 年 2 3 4 5 6	8,348 18,117 20,782 13,240 11,542 11,030 10,041 9,310 8,542 7,944 7,944 6,594 7,339 7,186	6,819 18,125 20,829 13,570 11,643 11,116 10,164 9,312 8,668 7,692 7,455 6,647 7,073 7,288	1,529 2,907 3,713 2,449 2,342 2,256 2,133 2,131 2,005 2,257 1,896 1,843 2,109 2,007

(注)途中で通常移行したものを含んだ数値である。



(終局区分別既済事件数)

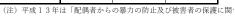
年 2	次	Α /1	判決	和解	その他			
		全 体	(内対席)	(内欠席)	, , , , , ,	- '-		
平成 10		2,818	917	1,901	2,539	1,462		
15 20		6,416 7,539	2,639 3,004	3,774 4,533	7,657 7,671	4,052 5,619		
25		5,342	2,291	3,050	4,475	3,753		
2'	7	4,726	2,064	2,662	3,650	3,267		
28		4,553	1,960	2,592	3,402	3,161		
29		4,149	1,815 1,583	2,333	3,105	2,910		
令和 万		3,803 3,691	1,565	2,218 2,072	2,659 2,267	2,850 2,710		
		3,276	1,486	1,787	1,839	2,577		
	2 3	3,103	1,444	1,649	1,775	2,577		
4	4	3,043	1,326	1,708	1,412	2,192		
	5 6	3,297 3,334	1,463 1,411	1,832 1,915	1,455 1,472	2,321 2,482		
	U	5,554	1,411	1,913	1,412	۷,402		

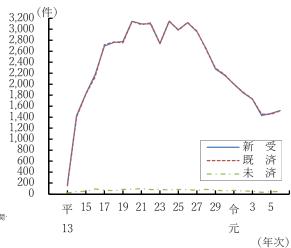
(注) 1 途中で通常移行したものを含んだ数値である。

<sup>2 「</sup>判決」欄の「全体」の中には、対席又は欠席のいずれにも分類されないものを含む。

### § 7 配偶者暴力等に関する保護命令事件

年 次	新 受	既 済	未済
平成 13 年	171	153	18
15	1,825	1,822	49
20	3,147	3,143	88
25	2,992	2,984	85
27	2,958	2,970	70
28	2,648	2,632	86
29	2,280	2,293	73
30	2,164	2,177	60
令和 元年	2,005	1,998	67
2	1,844	1,855	56
3	1,730	1,732	54
4	1,431	1,453	32
5	1,466	1,455	43
6	1,522	1,516	49

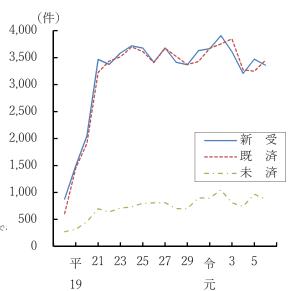




#### § 8 労働審判事件-地方裁判所

年 次	新 受	既 済	未済
平成 18 年	877	606	271
20	2,052	1,911	456
25	3,678	3,612	798
27	3,679	3,674	811
28	3,414	3,524	701
29	3,369	3,372	698
30	3,630	3,429	899
令和 元年	3,665	3,670	894
2	3,907	3,755	1,046
3	3,609	3,848	807
4	3,208	3,273	742
5	3,473	3,248	967
6	3,359	3,451	875

(注) 平成18年は、労働審判法が施行された4月1日以降の数値で



(年次)

## 3 刑事事件

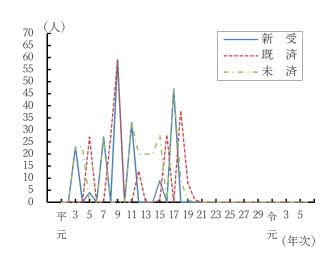
## § 1 刑事訴訟事件

## (1) 第一審事件

## ① 高等裁判所

年 次	新 受	既 済	未済
平成 元年	_	-	_
5	4	27	-
10	-	-	-
10 15 20 25 27 28 29 30 令和 元 年 2 3 4 5 6	9	1	28
20	-	1	-
25	-	-	-
27	-	-	-
28	-	-	-
29	-	-	-
30	-	-	-
令和 元年	-	-	-
2	-	-	-
3	-	-	-
4	-	-	-
5	-	-	-
6	-	1	-

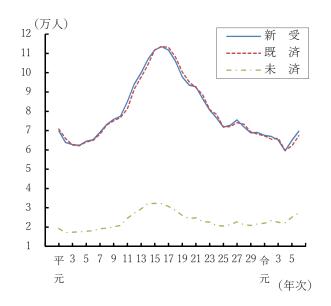




### ② 地方裁判所

年 次	新 受	既 済	未済
平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 元 年 2 3 4 5	69,738 64,428 77,496 111,822 93,568 71,771 75,566 71,900 68,830 69,028 67,554 66,939 65,151 59,503 64,987 69,652	70,870 64,138 76,795 111,767 95,196 71,904 74,112 73,359 69,296 68,163 67,221 65,561 66,020 59,838 62,032 67,387	19,276 17,823 20,839 32,259 24,378 20,599 22,714 21,255 20,789 21,654 21,987 23,365 22,496 22,161 25,116 27,381

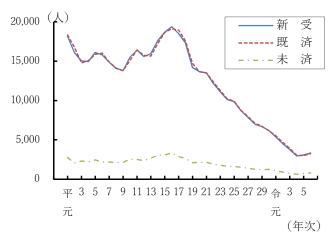
(注) 再審を含む。



# ③ 簡易裁判所 (ア) 通常事件

年 次	新 受	既 済	未済
平成 元年	18,160	18,329	2,740
5	16,119	15,876	2,440
10	15,496	15,105	2,538
15	18,683	18,668	3,077
20	13,678	13,647	2,131
25	9,842	9,912	1,585
27	7,821	7,957	1,385
28	6,991	7,117	1,259
29	6,681	6,724	1,216
30	6,197	6,167	1,246
令和 元 年	5,384	5,519	1,111
2	4,472	4,676	907
3	3,759	3,928	738
4	2,949	3,060	627
5	3,070	2,989	708
6	3,320	3,234	794

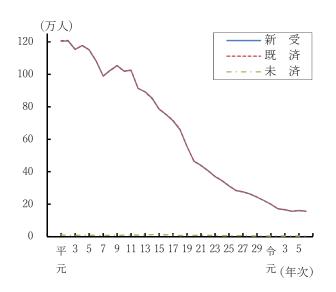




#### (1) 略式事件

平成 元 年 1,204,352 1,207,240 10,957 5 1,150,693 1,150,696 8,595 10 1,019,291 1,018,489 8,556 15 786,109 787,033 11,538 20 465,273 464,790 7,615 25 312,248 312,621 27 275,994 275,292 6,627 28 262,491 263,670 5,448 29 242,970 244,246 4,172 30 222,478 222,029 4,621 2 171,830 171,664 4,508 3 165,750 166,500 3,758 4 156,344 156,314 3,788 160,466 160,673 3,581
6 156.494 156.577 3.498

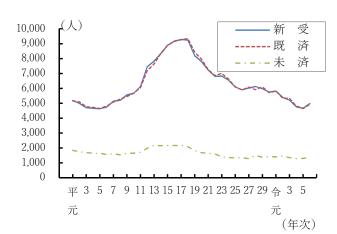
(注) 再審を含まない。



## (2) 控訴事件

年 次	新 受	既 済	未済
平成 元 5 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5 6	5,178 4,633 5,670 8,891 7,805 6,091 6,124 5,976 5,750 5,814 5,398 5,205 4,759 4,663 4,981	5,165 4,643 5,670 8,875 7,962 6,108 6,078 5,910 6,098 5,710 5,828 5,332 5,332 4,820 4,639 4,928	1,841 1,632 1,640 2,163 1,672 1,328 1,282 1,496 1,374 1,414 1,400 1,466 1,340 1,279 1,303 1,356

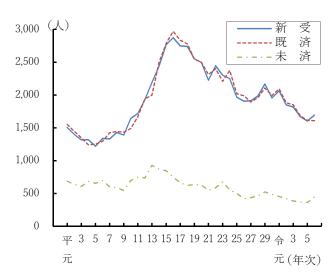




## (3) 上告事件(非常上告を含む。)

年 次	新 受	既 済	未済
平成 元 5 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5 6	1,507 1,220 1,643 2,764 2,497 1,968 1,912 1,984 2,169 1,955 2,061 1,849 1,816 1,670 1,606 1,693	1,552 1,251 1,490 2,788 2,500 2,020 1,895 1,958 2,107 1,993 2,092 1,882 1,685 1,614 1,610	685 655 699 846 632 503 436 462 524 486 455 422 386 372 364

(注) 再審を含まない。



#### § 2 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況

## (1) 地方裁判所

区分	新受	人員	既済人員				
年次	総数	うち即決裁判 手続同意確認 のための請求	総 数	うち即決裁判 手続同意確認 のための請求	国選弁護人が 選任された 被疑者数	うち即決裁判 手続同意確認 のための請求	
平成 18 年	866	11	861	11	838	8	
20	3,508	8	3,508	7	3,409	7	
25	25,130	6	25,352	6	24,813	6	
27	25,518	-	25,529	-	24,859	-	
28	24,837	-	24,769	-	24,036	-	
29	23,964	-	23,958	-	23,251	-	
30	29,566	1	29,553	1	28,565	1	
令和 元年	31,037	-	31,025	-	29,977	-	
2	30,642	-	30,705	-	29,764	-	
3	28,898	1	28,891	1	27,607	1	
4	26,557	-	26,597	-	25,891	-	
5	31,121	1	31,091	1	30,161	-	
6	30,661	-	30,671	-	29,379	-	

<sup>(</sup>注) 1 延べ人員である。

#### (2) 簡易裁判所

	区 分	新受人員					
\		総数	うち即決裁判	総数	うち即決裁判	国選弁護人が 選任された	うち即決裁判
年	次		手続同意確認 のための請求		手続同意確認 のための請求	被疑者数	手続同意確認 のための請求
平成	18 年	955	16	947	16	922	14
	20	3,619	38	3,623	38	3,555	36
	25	46,594	7	46,611	7	46,143	7
	27	45,309	1	45,265	1	44,496	1
	28	42,933	-	42,943	-	42,294	-
	29	40,822	1	40,845	1	40,068	1
	30	46,680	-	46,628	-	45,643	-
令和	元 年	49,785	-	49,699	-	48,323	-
	2	47,444	-	47,441	-	46,248	-
	3	45,875	-	45,908	-	44,962	-
	4	45,121	-	45,088	-	44,253	-
	5	49,163	-	49,145	-	48,061	-
	6	51,246	-	51,216	-	49,912	-

<sup>2</sup> 平成18年は、被疑者に対する国選弁護制度が施行された10月2日以降の数値である。

<sup>(</sup>注) 1 延べ人員である。 2 平成18年は、被疑者に対する国選弁護制度が施行された10月2日以降の数値である。

## § 3 刑事通常第一審における弁護人が選任された人員

## (1) 地方裁判所

区 分 年 次	終局人員	弁護人が 選任された人員	うち強制	私選弁護人が 選任された人員	うち強制	国選弁護人が 選任された人員	うち強制
平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5 6	52,755 48,692 58,257 80,223 67,644 52,229 54,297 53,247 50,591 49,811 48,751 47,117 46,735 42,278 43,882 47,558	51,250 47,257 56,474 78,544 66,736 51,944 54,039 53,010 50,357 49,623 48,538 46,901 46,527 42,072 43,590 47,220	41,326 36,274 41,016 57,187 54,270 42,965 43,613 43,038 41,038 39,839 38,387 37,159 36,921 33,210 34,439 37,072	19,358 16,880 16,335 19,437 16,687 10,072 10,910 10,988 10,520 9,509 8,264 7,764 8,258 7,549 7,657 8,161	15,263 13,344 13,154 15,465 13,716 7,326 7,564 7,616 7,096 6,574 6,324 6,709 6,237 6,651	32,517 31,028 40,904 60,381 52,301 44,032 45,593 44,529 42,384 42,080 41,456 40,276 39,503 35,590 37,158 40,410	26,593 23,499 28,547 42,833 42,562 36,905 37,357 36,496 34,837 33,932 32,841 31,852 31,320 27,995 29,290 31,596

(注) 実人員である。

## (2) 簡易裁判所

区 分 年 次	終局人員	弁護人が 選任された人員	うち強制	私選弁護人が 選任された人員	うち強制	国選弁護人が 選任された人員	うち強制
平成 元年 5 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5 6	11,428 10,179 10,696 13,732 10,632 8,109 6,590 5,856 5,524 5,051 4,511 3,901 3,291 2,629 2,518 2,732	10,928 9,866 10,371 13,426 10,455 8,015 6,497 5,777 5,449 4,987 4,441 3,840 3,226 2,578 2,471 2,668	9,805 9,115 9,400 11,876 9,076 6,646 5,652 5,068 4,785 4,403 3,862 3,345 2,813 2,226 2,134 2,298	1,941 1,684 1,277 1,209 950 606 596 469 556 435 378 302 262 243 203 259	1,408 1,460 1,135 1,071 834 421 401 310 373 334 294 237 205 168 153 191	9,062 8,264 9,162 12,311 9,703 7,554 6,060 5,434 5,066 4,645 4,102 3,579 2,988 2,372 2,292 2,447	8,465 7,734 8,327 10,890 8,428 6,289 5,311 4,806 4,489 4,125 3,603 3,144 2,624 2,088 2,000 2,138

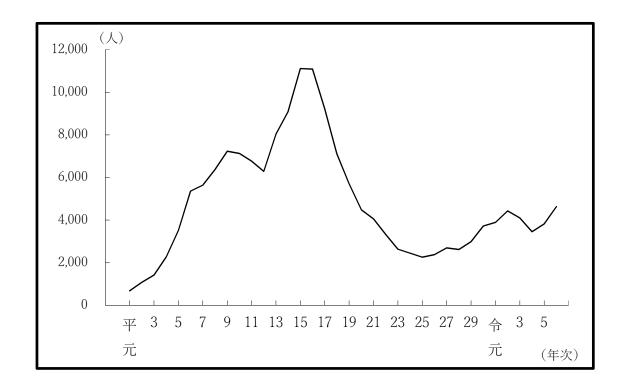
(注) 実人員である。

## § 4 刑事通常第一審における通訳翻訳人の付いた外国人事件の推移(地方裁判所・簡易裁判所総数)

## (1) 有罪人員の推移

年 次	有罪人員
平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 元 2 3 4 5 6	683 3,521 7,133 11,116 4,486 2,261 2,697 2,621 2,987 3,720 3,891 4,433 4,100 3,454 3,821 4,636

(注)被告人又は証人等に通訳翻訳人が付いた実人員である。



## (2) 言語別有罪人員の推移

## (地方裁判所・簡易裁判所総数)

	年 次	平22	25	27	28	29	30	令元	2	3	4	5	6
言	語												
総	数	3,317	2,254	2,688	2,614	2,980	3,712	3,880	4,424	4,090	3,446	3,807	4,623
中	国 語	1,031	738	878	745	907	1,189	1,079	1,032	830	683	611	721
	北京語	981	709	858	723	869	1,140	1,050	983	815	671	590	685
	広 東 語	14	15	8	15	29	36	25	42	11	5	15	21
	台 湾 語	7	2	3	2	3	6	2	1	-	-	1	9
	福 建 語	8	1	-	-	1	2	-	-	-	3	1	-
	上 海 語	1	2	4	1	3	2	=	1	2	1	1	-
	その他	20	9	5	4	2	3	2	5	2	3	3	6
韓国	国・朝鮮語	377	170	125	137	114	119	74	87	58	41	47	45
	レトガル語	332	218	218	239	212	214	219	208	210	188	208	236
フ (タ	ィリピノ ガログ)語	394	221	248	235	242	254	263	263	225	239	236	253
ス・	ペイン語	243	167	133	145	128	125	125	134	100	91	96	125
~	トナム語	229	222	483	538	705	986	1,175	1,655	1,608	1,199	1,541	1,784
タ	イ 語	141	94	132	122	140	164	219	290	262	259	279	372
英	語	194	145	196	173	185	203	212	165	184	158	141	197
%	ルシャ語	116	61	37	35	40	30	27	21	20	27	22	19
シ	ンハラ語	35	33	32	17	28	58	70	89	104	129	82	116
イン	/ドネシア語	28	16	25	47	51	60	95	112	117	114	123	182
7	ンガル語	25	18	22	11	11	15	10	10	20	23	19	12
ウノ	レドゥー語	21	18	13	17	14	23	17	11	18	22	27	32
П	シア語	27	16	15	13	25	36	13	22	10	11	15	15
1	ル コ 語	10	13	16	25	36	36	25	44	48	36	43	70
モ	ンゴル語	17	6	19	19	23	32	27	25	28	24	29	24
"	ャンマー語	14	13	6	9	18	30	22	15	18	15	16	28
ネ	パール語	13	12	13	16	29	37	74	73	71	57	67	75
タ	ミール語	6	4	3	5	6	8	9	11	12	15	16	13
フ	ランス語	21	17	15	14	15	15	24	9	18	11	19	29
	ノジャビ語		4	5	8	4	7	7	5	13		5	9
ヒン	ノディー語	8	6	10	8	9	8	13	16	14	16	14	16
~ 1	ブライ語	6	-	1	1	-	-	1	1	1	-	2	3
そ	の他	23	42	43	35	38	63	80	126	101	88	149	247

(注) 被告人が外国人である事件のうち、被告人又は証人等に通訳翻訳人が付いた実人員である。

#### § 5 刑事通常第一審における裁判員裁判対象事件(地方裁判所)

(注) (1)及び(2)における平成21年は、いずれも「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」 が施行された5月21日以降の数値である。

#### (1) 裁判員裁判対象事件の新受人員

年 次	新 受
平成 21 年	1,196
22	1,797
23	1,785
24	1,457
25	1,465
26	1,393
27	1,333
28	1,077
29	1,122
30	1,090
令和 元年	1,133
2	1,004
3	793
4	839
5	972
6	889

<sup>(</sup>注) 1 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

#### (2) 裁判員の合議体により裁判がされた終局人員

年 次	終局
年 次 平成 21 年 22 23 24 25 26 27 28 29 30 令和 元 年	終 局  142 1,506 1,525 1,500 1,387 1,202 1,182 1,104 966 1,027 1,001
2 3 4 5 6	905 904 738 807 848

<sup>(</sup>注) 実人員である。

#### § 6 刑事損害賠償命令事件(地方裁判所)

年 次	新 受	既 済	未済
平成 21 年 25 27 28 29 30 令和 元 年 2 3 4	新 受 214 303 320 300 314 289 311 337 308 284 311	既 済 162 312 307 306 295 309 318 289 344 281 282	未 済 52 60 96 90 109 89 82 130 94 97 126
5 6			

<sup>2</sup> 延べ人員である。

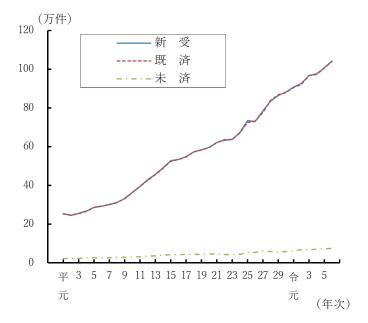
<sup>(</sup>注) 1 数値は件数である。 2 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(損害賠償命令制度関係)が施行された平成20年12月1日から 末日までの新受未済、及び既済の各件数は、いずれも0件である。

## 4 家事事件及び人事訴訟事件

#### § 1 家事審判事件

(注) § 1 家事審判事件及び§ 2 家事調停事件における平成 2 5 年以降の数値は、高等裁判所が第一審として行う家事審判事件及び高等裁判所における家事調停事件の件数を含まない。

年	次	新 受	既 済	未済
平成	元 5 10	252,587 286,843	253,164 286,136	21,793 25,898
	10	363,666	362,094	30,009
	15	527,522	524,632	41,812
	20	596,945	594,936	45,848
	25	734,227	724,591	53,360
	27	784,089	776,092	61,319
	28	835.713	838,566	58,466
	29	863,882	867,597	54,751
	30	883,000	879,230	58,521
令和	元	907,798	904,757	61,562
	2	926,830	921,166	67,226
	3	967,412	966,781	67,857
	4	976,082	972,996	70,943
	5	1,007,580	1,005,806	72,717
	6	1,042,229	1,040,441	74,505

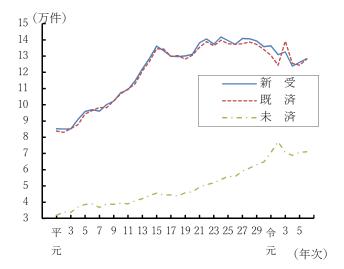


(終局区分別既済事件数)

年 次	認容	却 下	取下	その他
平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30 年 2 3 4 5 6	237,875 269,796 342,326 499,917 569,390 695,010 746,738 809,319 838,039 849,951 874,940 891,817 935,445 942,402 974,496 1,005,497	1,649 1,940 2,320 3,578 3,836 4,993 4,684 4,678 4,503 4,515 4,691 4,141 4,887 4,785 4,798 4,798	11,461 11,885 13,625 16,337 15,709 16,263 15,049 15,510 16,425 15,980 16,087 16,275 16,793 16,113 16,229 16,531	2,179 2,515 3,823 4,800 6,001 8,325 9,621 9,059 8,630 8,784 9,039 8,933 9,656 9,696 10,283 13,571

## § 2 家事調停事件

年 次	新 受	既 済	未済
平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5 6	85,219 95,837 107,559 136,125 131,093 139,593 140,822 140,641 139,274 135,783 136,358 130,936 123,760 126,185 128,472	83,799 94,266 106,824 134,570 130,547 137,627 137,601 138,701 137,194 134,079 130,519 124,346 139,190 125,438 124,343 128,163	31,865 38,567 39,407 45,575 46,323 55,879 59,049 60,989 63,069 64,773 70,612 77,202 70,568 68,890 70,732 71,041



(終局区分別既済事件数)

年 次	調停 成立	調停 不成立	合意に相当 する審判	調停に 代わる審判	調停を しない	取下	その他
平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5 6	37.162 42,802 49,238 62,924 66,951 72,893 73,042 73,230 72,032 69,690 66,384 59,529 65,871 58,116 56,946 58,613	13,086 14,900 17,231 24,212 22,769 25,783 24,742 24,799 23,875 23,163 22,517 22,552 27,402 24,851 24,827 25,587	2,290 2,277 2,588 2,985 2,047 1,845 1,899 2,059 1,933 1,830 1,796 1,528 1,693 1,436 1,276 1,178	81 118 68 73 912 3,628 4,751 5,519 6,936 8,045 9,592 12,635 12,809 13,453 14,890	1,005 1,008 1,368 1,853 1,570 1,461 1,485 1,450 1,549 1,418 1,492 1,316 1,496 1,394 1,450 1,490	29,309 32,202 35,218 41,111 35,284 31,998 29,476 28,568 28,145 26,743 25,610 25,145 25,068 21,952 21,487 21,379	866 959 1,113 1,412 1,831 2,835 3,329 3,844 4,141 4,299 4,675 4,684 5,025 4,880 4,904 5,026

(注) 平成24年までは、「合意に相当する審判」は「23条審判」と、「調停に代わる審判」は「24条審判」と称していた。

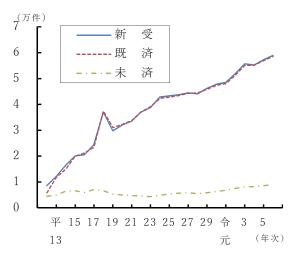
#### § 3 人事訴訟事件

人事訴詞	公事件			13,000	(件)
年 次	新 受	既 済	未済	12,000	- A
平成 元年	6,501	6,428	5,636	11,000	
5 10	7,185 7,869	6,890 8,054	6,102	10,000	
15 20	10,748 10,718	10,367 10,874		9,000	
25 27	10,594 10.338	10,873 10.362	9,466	8,000	
28	10,004	9,949	9,793	7,000	新 受
30	9,272	9,475	9,445	6,000	既 済
				5,000	0.5.7.0.11101517100100050700
3	10,094	9,173	10,993		平 3 5 7 9 11 13 15 17 19 21 23 25 27 29 令 3 5
4 5					元    元
6	9,073	8,964	10,704		(年次)
	年 次 平成 元年 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5	平成 元年 6,501 5 7,185 10 7,869 15 10,748 20 10,718 25 10,594 27 10,338 28 10,004 29 9,828 30 9,272 令和 元年 9,042 2 8,568 3 10,094 4 8,984 5 8,830	年 次 新 受 既 済  平成 元年 6,501 6,428 5 7,185 6,890 10 7,869 8,054 15 10,748 10,367 20 10,718 10,874 25 10,594 10,873 27 10,338 10,362 28 10,004 9,949 29 9,828 9,973 30 9,272 9,475 令和 元年 9,042 8,827 2 8,568 8,156 3 10,094 9,173 4 8,984 9,171 5 8,830 9,041	年 次 新 受 既 済 未 済  平成 元年 6,501 6,428 5,636 5 7,185 6,890 6,063 10 7,869 8,054 6,102 15 10,748 10,367 7,782 20 10,718 10,874 8,552 25 10,594 10,873 9,466 27 10,338 10,362 9,738 28 10,004 9,949 9,793 29 9,828 9,973 9,648 30 9,272 9,475 9,445 令和 元年 9,042 8,827 9,660 2 8,568 8,156 10,072 3 10,094 9,173 10,993 4 8,984 9,171 10,806 5 8,830 9,041 10,595	年 次 新 受 既 済 未 済 12,000  平成 元年 6,501 6,428 5,636 11,000 5 7,185 6,890 6,063 10,000 10 7,869 8,054 6,102 15 10,748 10,367 7,782 9,000 20 10,718 10,874 8,552 25 10,594 10,873 9,466 8,000 27 10,338 10,362 9,738 28 10,004 9,949 9,793 7,000 29 9,828 9,973 9,648 30 9,272 9,475 9,445 6,000 令和 元年 9,042 8,827 9,660 5,000 元年 9,042 8,827 9,660 5,000 2 8,568 8,156 10,072 3 10,094 9,173 10,993 4 8,984 9,171 10,806 5 8,830 9,041 10,595

平成15年までは地裁人事訴訟事件の数であり、平成16年以降は地裁人事訴訟事件及び家裁人事訴訟事件の合計である。

#### § 4 成年後見関係事件

年 次	新 受	既 済	未 済
年 次 平成 12 年 15 20 25 27 28 29 30 令和 元 年 2 3 4 5	新受 8,617 20,066 32,004 43,288 44,464 44,117 46,213 47,805 48,515 51,921 55,655 55,223 57,292 58,952	既 5,829 19,954 32,292 42,816 44,278 44,443 45,861 47,367 47,973 51,250 55,054 55,135 56,937 58,522	未済 4,517 6,598 5,025 5,353 5,819 5,871 6,309 6,851 7,522 8,123 8,211 8,566 8,996

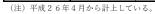


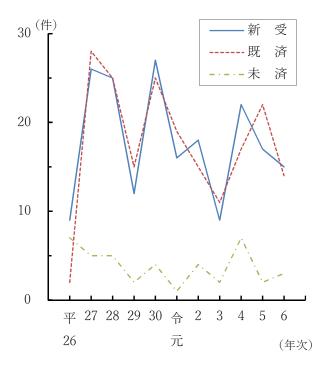
(年次)

平成12年は、旧制度並びに後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見監督人選任事件の合計である(後見開始等の申立てには後見開始の 審判の取消しの申立てを、保佐開始等又は補助開始等の申立てには、保佐開始又は補助開始の審判の取消し、同意を要する行為の定め、代理権付与な どの申立てを含む。)。

## § 5 子の返還申立事件

年 次	新 受	既 済	未済
平成 26 年	9	2	7
27	26	28	5
28	25	25	5
29	12	15	2
30	27	25	4
令和 元年	16	19	1
2	18	15	4
3	9	11	2
4	22	17	7
5	17	22	2
6	15	14	3

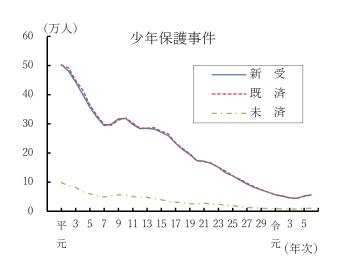




#### 5 少年事件

## § 1 少年保護事件人員の歴年比較

年 次	新 受	既 済	未済
年 次 平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5	新文 502,757 355,786 318,508 270,954 172,995 121,284 93,395 81,998 73,353 64,869 56,408 51,485 45,873 44,629 52,642	既済 501,008 363,530 319,298 274,299 172,937 121,696 96,329 83,908 74,441 65,636 56,959 52,620 46,527 43,802 51,155	表 98,254 59,202 55,587 39,577 25,710 19,224 11,424 10,336 9,569 9,018 7,883 7,229 8,056 9,543
6	56,259	55,722	10,080



#### § 2 少年保護事件の終局事由別人員数(令和6年)

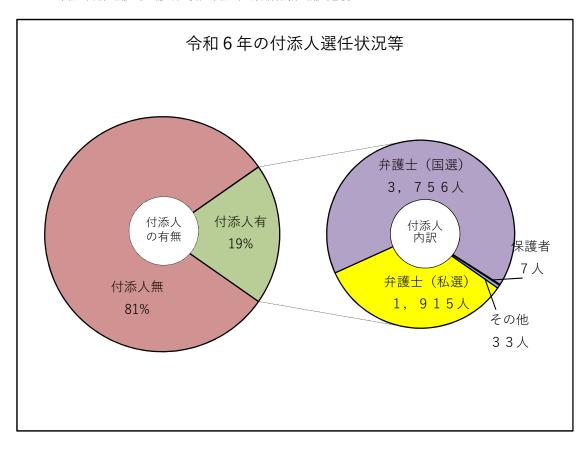
	事件の種類	小左归进市件		
終局事由		少年保護事件	一般保護事件	道路交通保護事件
検 察 官	送 致	2,922	1,093	1,829
刑事	処 分	1,772	318	1,454
年 齢	超過	1,150	775	375
保 護 処 分 ( 特 定 少 年 以 外 )		6,216	4,969	1,247
保護	観察	5,012	3,829	1,183
児童自立支援施設等送致		113	111	2
	第 1 種	1,075	1,013	62
少年院送致	第 2 種	1	1	-
	第 3 種	15	15	-
保護処分 (	特定少年)	6,753	4,653	2,100
保護観察	施設収容あり	4,543	3,407	1,136
	施設収容なし	1,372	440	932
少年院送致	第 1 種	802	770	32
	第 2 種	17	17	-
	第 3 種	19	19	-
知事又は児童		106	104	2
強	制	9	9	-
非	強制	97	95	2
不		8,770	7,719	1,051
審判不		21,046	15,858	5,188
移 送 ・	回 付	5,344	4,293	1,051
従たる	事件	4,565	3,764	801
合	計	55,722	42,453	13,269

(注) 「不処分」、「不開始」として処理される場合にも、家庭裁判所における調査、審判の過程で本人に対する訓戒などの教育的措置がとられることが多い。

### § 3 一般保護事件の既済人員 - 付添人の種類別 - 全家庭裁判所

			付 添 人 有						
	事件総数	総数		弁護士		保護者	その他	付添人無	
		小心 女人	弁護士総数	うち私選	うち国選		( 4) IE		
平成 11 年 15 20 25 27 28 29 30 令和 元 年 2 3 4 5 6	78,186 81,558 54,054 40,987 32,740 27,763 24,603 21,625 19,588 18,871 16,239 21,703 27,033 29,425	3,443 4,961 5,004 8,477 7,437 6,541 5,753 5,099 4,797 4,214 4,303 5,293 5,711	3,149 4,584 4,765 8,366 7,350 6,464 5,871 5,694 5,045 4,742 4,170 4,278 5,260 5,671	3,149 4,575 4,314 8,046 4,011 3,206 2,747 2,304 1,973 1,778 1,602 1,677 1,862 1,915	3,339 3,258 3,124 3,390 3,072 2,964 2,568 2,601 3,398 3,756	61 105 52 31 29 17 11 9 9 7 11 4 5	233 272 187 80 58 60 62 50 45 48 33 21 28 33	74,743 76,597 49,050 32,510 25,303 21,222 18,659 15,872 14,489 14,074 12,025 17,400 21,740 23,714	

- (注) 1 国選付添人制度は、平成13年4月1日から施行された。
  - 2 次の事件を除いた数値である。
    - (1) 簡易送致事件
    - (2) (無免許) 過失運転致死傷事件、(無免許) 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、車両運転による業務上(重)過失致死傷事件(平成27年以降の数値は過失致死傷事件を含む。)、自動車運転過失致死傷事件及び(無免許)危険運転致死傷事件(いずれも令和4年3月以前終局分のみ)
    - (3) 移送・回付で終局した事件
    - (4) 既済事件として集計しないもの(従たる事件)
  - 3 令和4年以降の数値は、上記2(2)の事件の令和4年4月以降終局分の数値を含む。



### 6 医療観察事件

(注) 平成 1.7 年は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が施行された 7 月 1.5 日以降の数値である。

### § 1 医療観察処遇事件-地方裁判所

年 次	新受	うち 回付に よる受理	既 済	うち 終局事由 が回付	未済
平成 17 年	168	25	106	25	62
20	1,302	88	1,300	89	197
25	1,895	79	1,872	84	273
27	2,016	76	2,026	77	270
28	1,886	71	1,872	73	284
29	2,005	90	1,973	90	316
30	1,887	67	1,927	72	276
令和 元年	1,861	55	1,820	53	317
2	1,909	59	1,881	61	345
3	1,965	60	1,963	57	347
4	2,015	74	2,029	72	333
5	1,962	67	1,957	60	338
6	1,871	63	1,862	56	347

# § 2 医療観察処遇事件の受理区分別新受、既済、未済人員数 - 地方裁判所(令和6年)

受理		区 分	受 理	旧受	新受	うち 回付に よる受理	既済	うち 終局事由 が回付	未済
総		数	2,209	338	1,871	63	1,862	56	347
入院・通院	33条	2条2項1号	378	71	307	58	314	52	64
の申立て	1項	2条2項2号	18	2	16	3	15	3	3
	49条	1 項 (退院許可)	288	50	238	-	233	-	55
退院・入院	47*	2 項 (入院継続)	1,291	174	1,117	1	1,120	-	171
継続の申立て	50条	退院許可	91	14	77	2	69	1	22
	30×	医療終了	44	10	34	-	31	-	13
処遇終了・	54条	1 項 (医療終了)	75	12	63	-	59	-	16
通院期間延長の申立て	34未	2 項 (通院期間延長)	12	3	9	1	12	-	-
	55条	医療終了	6	1	5	-	4	-	2
再入院等 の申立て	59条	1項、2項	6	1	5	-	5	-	1

#### § 3 医療観察処遇事件の終局総人員-終局区分別-地方裁判所

									終	局	区	分							
		終	入隊	完・通	院(3	3条1項	頁)		・入院 :又は5			期間 (54条		F入院 (59条)					抗
			4	2条1項	頁	40条 (却		5	1条1項	ĺ	56条	⊱1項		61条		却下	移	取	
		局	1号	2号	3号	1号	2号	1号	2号	3号	1号	2号	1項 1号	1項 2号	1項 3号		送		
年	次	総	入	通	医療	対象	心神	入	退	医	通院	医	入	棄却	処	申立て			
					を 行	行為	喪失	院継	院	療	期間	療		3	遇	不適	そ	下	
		人			わない	を 行っ	者等	続			延			項の場		法の	の		
		員			い国の	てい	では	確認	許	終	長決	終		合も	終	み	他	げ	告
			院	院	決定	ない	ない	彩等	可	了	定等	了	院	含 む	了				
	15.7		- 10	4.0	-														4.6
平成	17 年 20	1,198	49 257	19 62	7 68	2	3 13	583	115	27	1	38	2	1	1	7	16	6	16 81
	25	1,746	267	39	59	-	14	1,036	166	34	26	51	9	-	-	1	39	6	127
	27	1,916	253	33	46	1	6	1,141	257	45	20	65	7	-	-	5	29	9	110
	28	1,769	237	36	50	1	13	1,054	210	37	14	75	7	2	-	4	20	9	96
	29	1,851	268	32	48	-	5	1,121	208	40	16	84	6	2	-	2	19	-	125
	30	1,810	242	25	41	1	11	1,093	243	28	15	71	5	2	-	2	22	11	120
令和	元 年	1,715	213	23	37	2	7	1,095	183	29	21	71	8	1	1	2	19	3	96
	2	1,773	236	33	31	1	7	1,150	172	28	17	64	6	1	-	1	22	4	121
	3	1,857	238	24	37	-	9	1,209	192	34	16	59	8	1	-	1	22	7	117
	4	1,909	248	24	37	1	3	1,244	206	36	9	53	10	1	-	3	28	6	125
	5	1,839	199	15	33	1	6	1,211	227	40	16	59	5	1	-	5	21	1	105
	6	1,752	235	6	27	1	5	1,126	211	28	14	59	4	-	1	10	20	5	111

<sup>(</sup>注) 1 実人員である。 2 終局区分別終局人員は、1人の対象者につき複数の終局区分で終局した場合は、それぞれの区分に計上している。

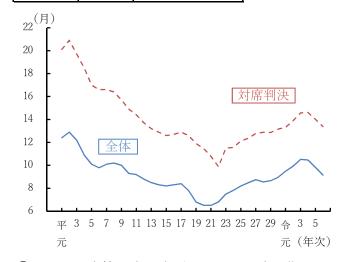
# 第2 審理期間

- 1 訴訟事件
- § 1 民事事件
  - (1) 地方裁判所第一審

①-1 通常訴訟(全体、対席判決)

<u> </u>		(土件、八十二人
	平均	審理期間(月)
年 次		うち対席判決で
		終局した事件
平成 元年	12.4	20.1
5	10.1	17.0
10	9.3	14.9
15	8.2	12.6
20	6.5	11.5
25	8.2	12.1
27	8.7	12.8
28	8.6	12.9
29	8.7	12.9
30	9.0	13.2
令和 元年	9.5	13.3
2		13.9
3		14.6
4		14.6
5		14.0
6	9.2	13.4
	年 次  平成 元 年 5 10 15 20 25 27 28 29 30	年 次  平成 元 年 12.4 5 10.1 10 9.3 15 8.2 20 6.5 25 8.2 27 8.7 28 8.6 29 8.7 30 9.0

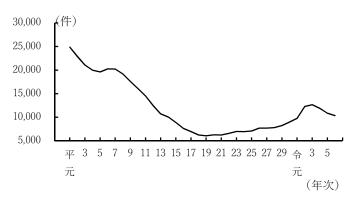
(注) 本表の数値には、地方裁判所で受理した人事訴訟事件を含む。



### ①-2 民事第一審通常訴訟における審理期間が2年を超えて係属する事件数

年 次	件数
平成 元年	24,867 19,600
10 15 20	16,078 8,873 6,256
25 27 28	7,070 7,706
28 29 30	7,812 8,224 8,997
令和 元 年 2 3 4 5 6	9,784 12,264
4 5	12,664 11,875 10,858
6	10,330

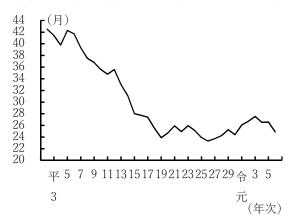
(注) 本表の数値には、地方裁判所で受理した人事訴訟事件を含む。



# ② 医事関係民事第一審通常訴訟

年 次	平均審理期間(月)
平成 2年 510 1520 2525 2728 2930 令和 元 4 56	42.5 42.3 35.6 28.0 24.7 23.9 23.7 24.3 25.3 24.4 26.1 26.7 27.5 26.5 26.6 24.9

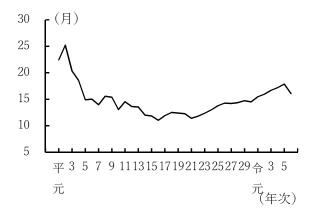
(注) 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。



### ③ 労働関係民事第一審通常訴訟

年 次	平均審理期間(月)
平成 元年	22.4
5	14.9
10	13.0
15	11.8
20	12.3
25	13.8
27	14.2
28	14.3
29	14.7
30	14.5
令和 元年	15.5
2	15.9
3	16.7
30 令和 元年 2 3 4 5 6	17.2
5	17.9
6	16.1

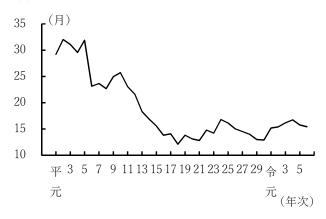
(注) 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。



### ④ 知的財産権関係民事通常訴訟

年 次	平均審理期間(月)
平成 元 年	29.2
10	31.9
15	25.7
20	15.6
25	13.1
27	16.1
28	14.5
29	14.0
30	13.0
令和 2	12.9
3	15.2
4	15.4
5	16.2
6	16.7

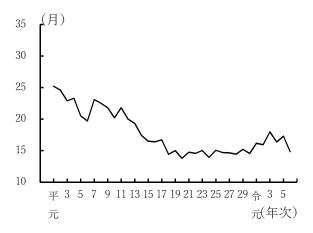
(注) 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。



### 5 行政訴訟

	* 1 H- *
年 次	平均審理期間(月)
平成 元年	25.2
5	20.5
10	20.2
15	16.5
20	13.8
25	15.0
27	14.6
28	14.4
29	15.2
30	14.5
令和 元 年	16.2
2	15.9
3	18.0
4	16.4
5	17.3
6	14.8

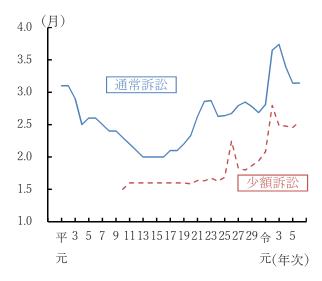
(注) 平成10年までの数値には、第一審行政訴訟事件のほか、行政再審事件並びに民事事件として受理され行政事件として審理された 第一審民事通常訴訟事件及び再審事件を含み、平成11年以降の数値は、第一審行政訴訟事件のみのものである。



# (2) 簡易裁判所

年 次	平均審理	!期間(月)
4 久	通常訴訟	少額訴訟
平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5 6	3.1 2.6 2.3 2.0 2.3 2.6 2.8 2.8 2.7 2.8 3.7 3.7 3.4 3.1 3.1	 1.5 1.6 1.6 1.7 1.8 1.9 1.9 2.1 2.8 2.5 2.5 2.5

(注) 少額訴訟から通常移行したものは、いずれにも含まない。

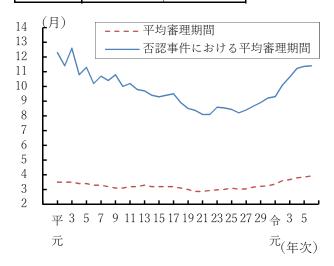


# § 2 刑事事件

# (1) 地方裁判所通常第一審

### ① 平均審理期間の推移

	五人工分儿口。2.1年	12
年次	平均審理期間 (月)	否認事件におけ る平均審理期間 (内数・月)
平成 元 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 2 3 4 5 6	3.5 3.4 3.1 3.2 2.9 3.1 3.0 3.2 3.2 3.3 3.4 3.6 3.7 3.8 3.9 3.9	12.3 11.3 10.0 9.3 8.4 8.4 8.7 8.9 9.2 9.3 10.1 10.6 11.2 11.4



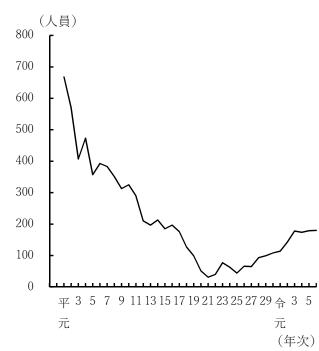
# ② 通常第一審事件(合議)の平均審理期間

	合 議	うち公判前 整理手続に 付されたもの
平均審理期間(月)	10.2	14.7
自 白	6.6	10.9
否 認	16.7	17.8

# ③ 刑事通常第一審における事案複雑等を事由として審理期間が2年を超えて係属する実人員数

年 次	人 員
平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30 元 2 31 4 5 6	668 357 325 185 51 44 65 93 99 108 114 143 178 174 179 180





### ④ 審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔(地方裁判所)

		終局				受理から	終局まで				平均審理	平均開廷	平均開廷
年	次		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3 年を	期間(月)	回数(回)	間隔(月)
		人員	1月以内				1 平以內	2 牛以內	3 平以四	超える	朔间(月)	四奴(四)	同   阿   ( )
		(100.0)	(2.0)	(39.6)	(31.7)	(20.1)	(5.0)	(1.2)	(0.2)	(0.2)			
平成 1	11年	61,640	1,215	24,405	19,524	12,371	3,100	759	125	141	3.2	2.7	1.2
		(100.0)	(2.0)	(37.2)	(32.9)	(20.3)	(5.9)	(1.4)	(0.2)	(0.1)			
1	15	80,223	1,643	29,864	26,359	16,253	4,741	1,090	182	91	3.2	2.7	1.2
		(100.0)	(9.3)	(38.3)	(29.1)	(16.5)	(5.3)	(1.2)	(0.2)	(0.1)			
2	20	67,644	6,317	25,875	19,718	11,185	3,601	801	102	45	2.9	2.5	1.1
		(100.0)	(3.8)	(42.9)	(28.1)	(16.5)	(6.9)	(1.6)	(0.1)	(0.1)			
2	25	52,229	1,988	22,409	14,653	8,604	3,629	852	56	38	3.1	2.7	1.1
		(100.0)	(3.3)	(41.8)	(30.5)	(16.4)	(6.5)	(1.3)	(0.1)	(0.1)			
2	27	54,297	1,780	22,706	16,548	8,905	3,550	706	62	40	3.0	2.7	1.1
		(100.0)	(2.9)	(40.1)	(31.2)	(16.8)	(7.1)	(1.7)	(0.2)	(0.0)			
2	28	53,247	1,541	21,361	16,620	8,937	3,776	902	88	22	3.2	2.7	1.2
		(100.0)	(3.5)	(39.1)	(31.1)	(17.1)	(7.2)	(1.8)	(0.2)	(0.1)			
2	29	50,591	1,748	19,800	15,711	8,675	3,640	886	81	50	3.2	2.7	1.2
		(100.0)	(2.8)	(39.0)	(31.6)	(17.2)	(7.2)	(2.0)	(0.2)	(0.1)			
3	30	49,811	1,386	19,420	15,724	8,582	3,606	984	80	29	3.3	2.7	1.2
		(100.0)	(2.6)	(35.5)	(33.1)	(18.6)	(8.0)	(2.0)	(0.2)	(0.1)			
令和 ラ	元 年	48,751	1,247	17,323	16,140	9,059	3,900	966	83	33	3.4	2.7	1.2
		(100.0)	(2.6)	(31.6)	(32.6)	(22.1)	(8.4)	(2.4)	(0.2)	(0.1)			
	2	47,117	1,218	14,868	15,371	10,395	3,981	1,141	112	31	3.6	2.6	1.4
		(100.0)	(2.5)	(31.4)	(34.4)	(20.2)	(8.2)	(3.1)	(0.3)	(0.1)			
	3	46,735	1,153	14,665	16,054	9,428	3,818	1,434	150	33	3.7	2.7	1.4
		(100.0)	(2.5)	(29.4)	(34.7)	(21.2)	(8.6)	(3.0)	(0.4)	(0.1)			
	4	42,278	1,037	12,445	14,690	8,980	3,644	1,258	162	62	3.8	2.7	1.4
		(100.0)	(2.7)	(27.9)	(35.2)	(21.6)	(9.0)	(3.0)	(0.4)	(0.2)			
	5	43,882	1,195	12,240	15,445	9,471	3,950	1,331	184	66	3.9	2.8	1.4
		(100.0)	(2.4)	(26.1)	(35.9)	(22.8)	(9.1)	(3.2)	(0.4)	(0.1)			
(注)	6	47,558	1,150	12,389	17,064	10,847	4,337	1,522	181	68	3.9	2.7	1.4

<sup>(</sup>注) 1 実人員である。

# ⑤ 裁判員の合議体により裁判がされた事件の審理期間及び平均開廷回数(地方裁判所)

					<b>巫 坤</b>	2. 2 4万 🗆	1 +				
<i>_</i>	\h_	終局			文理》	から終月	すま で			平均審理	平均開廷
年	次	人員	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年を	期間(月)	回数(回)
									超える	791m1(71)	ПЖ(П)
		(100.0)	(2.8)	(22.5)	(38.0)	(25.4)	(11.3)	(0.0)	(0.0)		
平成	21 年	142	4	32	54	36	16	=	-	5.0	3.3
		(100.0)	(0.6)	(8.2)	(15.6)	(14.0)	(29.5)	(15.7)	(16.4)		
	25	1,387	8	114	216	194	409	218	228	8.9	4.5
		(100.0)	(0.6)	(5.5)	(11.8)	(15.0)	(34.3)	(17.0)	(15.7)		
	27	1,182	7	65	140	177	406	201	186	9.2	4.7
		(100.0)	(0.6)	(5.4)	(11.6)	(13.5)	(28.0)	(19.5)	(21.4)		
	28	1,104	7	60	128	149	309	215	236	10.0	4.6
		(100.0)	(0.2)	(3.8)	(10.0)	(13.3)	(31.9)	(17.5)	(23.3)		
	29	966	2	37	97	128	308	169	225	10.1	4.9
		(100.0)	(0.4)	(3.0)	(9.4)	(13.1)	(32.2)	(20.3)	(21.5)		
	30	1,027	4	31	97	135	331	208	221	10.1	4.8
		(100.0)	(0.6)	(3.5)	(8.3)	(13.2)	(29.5)	(21.9)	(23.1)		
令和	元 年	1,001	6	35	83	132	295	219	231	10.3	4.8
		(100.0)	(0.0)	(0.8)	(4.5)	(6.4)	(24.6)	(29.6)	(34.0)		
	2	905		7	41	58	223	268	308	12.0	4.7
		(100.0)	(0.0)	(1.0)	(4.1)	(7.5)	(25.9)	(22.0)	(39.5)		
	3	904		9	37	68	234	199	357	12.6	5.1
		(100.0)	(0.0)	(0.8)	(4.7)	(5.1)	(24.4)	(21.4)	(43.5)		
	4	738		6	35	38	180	158	321	13.8	5.4
		(100.0)	(0.0)	(1.2)	(4.2)	(6.6)	(26.3)	(21.7)	(40.0)		
	5	807	-	10	34	53	212	175	323	13.2	5.3
		(100.0)	(0.0)	(0.7)	(2.9)	(3.9)	(25.7)	(21.3)	(45.4)		
	6	848	-	6	25	33	218	181	385	14.2	5.6

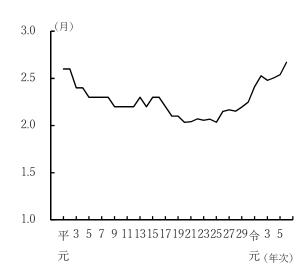
<sup>2</sup> 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

<sup>3 ()</sup>内は%である。

<sup>(</sup>注) 1 実人員である。 2 平成21年は、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が施行された5月21日以降の数値である。 3 ()内は%である。

# (2) 簡易裁判所通常第一審 ① 平均審理期間の推移

)	1 7 1	
年	次	平均審理期間 (月)
平成	元年 5 10 15	2.6 2.3 2.2 2.3
	20 25 27	2.0 2.0 2.2
令和	28 29 30 元 年	2.2 2.2 2.2 2.4
	2 3 4 5	2.5 2.5 2.5
	5 6	2.5 2.7



# ② 審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔(簡易裁判所)

	終局				受理から	終局まで				平均審理	平均開廷	平均開廷
年次	人員	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を 超える	期間(月)	回数(回)	間隔(月)
	(100.0)	(4.5)	(58.4)	(25.4)	(9.6)	(1.6)	(0.5)	(0.1)	(0.0)			
平成 11 年	11,762	528	6,866	2,982	1,132	192	54	7	1	2.2	2.3	1.0
	(100.0)	(3.2)	(58.5)	(25.9)	(10.1)	(1.9)	(0.4)	(0.0)	(0.0)			
15	13,732	441	8,034	3,556	1,381	256	60	1	3	2.3	2.3	1.0
	(100.0)	(7.5)	(60.9)	(22.2)	(7.8)	(1.3)	(0.3)	(0.0)	(0.0)			
20	10,632	797	6,477	2,359	828	139	29	2	1	2.0	2.1	0.9
	(100.0)	(8.2)	(61.0)	(21.6)	(7.4)	(1.5)	(0.2)	(0.0)	(0.0)			
25	8,109	664	4,950	1,750	602	119	18	3	3	2.0	2.1	1.0
	(100.0)	(4.1)	(59.5)	(26.6)	(7.4)	(2.2)	(0.3)	(0.0)	(0.0)			
27	6,590	267	3,918	1,753	486	148	17	_	1	2.2	2.2	1.0
	(100.0)	(4.0)	(60.4)	(25.4)	(8.0)	(2.0)	(0.3)	(0.0)	(0.0)			
28	5,856	236	3,535	1,488	466	115	15	_	1	2.2	2.2	1.0
	(100.0)	(4.8)	(58.6)	(25.3)	(8.8)	(2.2)	(0.2)	(0.0)	(0.0)			
29	5,524	264	3,239	1,398	486	122	12	1	2	2.2	2.2	1.0
	(100.0)	(4.4)	(57.0)	(26.4)	(9.9)	(1.9)	(0.3)	(0.0)	(0.1)			
30	5,051	224	2,878	1,333	499	98	16	_	3	2.2	2.2	1.0
	(100.0)	(4.1)	(49.3)	(32.7)	(11.0)	(2.4)	(0.4)	(0.1)	(0.0)			
令和 元年	4,511	185	2,224	1,474	496	108	18	4	2	2.4	2.3	1.1
	(100.0)	(3.7)	(46.5)	(32.4)	(14.2)	(2.5)	(0.7)	(0.1)	(0.0)			
2	3,901	144	1,813	1,263	554	99	26	2	_	2.5	2.2	1.2
	(100.0)	(4.1)	(47.7)	(32.9)	(12.0)	(2.6)	(0.7)	(0.0)	(0.0)			
3	3,291	136	1,569	1,083	394	84	23	1	1	2.5	2.2	1.1
	(100.0)	(4.2)	(46.5)	(33.2)	(13.1)	(2.3)	(0.5)	(0.1)	(0.1)			
4	2,629	110	1,223	874	344	61	13	2	2	2.5	2.2	1.1
	(100.0)	(3.6)	(47.0)	(34.7)	(11.6)	(2.0)	(8.0)	(0.1)	(0.1)			
5	2,518	91	1,184	875	292	50	21	2	3	2.5	2.2	1.1
	(100.0)	(3.8)	(39.2)	(38.9)	(13.3)	(4.1)	(0.5)	(0.1)	(0.0)			
6	2,732	105	1,070	1,064	364	112	15	2	_	2.7	2.3	1.2

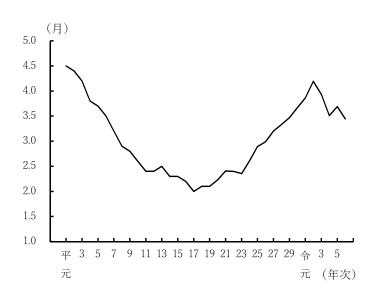
<sup>(</sup>注) 1 実人員である。 2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

<sup>3 ()</sup>内は%である。

# 2 調停事件

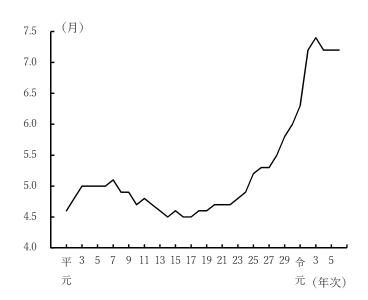
# § 1 民事調停事件

年 次	平均審理期間(月)
平成 元 年	4.5
5	3.7
10	2.6
15	2.3
20	2.2
25	2.9
27	3.2
28	3.3
29	3.5
30	3.7
令和 2	3.9
3	4.2
4	3.9
5	3.5
6	3.7



# § 2 家事調停事件

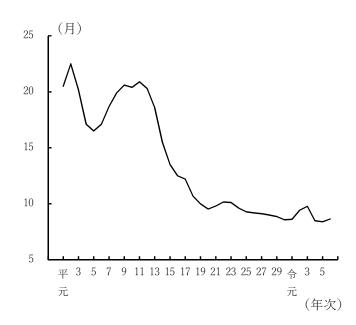
年 次	平均審理期間(月)
平成 元 年	4.6
5	5.0
10	4.7
15	4.6
20	4.7
25	5.2
27	5.3
28	5.5
29	6.0
30	6.3
令和 2	7.2
3	7.4
4	7.2
5	7.2
6	7.2



# 3 民事執行事件

# 不動産執行事件

	ナチロ
年 次	平均審理期間(月)
平成 元 年 10 15 20 25 27 28 29 30 令和 元 年 2 3 4 5 6	20.5 16.5 20.4 13.5 9.5 9.3 9.1 9.0 8.9 8.6 8.6 9.4 9.8 8.5 8.4



### 第3 検察審査会の事件の処理状況

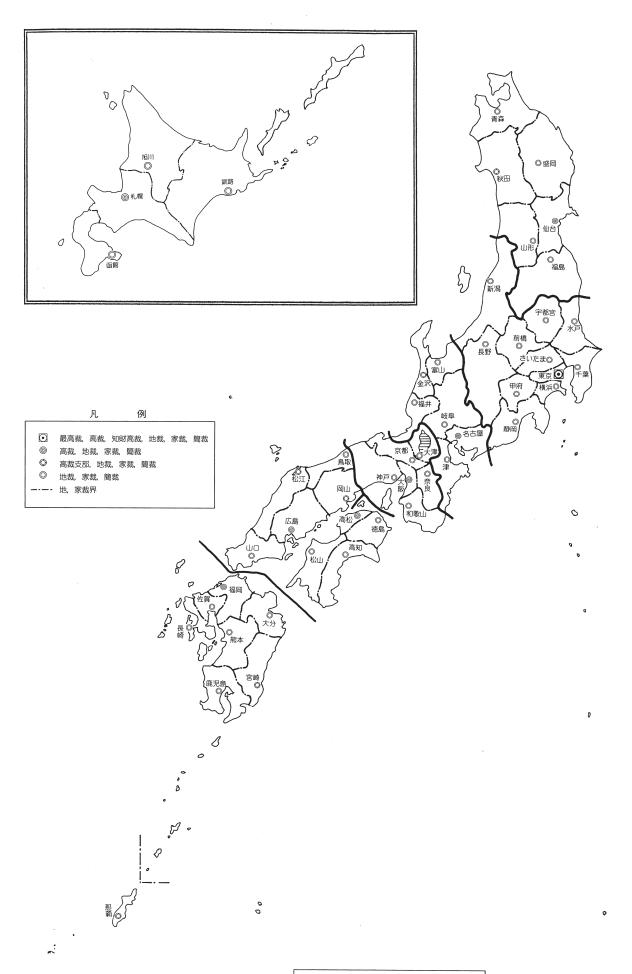
- (注) 1 「建議・勧告」は件数建てによる事件数であり、その他はすべて被疑者数による 延べ人員である。
  - 2 「施行以来総計」の新受の「申立てによるもの」のうち41,354人並びに既済の「不起訴不当」のうち10,106人及び「その他(審査打切り・申立却下・移送)」のうち31,248人は、東京第一検察審査会の政治資金規正法(量的制限)違反事件関係である(平成4年及び平成5年新受、平成5年既済)。
  - 3 「施行以来総計」の百分比は、新受合計及び既済合計に対する新受及び既済の各 内容別の比率である。
  - 4 「第二段階の審査」は、平成21年5月21日に施行された改正検察審査会法により新設された手続であり、「開始」は、同日以降に起訴相当の議決がなされた事件について、検察審査会法41条の2第1項の通知を受け、又は、同第2項の期間が経過した人員である。
  - 5 「起訴議決に至らず」には検察審査会法41条の3による場合その他の事由により審査を終了させた人員を含む。

		審		查		事		件		第	二段	皆の審	香	
	新	ŕ s	受		既		済				既	済		1
古	申	職					そ					起		7-1-
事	<u> </u>	権	合	起	不	不	・ の		未	開	起	訴	未	建
	て	)=			起	起	申 他	合	.,.	17.13		議		議
	に	に		訴	ĮŲ.	Æ	立				訴	決		
	よ	よ			訴	訴	却審下查					に		勧
		る		相	不	相	· 打				議			
項	る	J.					移切	計	済	始		至	済	告
	\$	$\phi$	計	当	当	当	送り				決	ら		
	の	の					$\sim$					ず		
昭和 24 年	317	50	367	37	2	210	54	303	64					26
35	1,697	145	1,842	68	52	1,365	296	1,781	932					8
45	2,004	466	2,470	20	127	1,500	510	2,157	1,395	/				7
55	1,475	269	1,744	6	87	1,863	267	2,223	1,075	/				1
平成 2年	1,114	162	1,276	1	36	871	318	1,226	699	/				0
12	1,765	115	1,880	3	105	1,468	373	1,949	800					2
22	2,273	31	2,304	10	149	1,764	397	2,320	820	4	6	1	1	0
令和 2年	2,116	25	2,141	11	104	1,400	227	1,742	995	5	1	3	1	0
3	3,835	27	3,862	140	242	2,821	308	3,511	1,346	0	0	1	0	0
4	4,041	45	4,086	30	137	2,555	1,683	4,405	1,027	28	0	1	27	0
5	2,705	30	2,735	5	69	2,153	255	2,482	1,280	0	1	26	0	0
6	2,462	18	2,480	8	83	2,378	401	2,870	890	5	0	1	4	0
施行以来	(92.8)	(7.2)	(100.0)	(1.4)	(8.7)	(60.5)	(29.5)	(100.0)		_			$\setminus$	
総計	179,325	13,980	193,305	2,616	16,805	116,325	56,669	192,415		65	16	45		545

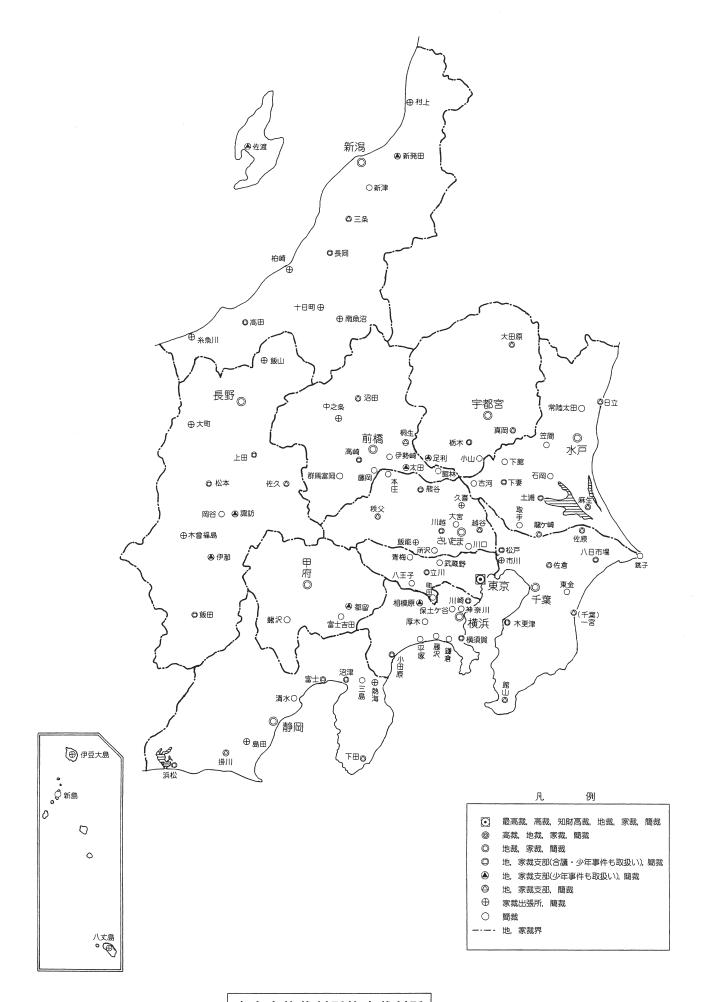
### 証人等日当等

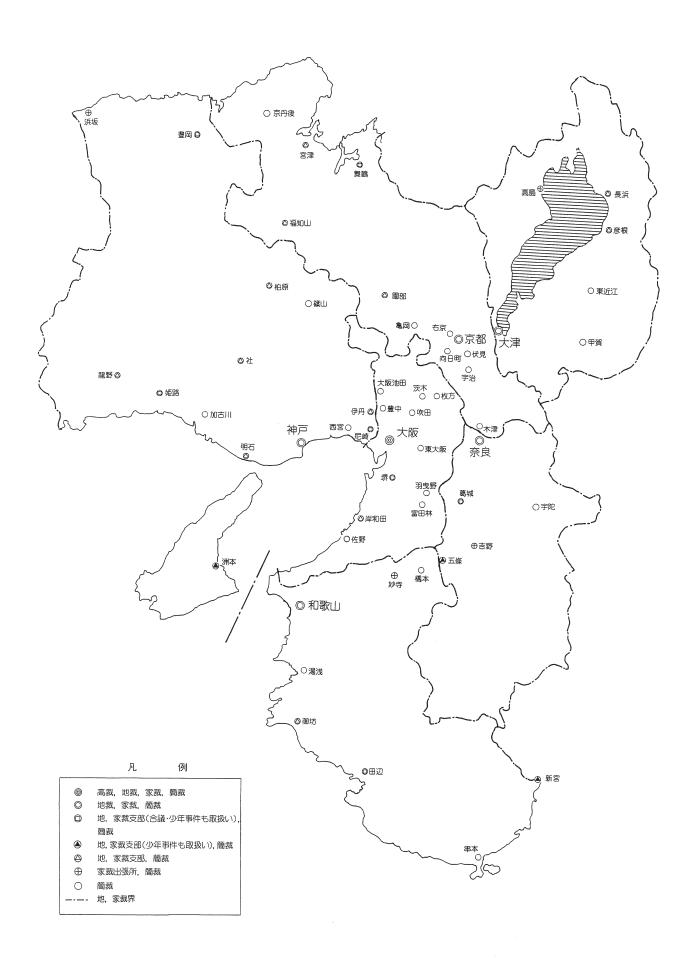
	44 Bul	此八寸 I コ 寸	In 112 Nr. A				
	種 別	日当額	根拠法令				
	証し、人等のでは、一等のでは、	(令和 7.7.1 施行) 8,450円以内 (令和 7.7.1 施行)	民事訴訟費用等に関する法律				
民事訴訟	<u> 査証人・説明者</u> 参 考 人	8,050円以内 (令和 7.7.1 施行) 8,450円以内	民事訴訟費用等に関する規則				
paint.	司法委員	(令和 7.7.1 施行) 10,800円以内	司法委員規則				
民労	証 人 等		•				
事働保審	鑑定人・通訳人・説明者	民事訴訟に同じ					
全判	参 考 人						
	証 人 等	(令和 7.7.1 施行) 8,450円以内	刑事訴訟費用等に関する法律				
	鑑定人・通訳人・翻訳人						
刑 事 訴	国選弁護人	(令和 7.7.1 施行) 8,050円以内	刑事の手続における証人等に 対する給付に関する規則				
訟	裁判員・補充裁判員	(令和 7.7.1 施行) 10,500円以内	裁判員の参加する刑事裁判に 関する法律				
	選任予定裁判員 · 裁判員候補者	(令和 7.7.1 施行) 8,450円以内	裁判員の参加する刑事裁判に 関する規則				
人身保護	国選代理人	(令和 7.7.1 施行) 8,050円以内	人身保護法による国選代理人 の旅費等に関する規則				
非訟	証 人 等		W 1-2				
• 借	鑑定人・通訳人・説明者	民事訴!	訟に同じ				
地非訟	鑑定委員	(令和 7.7.1 施行) 6,310円以内	鑑定委員規則				
民事	証 人 等	₽. <b>申</b> %5	<b>訟に同じ</b>				
調停	鑑定人・通訳人・説明者	请侦集风					
執 行	立 会 人	(令和 7.7.1 施行) 5,620円以内	執行官の手数料及び費用に				
官 事 件	評 価 人	(令和 7.7.1 施行) 8,050円以内	関する規則				
人 家 事	証人等		W) = F 18				
事審判	鑑定人・通訳人・説明者		訟に同じ				
訴 調 誤 停	参 与 員	(令和 7.7.1 施行) 10,800円以内	参与員規則				
少	証 人 等	刑車託訟弗田に問よては人					
年 審 判	鑑定人・通訳人・翻訳人 国 選 付 添 人	刑事訴訟費用に関する法令 の規定を準用	少年法				
心	証 人 等						
神医療失観	鑑定人・通訳人・翻訳人	刑事訴訟費用に関する法令 の規定を準用	心神喪失等の状態で重大な 他害行為を行った者の医療 みび細察性に関せるとは				
者 察 等	国選付添人		及び観察等に関する法律				
検察審査会	検察審査員・補充員 証人・助言者	(令和 7.7.1 施行) 8,450円以内	検察審査員等の旅費、日当 及び宿泊料を定める政令				
	は、いずれも財務省合(国家	」 家公務員等の旅費支給規程)によっ	て完められる宿泊豊其淮頻笙によ				

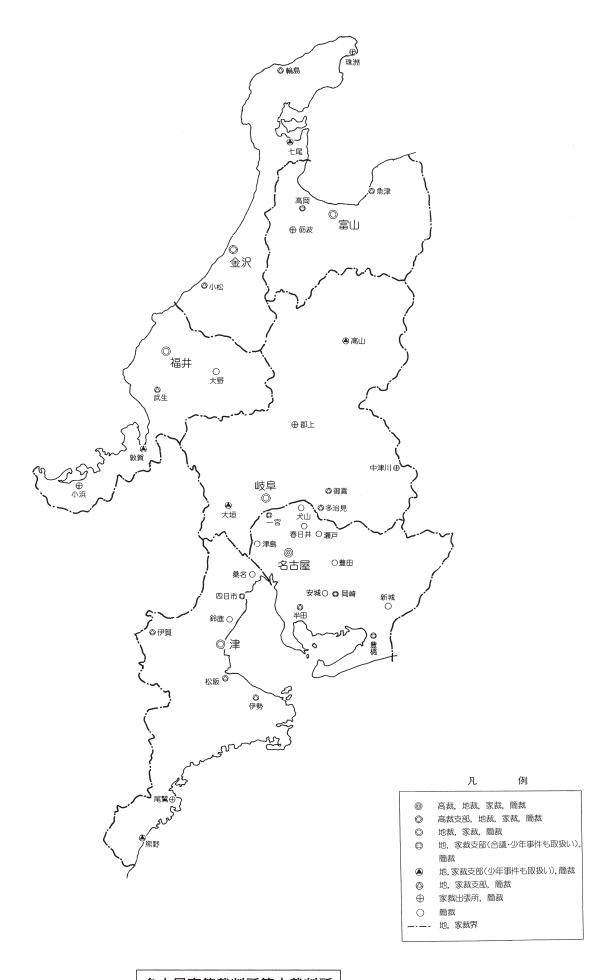
※宿泊料は、いずれも財務省令(国家公務員等の旅費支給規程)によって定められる宿泊費基準額等による。(令和7年4月1日現在)



. DJ. D

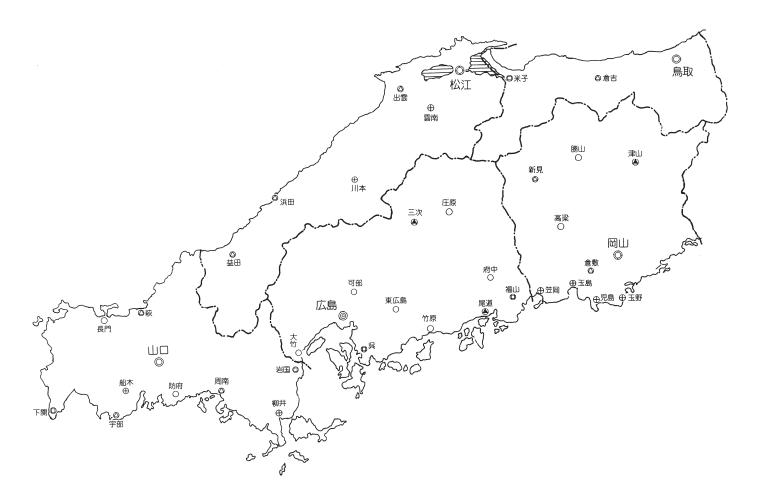


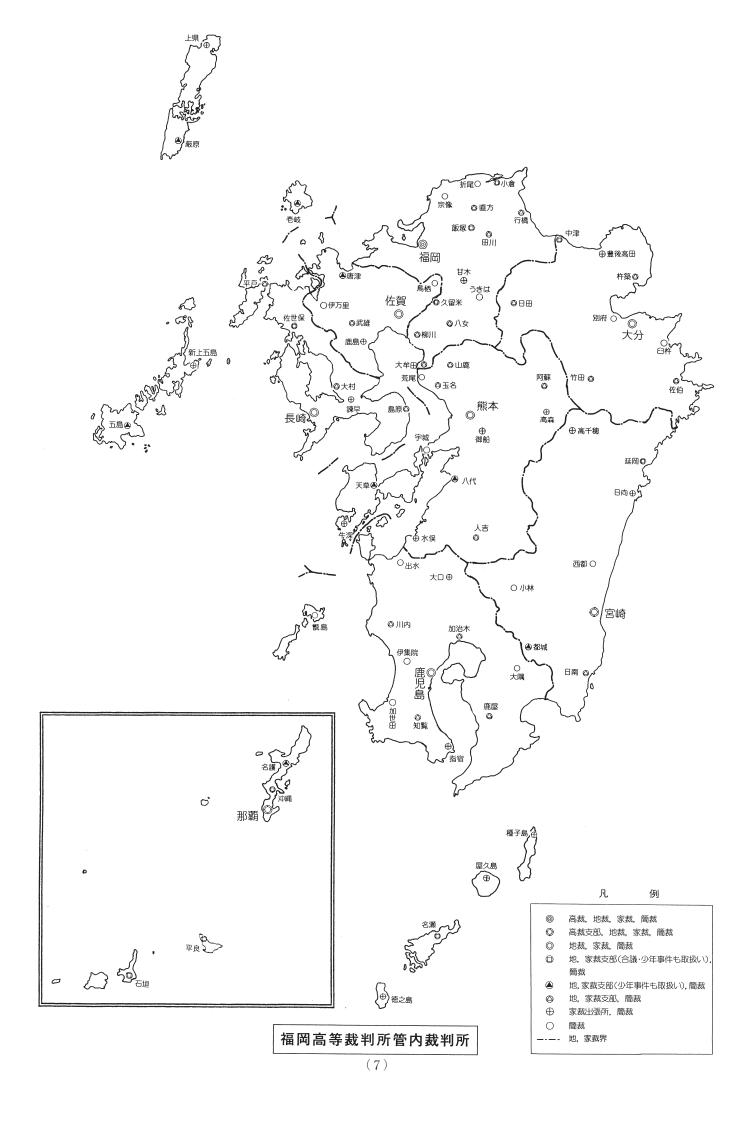


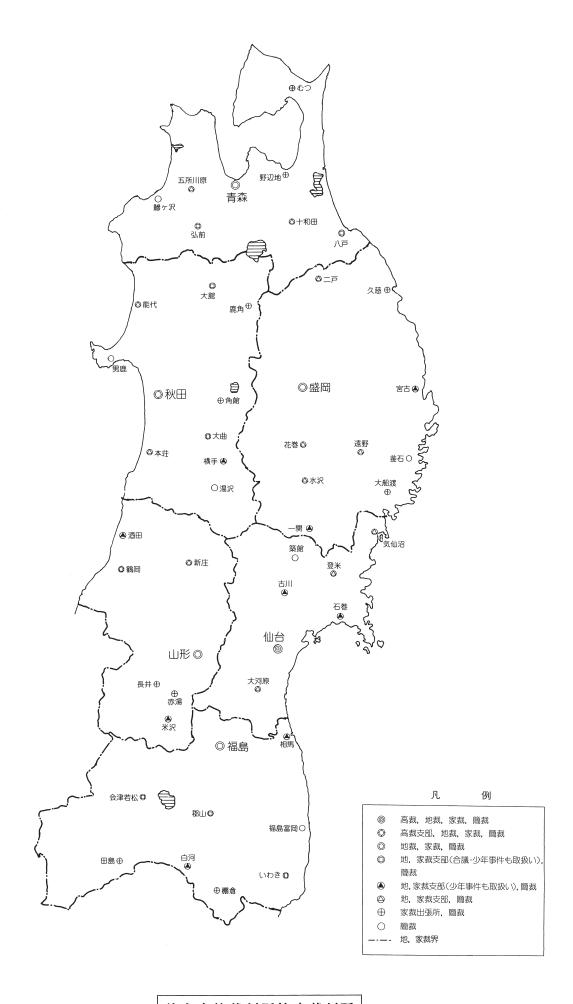


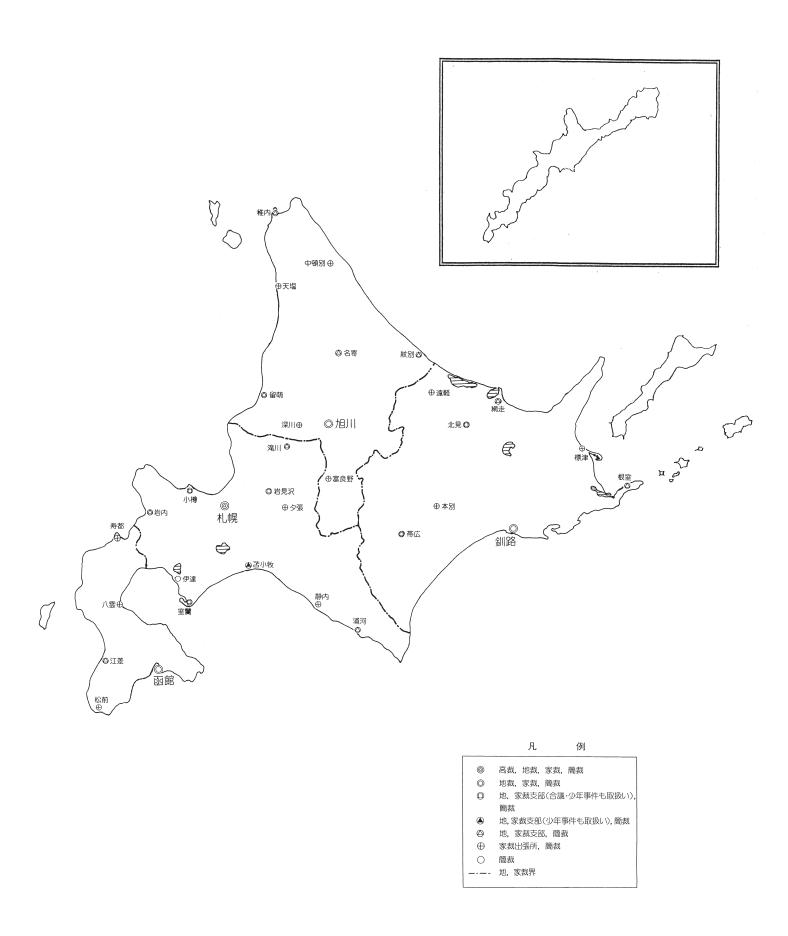
- ◎ 高裁, 地裁, 家裁, 簡裁
- ◎ 高裁支部, 地裁, 家裁, 簡裁
- ◎ 地裁, 家裁, 簡裁
- □ 地,家裁支部(合議・少年事件も取扱い), 簡裁
- 地, 家裁支部(少年事件も取扱い), 簡裁
- △ 地,家裁支部,簡裁
- ⊕ 家裁出張所,簡裁
- 〇 簡裁
- \_--- 地, 家裁界

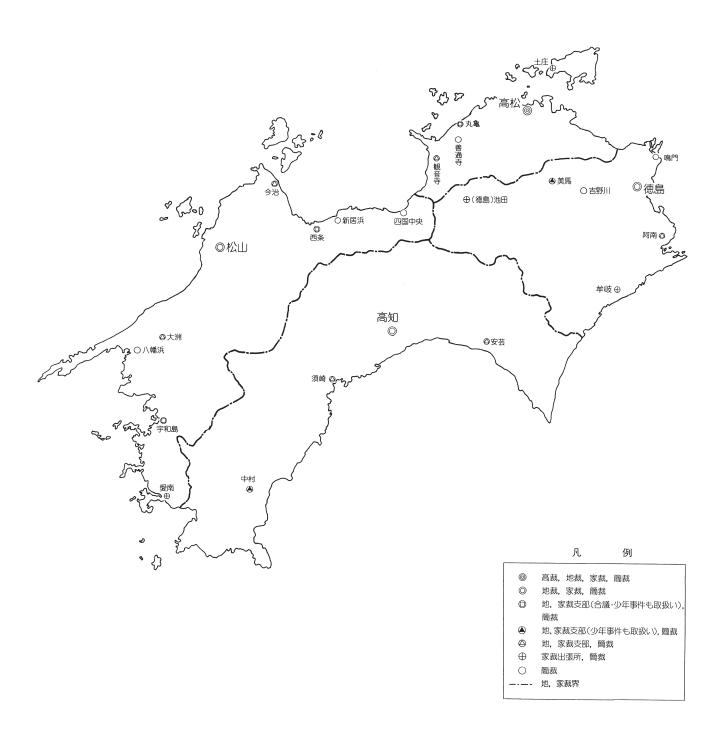












### 全国の裁判所の所在地及び電話番号一覧

裁判所のウェブサイト https://www.courts.go.jp/

	裁判所名		新在地	イト https://www.courts.go.jp/ 電話番号
最高		102-8651		03-3264-8111
	高等裁判所	100-8933	千代田区霞が関1-1-4	03-3581-5411
未小				
	知的財産高等裁判所	153-8537	目黒区中目黒2-4-1	03-5721-3119
大阪	高等裁判所 	530-8521	大阪市北区西天満2-1-10 	06-6363-1281
名古	屋高等裁判所	460-8503	名古屋市中区三の丸1-4-1	052-203-1611
	名古屋高等裁判所金沢支部	920-8655	金沢市丸の内7-1	076-262-3225
広島	高等裁判所	730-0012	広島市中区上八丁堀2-43	082-221-2411
	広島高等裁判所岡山支部	700-0807	岡山市北区南方1-8-42	086-222-8851
	広島高等裁判所松江支部	690-8523	松江市母衣町68	0852-23-3100
福岡	- 高等裁判所	810-8608	福岡市中央区六本松4-2-4	092-781-3141
	福岡高等裁判所宮崎支部	880-0803	宮崎市旭2-3-13	0985-68-5115
	福岡高等裁判所那覇支部	900-0022	那覇市樋川1-14-1	098-918-3344
仙台	高等裁判所	980-8638	仙台市青葉区片平1-6-1	022-745-6195
	仙台高等裁判所秋田支部	010-8504	秋田市山王7-1-1	018-824-3121
札幌	高等裁判所	060-0042	札幌市中央区大通西11	011-290-2409
高松	高等裁判所	760-8586	高松市丸の内1-36	087-851-1549
東京	地方裁判所	100-8920	千代田区霞が関1-1-4	03-3581-5411
	民事執行センター	152-8527	目黒区目黒本町2-26-14	03-5721-4630
	中目黒庁舎	153-8626	目黒区中目黒2-4-1	03-5721-3110
東京	家庭裁判所	100-8956	千代田区霞が関1-1-2	03-3502-8311
		100-8971	千代田区霞が関1-1-2	
東京	簡易裁判所		刑事室 千代田区霞が関1-1-4	03-3581-5411
	墨田庁舎	130-8636	墨田区錦糸4-16-7	03-5819-0267
	· 家庭裁判所八丈島出張所 島簡易裁判所	100-1401	八丈島八丈町大賀郷1485-1	家裁 04996-2-0619 簡裁 04996-2-0037
	家庭裁判所伊豆大島出張所 大島簡易裁判所	100-0101	大島町元町字家の上445-10	04992-2-1165
新島	簡易裁判所	100-0402	新島村本村3-2-2	04992-5-1210
東京	地方裁判所立川支部 家庭裁判所立川支部 簡易裁判所	地裁 190-8571 家裁 190-8589 簡裁 190-8572	立川市緑町10-4	042-845-0365

裁判所名		所 在 地	電話番号
八王子簡易裁判所	192-8516	八王子市明神町4-21-1	042-642-7020
武蔵野簡易裁判所	180-0006	武蔵野市中町2-4-12	0422-52-2692
青梅簡易裁判所	198-0031	青梅市師岡町1-1300-1	0428-22-2459
町田簡易裁判所	194-0022	町田市森野2-28-11	042-727-5011
横浜地方裁判所 横浜簡易裁判所	地裁 231-8502 簡裁 231-0021	横浜市中区日本大通9	地裁 045-664-8777 簡裁 045-662-6971
横浜家庭裁判所	231-8585	横浜市中区寿町1-2	045-345-3505
神奈川簡易裁判所	221-0822	横浜市神奈川区西神奈川1-11-1	045-321-8045
保土ケ谷簡易裁判所	240-0062	横浜市保土ケ谷区岡沢町239	045-331-5991
鎌倉簡易裁判所	248-0014	鎌倉市由比ガ浜2-23-22	0467-22-2202
藤沢簡易裁判所	251-0054	藤沢市朝日町1-8	0466-22-2684
横浜地方裁判所相模原支部 横浜家庭裁判所相模原支部 相模原簡易裁判所	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-1	地裁 042-757-7506 家裁 042-755-8661 簡裁 042-757-7506
横浜地方裁判所川崎支部 横浜家庭裁判所川崎支部 川崎簡易裁判所	地·簡裁 210-8559 家裁 210-8537	川崎市川崎区富士見1-1-3	地裁 044-233-8171 家裁 044-222-1315 簡裁 044-233-8174
横浜地方裁判所横須賀支部 横浜家庭裁判所横須賀支部 横須賀簡易裁判所	地·簡裁 238-8510 家裁 238-8513	横須賀市新港町1-9	地裁 046-823-1905 家裁 046-825-0569 簡裁 046-823-1907
横浜地方裁判所小田原支部 横浜家庭裁判所小田原支部 小田原簡易裁判所	250-0012	小田原市本町1-7-9	地裁 0465-22-6186 家裁 0465-22-6586 簡裁 0465-24-1570
平塚簡易裁判所	254-0045	平塚市見附町43-9	0463-31-0513
厚木簡易裁判所	243-0003	厚木市寿町3-5-3	046-221-2018
さいたま地方裁判所 さいたま家庭裁判所 さいたま簡易裁判所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-45	地裁 048-863-8519 家裁 048-863-8761 簡裁 048-863-8739
川口簡易裁判所	332-0032	川口市中青木2-22-5	048-252-3770
大宮簡易裁判所	330-0803	さいたま市大宮区高鼻町3-140	048-641-4288
さいたま家庭裁判所久喜出張所 久喜簡易裁判所	346-0016	久喜市久喜東1-15-3	0480-21-0157
さいたま地方裁判所越谷支部 さいたま家庭裁判所越谷支部 越谷簡易裁判所	343-0023	越谷市東越谷9-2-8	地裁 048-910-0112 家裁 048-910-0132 簡裁 048-910-0127
さいたま地方裁判所川越支部 さいたま家庭裁判所川越支部 川越簡易裁判所	350-8531	川越市宮下町2-1-3	地裁 049-273-3015 家裁 049-273-3031 簡裁 049-273-3020
所沢簡易裁判所	359-0042	所沢市並木6-1-4	04-2996-1801

裁判所名		所 在 地	電話番号
さいたま家庭裁判所飯能出張所 飯能簡易裁判所	357-0021	飯能市大字双柳371	042-972-2342
さいたま地方裁判所熊谷支部 さいたま家庭裁判所熊谷支部 熊谷簡易裁判所	360-0041	熊谷市宮町1-68	地裁 048-500-3109 家裁 048-500-3120 簡裁 048-500-3121
本庄簡易裁判所	367-0031	本庄市北堀1394-3	0495-22-2514
さいたま地方裁判所秩父支部 さいたま家庭裁判所秩父支部 秩父簡易裁判所	368-0035	秩父市上町2-9-12	0494-22-0226
千葉地方裁判所 千葉家庭裁判所 千葉簡易裁判所	260-0013	千葉市中央区中央4-11-27	地裁 043-333-5236 家裁 043-333-5302 簡裁 043-333-5292
千葉家庭裁判所市川出張所 市川簡易裁判所	272-8511	市川市鬼高2-20-20	家裁 047-336-3002 簡裁 047-334-3241
千葉地方裁判所佐倉支部 千葉家庭裁判所佐倉支部 佐倉簡易裁判所	285-0038	佐倉市弥勒町92	地·簡裁 043-484-1215 家裁 043-484-1216
千葉地方裁判所一宮支部 千葉家庭裁判所一宮支部 千葉一宮簡易裁判所	299-4397	長生郡一宮町一宮2791	0475-42-3531
千葉地方裁判所松戸支部 千葉家庭裁判所松戸支部 松戸簡易裁判所	271-8522	松戸市岩瀬無番地	047-368-5141
千葉地方裁判所木更津支部 千葉家庭裁判所木更津支部 木更津簡易裁判所	292-0832	木更津市新田2-5-1	0438-22-3774
千葉地方裁判所館山支部 千葉家庭裁判所館山支部 館山簡易裁判所	294-0045	館山市北条1073	0470-22-2273
千葉地方裁判所八日市場支部 千葉家庭裁判所八日市場支部 八日市場簡易裁判所	289-2144	匝瑳市八日市場イ2760	0479-72-1300
銚子簡易裁判所	288-0817	銚子市清川町4-9-4	0479-22-1249
東金簡易裁判所	283-0005	東金市田間2354-2	0475-52-2331
千葉地方裁判所佐原支部 千葉家庭裁判所佐原支部 佐原簡易裁判所	287-0003	香取市佐原イ3375	0478-52-3040
水戸地方裁判所 水戸家庭裁判所 水戸簡易裁判所	310-0062	水戸市大町1-1-38	地裁 029-224-8408 家裁 029-224-8513 簡裁 029-224-8284
笠間簡易裁判所	309-1611	笠間市笠間1753	0296-72-0259
常陸太田簡易裁判所	313-0014	常陸太田市木崎二町2019	0294-72-0065
水戸地方裁判所日立支部 水戸家庭裁判所日立支部 日立簡易裁判所	317-0073	日立市幸町2-10-12	0294-21-4441

裁判所名		所 在 地	電話番号
水戸地方裁判所土浦支部 水戸家庭裁判所土浦支部 土浦簡易裁判所	300-8567	土浦市中央1-13-12	029-821-4359
石岡簡易裁判所	315-0013	石岡市府中1-6-3	0299-22-2374
水戸地方裁判所龍ケ崎支部 水戸家庭裁判所龍ケ崎支部 龍ケ崎簡易裁判所	301-0824	龍ケ崎市4918	0297-62-0100
取手簡易裁判所	302-0004	取手市取手3-2-20	0297-72-0156
水戸地方裁判所麻生支部 水戸家庭裁判所麻生支部 麻生簡易裁判所	311-3832	行方市麻生143	0299-72-0091
水戸地方裁判所下妻支部 水戸家庭裁判所下妻支部 下妻簡易裁判所	304-0067	下妻市下妻乙99	0296-43-6781
下館簡易裁判所	308-0041	筑西市乙237-6	0296-22-4089
古河簡易裁判所	306-0011	古河市東3-4-20	0280-32-0291
宇都宮地方裁判所 宇都宮家庭裁判所 宇都宮簡易裁判所	320-8505	宇都宮市小幡1-1-38	地·簡裁 028-621-4743 家裁 028-621-4843
宇都宮地方裁判所真岡支部 宇都宮家庭裁判所真岡支部 真岡簡易裁判所	321-4305	真岡市荒町5117-2	0285-82-2076
宇都宮地方裁判所大田原支部 宇都宮家庭裁判所大田原支部 大田原簡易裁判所	324-0056	大田原市中央2-3-25	0287-22-2112
宇都宮地方裁判所栃木支部 宇都宮家庭裁判所栃木支部 栃木簡易裁判所	328-0035	栃木市旭町16-31	0282-23-0225
小山簡易裁判所	323-0031	小山市八幡町1-2-11	0285-22-0536
宇都宮地方裁判所足利支部 宇都宮家庭裁判所足利支部 足利簡易裁判所	326-0057	足利市丸山町621	0284-41-3118
前橋地方裁判所 前橋家庭裁判所 前橋簡易裁判所	371-8531	前橋市大手町3-1-34	地裁 027-231-4310 家裁 027-231-4965 簡裁 027-231-4948
伊勢崎簡易裁判所	372-0031	伊勢崎市今泉町1-1216-1	0270-25-0887
前橋家庭裁判所中之条出張所 中之条簡易裁判所	377-0424	吾妻郡中之条町大字中之条町719-2	0279-75-2138
前橋地方裁判所沼田支部 前橋家庭裁判所沼田支部 沼田簡易裁判所	378-0045	沼田市材木町甲150	0278-22-2709
前橋地方裁判所太田支部 前橋家庭裁判所太田支部 太田簡易裁判所	373-8531	太田市浜町17-5	0276-45-7813

裁判所名		所 在 地	電話番号
館林簡易裁判所	374-0029	館林市仲町2-36	0276-72-3011
前橋地方裁判所桐生支部 前橋家庭裁判所桐生支部 桐生簡易裁判所	376-8531	桐生市相生町2-371-5	0277-53-2391
前橋地方裁判所高崎支部 前橋家庭裁判所高崎支部 高崎簡易裁判所	370-8531	高崎市高松町26-2	地·家裁 027-322-3591 簡裁 027-322-3666
藤岡簡易裁判所	375-0024	藤岡市藤岡812-4	0274-22-0279
群馬富岡簡易裁判所	370-2316	富岡市富岡1383-1	0274-62-2258
静岡地方裁判所 静岡簡易裁判所	420-8633	静岡市葵区追手町10-80	054-252-6111
静岡家庭裁判所	420-8604	静岡市葵区城内町1-20	054-273-5454
清水簡易裁判所	424-0809	静岡市清水区天神1-6-15	054-366-0326
静岡家庭裁判所島田出張所 島田簡易裁判所	427-0043	島田市中溝4-11-10	家裁 0547-37-1630 簡裁 0547-37-3357
静岡地方裁判所沼津支部 静岡家庭裁判所沼津支部 沼津簡易裁判所	410-8550	沼津市御幸町21-1	地·家裁 055-931-6000 簡裁 055-931-6022
三島簡易裁判所	411-0033	三島市文教町1-3-1	055-986-0405
静岡家庭裁判所熱海出張所 熱海簡易裁判所	413-8505	熱海市春日町3-14	0557-81-2989
静岡地方裁判所富士支部 静岡家庭裁判所富士支部 富士簡易裁判所	417-8511	富士市中央町2-7-1	地裁 0545-52-0159 家裁 0545-52-0386 簡裁 0545-52-0394
静岡地方裁判所下田支部 静岡家庭裁判所下田支部 下田簡易裁判所	415-8520	下田市4-7-34	0558-22-0161
静岡地方裁判所浜松支部 静岡家庭裁判所浜松支部 浜松簡易裁判所	地裁 430-8520 家裁 430-8620 簡裁 430-8570	浜松市中央区中央1-12-5	053-453-7155
静岡地方裁判所掛川支部 静岡家庭裁判所掛川支部 掛川簡易裁判所	436-0028	掛川市亀の甲2-16-1	地·簡裁 0537-22-3036 家裁 0537-88-0467
甲府地方裁判所 甲府家庭裁判所 甲府簡易裁判所	400-0032	甲府市中央1-10-7	地裁 055-235-1133 家裁 055-213-2541 簡裁 055-213-2537
鰍沢簡易裁判所	400-0601	南巨摩郡富士川町鰍沢7302	0556-22-0040
甲府地方裁判所都留支部 甲府家庭裁判所都留支部 都留簡易裁判所	402-0052	都留市中央2-1-1	地·簡裁 0554-43-5626 家裁 0554-56-7668
富士吉田簡易裁判所	403-0012	富士吉田市旭1-1-1	0555-22-0573

裁判所名			所 在 地	電話番号
長野地方裁判所				
長野家庭裁判所		380-0846	長野市旭町1108	026-403-2008
長野簡易裁判所				
長野家庭裁判所飯山出張所				
飯山簡易裁判所		389-2253	飯山市大字飯山1123	0269-62-2125
長野地方裁判所上田支部				
長野家庭裁判所上田支部		386-0023	上田市中央西2-3-3	0268-40-2201
上田簡易裁判所		300 0023	工田市中人西2-3-3	0200-40-2201
長野地方裁判所佐久支部				
長野家庭裁判所佐久支部		385-0022	佐久市岩村田1161	0267-67-1538
		303-0022	在外间看到出101	0207-07-1338
佐久簡易裁判所 長野地方裁判所松本支部				
		202 2072	₩±±±± 0.±10.05	0000 00 0040
長野家庭裁判所松本支部		390-0873	松本市丸の内10-35	0263-32-3043
松本簡易裁判所				
長野家庭裁判所木曾福島出張所		397-0001	木曽郡木曽町福島6205-13	0264-22-2021
木曾福島簡易裁判所			-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11	020 / 22 2022
長野家庭裁判所大町出張所		200 0000	⊥ m+ + 1000 1	0001 00 0101
大町簡易裁判所		398-0002	大町市大町4222-1	0261-22-0121
長野家庭裁判所諏訪支部		392-0004	諏訪市諏訪1-24-22	0266-52-9211
諏訪簡易裁判所		032 0001	HABITE EN BOLL ET	0200 02 3211
岡谷簡易裁判所		394-0028		0266-22-3195
長野地方裁判所飯田支部		005 0015	&FR-1-7-1-01	0005 00 0100
長野家庭裁判所飯田支部		395-0015	飯田市江戸町1-21	0265-22-0189
飯田簡易裁判所				
長野地方裁判所伊那支部				
長野家庭裁判所伊那支部		396-0026	伊那市西町4841	0265-72-2770
伊那簡易裁判所				
新潟地方裁判所	地裁	951-8511	新潟市中央区学校町通1-1	025-222-4131
新潟簡易裁判所	簡裁	951-8512	100 month   100 mo	020 222 1202
新潟家庭裁判所		951-8513	新潟市中央区川岸町1-54-1	025-266-3171
新津簡易裁判所		956-0031	新潟市秋葉区新津4532-5	0250-22-0487
新潟地方裁判所三条支部	1			
新潟家庭裁判所三条支部		955-0047	三条市東三条2-2-2	0256-32-1758
三条簡易裁判所				
新潟地方裁判所新発田支部	+			
新潟家庭裁判所新発田支部		957-0053	新発田市中央町4-3-27	0254-24-0121
新発田簡易裁判所		5555	2000 E 1 200 3 1 0 E 1	525 / 2 / 5121
新潟家庭裁判所村上出張所	+			
村上簡易裁判所		958-0837	村上市三之町8-16	0254-53-2066
到上面勿裁刊別 新潟地方裁判所佐渡支部	+			
		050 1001	<b>化连</b> 卡点压25.0.0	0050 50 0151
新潟家庭裁判所佐渡支部		952-1324	佐渡市中原356-2	0259-52-3151
佐渡簡易裁判所	-			
新潟地方裁判所長岡支部			E E = 100 0 00	0050 05 04 44
新潟家庭裁判所長岡支部		940-1151	長岡市三和3-9-28	0258-35-2141
長岡簡易裁判所				
新潟家庭裁判所十日町出張所		948-0093	十日町市稲荷町三丁目南3-1	025-752-2086
十日町簡易裁判所		0 0000	, Arademana— J H 150 I	323 132 2000

裁判所名		所 在 地	電話番号
新潟家庭裁判所柏崎出張所 柏崎簡易裁判所	945-0063	柏崎市諏訪町10-37	0257-22-2090
新潟家庭裁判所南魚沼出張所 南魚沼簡易裁判所	949-6680	南魚沼市六日町1884-子	025-772-2450
新潟地方裁判所高田支部 新潟家庭裁判所高田支部 高田簡易裁判所	943-0838	上越市大手町1-26	025-524-5160
新潟家庭裁判所糸魚川出張所 糸魚川簡易裁判所	941-0058	糸魚川市寺町2-8-23	025-552-0058
大阪地方裁判所	530-8522	大阪市北区西天満2-1-10	06-6363-1281
執行部	532-8503	大阪市淀川区三国本町1-13-27	06-6350-6950
大阪家庭裁判所	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-13	06-6943-5321
大阪簡易裁判所	530-8523	大阪市北区西天満2-1-10	06-6363-1281
交通分室	532-0005	大阪市淀川区三国本町1-13-27	06-6350-6970
大阪池田簡易裁判所	563-0041	池田市満寿美町8-7	072-751-2049
豊中簡易裁判所	561-0881	豊中市中桜塚3-11-2	06-6848-4551
吹田簡易裁判所	564-0036	吹田市寿町1-5-5	06-6381-1720
茨木簡易裁判所	567-0888	茨木市駅前4-4-18	072-622-2656
東大阪簡易裁判所	577-8558	東大阪市高井田元町2-8-12	06-6788-5555
枚方簡易裁判所	573-8505	枚方市大垣内町2-9-37	072-845-1261
大阪地方裁判所堺支部 大阪家庭裁判所堺支部 堺簡易裁判所	地·簡裁 590-8511 家裁 590-0078	堺市堺区南瓦町2-28	072-223-7001
富田林簡易裁判所	584-0035	富田林市谷川町2-22	0721-23-2402
羽曳野簡易裁判所	583-0857	羽曳野市誉田3-15-11	072-956-0176
大阪地方裁判所岸和田支部 大阪家庭裁判所岸和田支部 岸和田簡易裁判所	596-0042	岸和田市加守町4-27-2	地·簡裁 072-441-2400 家裁 072-441-6803
佐野簡易裁判所	598-0007	泉佐野市上町1-4-5	072-462-0676
京都地方裁判所 京都簡易裁判所	604-8550	京都市中京区菊屋町	075-211-4111
京都家庭裁判所	606-0801	京都市左京区下鴨宮河町1	075-722-7211
伏見簡易裁判所	612-8034	京都市伏見区桃山町泰長老	075-601-2354
右京簡易裁判所	616-8162	京都市右京区太秦蜂岡町29	075-861-1220
向日町簡易裁判所	617-0004	向日市鶏冠井町西金村5-2	075-931-6043
木津簡易裁判所	619-0214	木津川市木津南垣外110	0774-72-0155
宇治簡易裁判所	611-0021	宇治市宇治琵琶33-3	0774-21-2394

裁判所名		所 在 地	電話番号
京都地方裁判所園部支部 京都家庭裁判所園部支部 園部簡易裁判所	622-0004	南丹市園部町小桜町30	地·簡裁 0771-62-0237 家裁 0771-62-0840
亀岡簡易裁判所	621-0805	亀岡市安町野々神31-10	0771-22-0409
京都地方裁判所舞鶴支部 京都家庭裁判所舞鶴支部 舞鶴簡易裁判所	624-0853	舞鶴市字南田辺小字南裏町149	地·簡裁 0773-75-2332 家裁 0773-75-0958
京都地方裁判所宮津支部 京都家庭裁判所宮津支部 宮津簡易裁判所	626-0017	宮津市字島崎2043-1	地·簡裁 0772-22-2074 家裁 0772-22-2393
京丹後簡易裁判所	627-0012	京丹後市峰山町杉谷288-2	0772-62-0201
京都地方裁判所福知山支部 京都家庭裁判所福知山支部 福知山簡易裁判所	620-0035	福知山市字内記9	地·簡裁 0773-22-2209 家裁 0773-22-3663
神戸地方裁判所 神戸簡易裁判所	地裁 650-8575 簡裁 650-8565	神戸市中央区橘通2-2-1	078-341-7521
神戸家庭裁判所	652-0032	神戸市兵庫区荒田町3-46-1	078-521-5907
神戸地方裁判所明石支部 神戸家庭裁判所明石支部 明石簡易裁判所	673-0881	明石市天文町2-2-18	地·簡裁 078-912-3231 家裁 078-912-3233
神戸地方裁判所伊丹支部 神戸家庭裁判所伊丹支部 伊丹簡易裁判所	664-8545	伊丹市千僧1-47-1	地·簡裁 072-779-3071 家裁 072-779-3074
神戸地方裁判所柏原支部 神戸家庭裁判所柏原支部 柏原簡易裁判所	669-3309	丹波市柏原町柏原439	0795-72-0155
篠山簡易裁判所	669-2321	丹波篠山市黒岡92	079-552-2222
神戸地方裁判所洲本支部 神戸家庭裁判所洲本支部 洲本簡易裁判所	656-0024	洲本市山手1-1-18	地·簡裁 0799-22-3024 家裁 0799-25-2332
神戸地方裁判所尼崎支部 神戸家庭裁判所尼崎支部 尼崎簡易裁判所	661-0026	尼崎市水堂町3-2-34	地・簡裁 06-6438-3781 家裁 06-7670-9541
西宮簡易裁判所	662-0918	西宮市六湛寺町8-9	0798-35-9381
神戸地方裁判所姫路支部 神戸家庭裁判所姫路支部 姫路簡易裁判所	670-0947	姫路市北条1-250	地·簡裁 079-223-2721 家裁 079-281-2011
加古川簡易裁判所	675-0039	加古川市加古川町粟津759	079-422-2650
神戸地方裁判所社支部 神戸家庭裁判所社支部 社簡易裁判所	673-1431	加東市社490-2	0795-42-0123
神戸地方裁判所龍野支部 神戸家庭裁判所龍野支部 龍野簡易裁判所	679-4179	たつの市龍野町上霞城131	0791-63-3920
神戸地方裁判所豊岡支部 神戸家庭裁判所豊岡支部 豊岡簡易裁判所	668-0042	豊岡市京町12-81	地·簡裁 0796-22-2304 家裁 0796-22-2881

裁判所名		所 在 地	電話番号
神戸家庭裁判所浜坂出張所 浜坂簡易裁判所	669-6701	美方郡新温泉町芦屋6-1	0796-82-1169
奈良地方裁判所 奈良家庭裁判所 奈良簡易裁判所	630-8213	奈良市登大路町35	0742-26-1271
奈良地方裁判所葛城支部 奈良家庭裁判所葛城支部 葛城簡易裁判所	635-8502	大和高田市大字大中101-4	地·簡裁 0745-53-1012 家裁 0745-53-1774
宇陀簡易裁判所	633-2170	宇陀市大宇陀下茶2126	0745-83-0127
奈良地方裁判所五條支部 奈良家庭裁判所五條支部 五條簡易裁判所	637-0043	五條市新町3-3-1	0747-23-0261
奈良家庭裁判所吉野出張所 吉野簡易裁判所	638-0821	吉野郡大淀町大字下渕350-1	0747-52-2490
大津地方裁判所 大津家庭裁判所 大津簡易裁判所	520-0044	大津市京町3-1-2	077-522-4281
甲賀簡易裁判所	528-0005	甲賀市水口町水口5675-1	0748-62-0132
大津家庭裁判所高島出張所 高島簡易裁判所	520-1623	高島市今津町住吉1-3-8	0740-22-2148
大津地方裁判所彦根支部 大津家庭裁判所彦根支部 彦根簡易裁判所	522-0010	彦根市駅東町1-13	0749-22-0167
東近江簡易裁判所	527-0023	東近江市八日市緑町8-16	0748-22-0397
大津地方裁判所長浜支部 大津家庭裁判所長浜支部 長浜簡易裁判所	526-0058	長浜市南呉服町6-22	0749-62-0240
和歌山地方裁判所 和歌山家庭裁判所 和歌山簡易裁判所	640-8143	和歌山市二番丁1	073-422-4191
湯浅簡易裁判所	643-0004	有田郡湯浅町湯浅1794-31	0737-62-2473
和歌山家庭裁判所妙寺出張所 妙寺簡易裁判所	649-7113	伊都郡かつらぎ町妙寺111	0736-22-0033
橋本簡易裁判所	648-0072	橋本市東家5-2-4	0736-32-0314
和歌山地方裁判所御坊支部 和歌山家庭裁判所御坊支部 御坊簡易裁判所	644-0011	御坊市湯川町財部515-2	0738-22-0006
和歌山地方裁判所田辺支部 和歌山家庭裁判所田辺支部 田辺簡易裁判所	646-0033	田辺市新屋敷町5	0739-22-2801
串本簡易裁判所	649-3503	東牟婁郡串本町串本1531-1	0735-62-0212
和歌山地方裁判所新宮支部 和歌山家庭裁判所新宮支部 新宮簡易裁判所	647-0015	新宮市千穂3-7-13	0735-22-2007

裁判所名		所 在 地	電話番号
名古屋地方裁判所	460-8504	名古屋市中区三の丸1-4-1	052-203-1611
執行部	460-8509	名古屋市中区三の丸1-7-4	052-205-1231
名古屋家庭裁判所	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-1	052-223-3411
名古屋簡易裁判所	460-8505	名古屋市中区三の丸1-7-1	052-203-8998
交通部	460-8509	名古屋市中区三の丸1-7-4	052-205-1254
調停部	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-5	052-203-3421
春日井簡易裁判所	486-0915	春日井市八幡町1-1	0568-31-2262
瀬戸簡易裁判所	489-0805	瀬戸市陶原町5-73	0561-82-4815
津島簡易裁判所	496-0047	津島市西柳原町3-11	0567-26-2746
名古屋地方裁判所半田支部 名古屋家庭裁判所半田支部 半田簡易裁判所	475-0902	半田市宮路町200-2	0569-21-1610
名古屋地方裁判所一宮支部 名古屋家庭裁判所一宮支部 一宮簡易裁判所	491-0842	一宮市公園通4-17	地·簡裁 0586-73-3101 家裁 0586-73-3191
犬山簡易裁判所	484-0086	犬山市松本町2-12	0568-61-0390
名古屋地方裁判所岡崎支部 名古屋家庭裁判所岡崎支部 岡崎簡易裁判所	地·簡裁 444-8554 家裁 444-8550	岡崎市明大寺町奈良井3	地·簡裁 0564-51-4522 家裁 0564-51-8972
安城簡易裁判所	446-8526	安城市横山町毛賀知24-2	0566-76-3461
豊田簡易裁判所	471-0869	豊田市十塚町1-25-1	0565-32-0329
名古屋地方裁判所豊橋支部 名古屋家庭裁判所豊橋支部 豊橋簡易裁判所	440-0884	豊橋市大国町110	地·簡裁 0532-52-3142 家裁 0532-52-3212
新城簡易裁判所	441-1387	新城市北畑40-2	0536-22-0059
津地方裁判所 津家庭裁判所 津簡易裁判所	514-8526	津市中央3-1	地裁 059-226-4172 家裁 059-226-4171 簡裁 059-226-4614
鈴鹿簡易裁判所	513-0801	鈴鹿市神戸3-25-3	059-382-0471
津地方裁判所松阪支部 津家庭裁判所松阪支部 松阪簡易裁判所	515-8525	松阪市中央町36-1	0598-51-0542
津地方裁判所伊賀支部 津家庭裁判所伊賀支部 伊賀簡易裁判所	518-0873	伊賀市上野丸之内130-1	0595-21-0002
津地方裁判所伊勢支部 津家庭裁判所伊勢支部 伊勢簡易裁判所	516-8533	伊勢市岡本1-2-6	0596-28-9185
津地方裁判所熊野支部 津家庭裁判所熊野支部 熊野簡易裁判所	519-4396	熊野市井戸町784	0597-85-2145
津家庭裁判所尾鷲出張所 尾鷲簡易裁判所	519-3615	尾鷲市中央町6-23	0597-22-0448

裁判所名		所 在 地	電話番号
津地方裁判所四日市支部 津家庭裁判所四日市支部 四日市簡易裁判所	510-8526	四日市市三栄町1-22	地裁 059-352-7151 家裁 059-352-7185 簡裁 059-352-7197
桑名簡易裁判所	511-0032	桑名市吉之丸12	0594-22-0890
岐阜地方裁判所 岐阜家庭裁判所 岐阜簡易裁判所	500-8710	岐阜市美江寺町2-4-1	058-262-5121
岐阜家庭裁判所郡上出張所 郡上簡易裁判所	501-4213	郡上市八幡町殿町63-2	0575-65-2265
岐阜地方裁判所多治見支部 岐阜家庭裁判所多治見支部 多治見簡易裁判所	507-0023	多治見市小田町1-22-1	0572-22-0698
岐阜家庭裁判所中津川出張所 中津川簡易裁判所	508-0045	中津川市かやの木町4-2	0573-66-1530
岐阜地方裁判所御嵩支部 岐阜家庭裁判所御嵩支部 御嵩簡易裁判所	505-0116	可児郡御嵩町御嵩1177	0574-67-3111
岐阜地方裁判所大垣支部 岐阜家庭裁判所大垣支部 大垣簡易裁判所	503-0888	大垣市丸の内1-22	0584-78-6184
岐阜地方裁判所高山支部 岐阜家庭裁判所高山支部 高山簡易裁判所	506-0009	高山市花岡町2-63-3	0577-32-1140
福井地方裁判所 福井家庭裁判所 福井簡易裁判所	910-8524	福井市春山1-1-1	0776-91-5053
大野簡易裁判所	912-8524	大野市弥生町1-11	0779-66-2120
福井地方裁判所武生支部 福井家庭裁判所武生支部 武生簡易裁判所	915-8524	越前市日野美2-6	0778-23-0050
福井地方裁判所敦賀支部 福井家庭裁判所敦賀支部 敦賀簡易裁判所	914-8524	敦賀市松栄町6-10	0770-22-0812
福井家庭裁判所小浜出張所 小浜簡易裁判所	917-8524	小浜市城内1-1-2	0770-52-0003
金沢地方裁判所 金沢家庭裁判所 金沢簡易裁判所	920-8655	金沢市丸の内7-1	地·簡裁 076-262-3221 家裁 076-221-3111
金沢地方裁判所小松支部 金沢家庭裁判所小松支部 小松簡易裁判所	923-8541	小松市小馬出町11	0761-22-8541
金沢地方裁判所七尾支部 金沢家庭裁判所七尾支部 七尾簡易裁判所	926-8541	七尾市馬出町ハ部1-2	0767-52-3135
金沢地方裁判所輪島支部 金沢家庭裁判所輪島支部 輪島簡易裁判所	928-8541	輪島市河井町15部49-2	0768-22-0054
金沢家庭裁判所珠洲出張所 珠洲簡易裁判所	927-1297	珠洲市上戸町北方い46-3	0768-82-0218

裁判所名		所 在 地	電話番号
富山地方裁判所 富山家庭裁判所 富山簡易裁判所	939-8502	富山市西田地方町2-9-1	076-421-6324
富山地方裁判所魚津支部 富山家庭裁判所魚津支部 魚津簡易裁判所	937-0866	魚津市本町1-10-60	0765-22-0160
富山地方裁判所高岡支部 富山家庭裁判所高岡支部 高岡簡易裁判所	933-8546	高岡市中川本町10-6	0766-22-5151
富山家庭裁判所砺波出張所 砺波簡易裁判所	939-1367	砺波市広上町8-24	0763-32-2118
広島地方裁判所 広島簡易裁判所	730-0012	広島市中区上八丁堀2-43	082-228-0421
広島家庭裁判所	730-0012	広島市中区上八丁堀1-6	082-228-0494
東広島簡易裁判所	739-0012	東広島市西条朝日町5-23	082-422-2279
可部簡易裁判所	731-0221	広島市安佐北区可部4-12-24	082-812-2205
大竹簡易裁判所	739-0614	大竹市白石1-7-6	0827-52-2309
広島地方裁判所三次支部 広島家庭裁判所三次支部 三次簡易裁判所	728-0021	三次市三次町1725-1	地·簡裁 0824-63-5141 家裁 0824-63-5169
庄原簡易裁判所	727-0013	庄原市西本町1-19-8	0824-72-0217
広島地方裁判所呉支部 広島家庭裁判所呉支部 呉簡易裁判所	737-0811	呉市西中央4-1-46	地·簡裁 0823-21-4991 家裁 0823-21-4992
竹原簡易裁判所	725-0021	竹原市竹原町3553	0846-22-2059
広島地方裁判所福山支部 広島家庭裁判所福山支部 福山簡易裁判所	720-0031	福山市三吉町1-7-1	地·簡裁 084-923-2890 家裁 084-923-2806
府中簡易裁判所	726-0002	府中市鵜飼町542-13	0847-45-3268
広島地方裁判所尾道支部 広島家庭裁判所尾道支部 尾道簡易裁判所	722-0014	尾道市新浜1-12-4	地·簡裁 0848-22-5285 家裁 0848-22-5286
山口地方裁判所 山口家庭裁判所 山口簡易裁判所	753-0048	山口市駅通り1-6-1	083-922-1330
防府簡易裁判所	747-0809	防府市寿町6-40	0835-22-0969
山口地方裁判所宇部支部 山口家庭裁判所宇部支部 宇部簡易裁判所	755-0033	宇部市琴芝町2-2-35	地·簡裁 0836-21-3197 家裁 0836-21-3198
山口家庭裁判所船木出張所 船木簡易裁判所	757-0216	宇部市大字船木183	0836-67-0036
山口地方裁判所周南支部 山口家庭裁判所周南支部 周南簡易裁判所	745-0071	周南市岐山通2-5	地·簡裁 0834-21-2610 家裁 0834-21-2698

裁判所名		所 在 地	電話番号
山口地方裁判所萩支部 山口家庭裁判所萩支部 萩簡易裁判所	758-0041	萩市大字江向469	0838-22-0047
長門簡易裁判所	759-4101	長門市東深川1342-2	0837-22-2708
山口地方裁判所岩国支部 山口家庭裁判所岩国支部 岩国簡易裁判所	741-0061	岩国市錦見1-16-45	地·簡裁 0827-41-0161 家裁 0827-41-3181
山口家庭裁判所柳井出張所 柳井簡易裁判所	742-0002	柳井市山根10-20	0820-22-0270
山口地方裁判所下関支部 山口家庭裁判所下関支部 下関簡易裁判所	750-0009	下関市上田中町8-2-2	地·簡裁 083-222-4076 家裁 083-222-2899
岡山地方裁判所 岡山家庭裁判所 岡山簡易裁判所	700-0807	岡山市北区南方1-8-42	086-222-6771
高梁簡易裁判所	716-0013	高梁市片原町1	0866-22-2051
岡山家庭裁判所玉野出張所 玉野簡易裁判所	706-0011	玉野市宇野2-2-1	0863-21-2908
岡山家庭裁判所児島出張所 児島簡易裁判所	711-0911	倉敷市児島小川1-4-14	086-473-1400
岡山地方裁判所倉敷支部 岡山家庭裁判所倉敷支部 倉敷簡易裁判所	710-8558	倉敷市幸町3-33	086-422-1038
岡山家庭裁判所玉島出張所 玉島簡易裁判所	713-8102	倉敷市玉島1-2-43	086-522-3074
岡山家庭裁判所笠岡出張所 笠岡簡易裁判所	714-0081	笠岡市笠岡1732	0865-62-2234
岡山地方裁判所新見支部 岡山家庭裁判所新見支部 新見簡易裁判所	718-0011	新見市新見1222	0867-72-0042
岡山地方裁判所津山支部 岡山家庭裁判所津山支部 津山簡易裁判所	708-0051	津山市椿高下52	0868-22-9326
勝山簡易裁判所	717-0013	真庭市勝山628	0867-44-2040
鳥取地方裁判所 鳥取家庭裁判所 鳥取簡易裁判所	680-0011	鳥取市東町2-223	0857-22-2171
鳥取地方裁判所倉吉支部 鳥取家庭裁判所倉吉支部 倉吉簡易裁判所	682-0824	倉吉市仲ノ町734	0858-22-2911
鳥取地方裁判所米子支部 鳥取家庭裁判所米子支部 米子簡易裁判所	683-0826	米子市西町62	地裁 0859-22-2205 家裁 0859-22-2408 簡裁 0859-22-2206
松江地方裁判所 松江家庭裁判所 松江簡易裁判所	690-8523	松江市母衣町68	0852-23-1701
松江家庭裁判所雲南出張所 雲南簡易裁判所	699-1332	雲南市木次町木次980	0854-42-0275

裁判所名		所 在 地	電話番号
松江地方裁判所出雲支部			
松江家庭裁判所出雲支部	693-8523	出雲市今市町797-2	0853-21-2114
出雲簡易裁判所			
松江地方裁判所浜田支部			
松江家庭裁判所浜田支部	697-0027	浜田市殿町980	0855-22-0678
浜田簡易裁判所			
松江家庭裁判所川本出張所	696-0001	邑智郡川本町大字川本340	0855-72-0045
川本簡易裁判所			
松江地方裁判所益田支部			
松江家庭裁判所益田支部	698-0021	益田市幸町6-60	0856-22-0365
益田簡易裁判所			
松江地方裁判所西郷支部			
松江家庭裁判所西郷支部	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町指向5-1	08512-2-0005
西郷簡易裁判所			
福岡地方裁判所	810-8653	福岡市中央区六本松4-2-4	092-781-3141
福岡家庭裁判所	810-8652	福岡市中央区六本松4-2-4	092-711-9651
福岡簡易裁判所	810-8654	福岡市中央区六本松4-2-4	092-781-3141
宗像簡易裁判所	811-3431	宗像市田熊2-3-34	0940-36-2024
福岡家庭裁判所甘木出張所		10 A 1. # 10 1. co.4	2010 00 0110
甘木簡易裁判所	838-0061	朝倉市菩提寺571	0946-22-2113
福岡地方裁判所飯塚支部			
福岡家庭裁判所飯塚支部	820-8506	飯塚市新立岩10-29	0948-22-1150
飯塚簡易裁判所			
福岡地方裁判所直方支部			
福岡家庭裁判所直方支部	822-0014	直方市丸山町1-4	0949-22-0522
直方簡易裁判所			
福岡地方裁判所田川支部			
福岡家庭裁判所田川支部	826-8567	田川市千代町1-5	0947-42-0163
田川簡易裁判所			
福岡地方裁判所久留米支部	地・簡裁 830-8530		地·簡裁 0942-32-5387
福岡家庭裁判所久留米支部	家裁 830-8512	久留米市篠山町21	家裁 0942-39-6943
久留米簡易裁判所			13.120
うきは簡易裁判所	839-1321	うきは市吉井町343-6	0943-75-3271
福岡地方裁判所八女支部			
福岡家庭裁判所八女支部	834-0031	八女市本町537-4	0943-23-4036
八女簡易裁判所			
福岡地方裁判所柳川支部			
福岡家庭裁判所柳川支部	832-0045	柳川市本町4	0944-72-3121
柳川簡易裁判所			
福岡地方裁判所大牟田支部			
福岡家庭裁判所大牟田支部	836-0052	大牟田市白金町101	0944-53-3503
大牟田簡易裁判所			
福岡地方裁判所小倉支部	地・簡裁 803-8531		000 501 0101
福岡家庭裁判所小倉支部	家裁 803-8532	北九州市小倉北区金田1-4-1	093-561-3431
小倉簡易裁判所			
折尾簡易裁判所	807-0825	北九州市八幡西区折尾4-29-6	093-691-0229

裁判所名		所 在 地	電話番号
福岡地方裁判所行橋支部			
福岡家庭裁判所行橋支部	824-0001	行橋市行事1-8-23	0930-22-0035
行橋簡易裁判所			
佐賀地方裁判所			
佐賀家庭裁判所	840-0833	佐賀市中の小路3-22	0952-23-3161
佐賀簡易裁判所			
鳥栖簡易裁判所	841-0036	鳥栖市秋葉町3-28-1	0942-82-2212
佐賀地方裁判所武雄支部			
佐賀家庭裁判所武雄支部	843-0022	武雄市武雄町大字武雄5660	0954-22-2159
武雄簡易裁判所			
佐賀家庭裁判所鹿島出張所			
鹿島簡易裁判所	849-1311	鹿島市大字高津原3575	0954-62-2870
伊万里簡易裁判所	848-0027	伊万里市立花町4107	0955-23-3340
佐賀地方裁判所唐津支部			
佐賀家庭裁判所唐津支部	847-0012	唐津市大名小路1-1	0955-72-2138
唐津簡易裁判所			
長崎地方裁判所	850-8503	長崎市万才町9-26	
長崎家庭裁判所			095-822-6151
長崎簡易裁判所	850-0033	長崎市万才町6-25	
長崎地方裁判所大村支部			
長崎家庭裁判所大村支部	856-0831	大村市東本町287	0957-52-3501
大村簡易裁判所			
長崎家庭裁判所諫早出張所			
諫早簡易裁判所	854-0071	諫早市永昌東町24-12	0957-22-0421
長崎地方裁判所島原支部			
長崎家庭裁判所島原支部	855-0036	島原市城内1-1195-1	0957-62-3151
島原簡易裁判所		-3.5. 1 3	
長崎地方裁判所五島支部			
長崎家庭裁判所五島支部	853-0001	五島市栄町1-7	0959-72-3315
五島簡易裁判所			
長崎家庭裁判所新上五島出張所			
新上五島簡易裁判所	857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷2276-5	0959-42-0044
長崎地方裁判所厳原支部			
長崎家庭裁判所厳原支部	817-0013	対馬市厳原町中村642-1	0920-52-0067
厳原簡易裁判所	017 0010	ン 3 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	0320-32-0001
長崎家庭裁判所上県出張所			
上県簡易裁判所	817-1602	対馬市上県町佐須奈甲639-22	0920-84-2037
長崎地方裁判所佐世保支部			
	057 0005	/ <del>/</del> # / P = ¥ P = T O 4	地·簡裁 0956-22-9175
長崎家庭裁判所佐世保支部	857-0805	佐世保市光月町9-4	家裁 0956-22-9176
佐世保簡易裁判所			
長崎地方裁判所平戸支部	050 5152	W=+=7WE460	0050 00 0004
長崎家庭裁判所平戸支部	859-5153	平戸市戸石川町460	0950-22-2004
平戸簡易裁判所			
長崎地方裁判所壱岐支部	011 5100	去此士	0000 47 1010
長崎家庭裁判所壱岐支部	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触624-1	0920-47-1019
壱岐簡易裁判所 大公地方裁判所			
大分地方裁判所	070 0504	上八十左担 15	007 500 7101
大分家庭裁判所	870-8564	大分市荷揚町7-15	097-532-7161
大分簡易裁判所			

裁判所名		所 在 地	電話番号
別府簡易裁判所	874-0908	別府市上田の湯町4-8	0977-22-0519
臼杵簡易裁判所	875-0041	臼杵市大字臼杵101-2	0972-62-2874
大分地方裁判所杵築支部 大分家庭裁判所杵築支部 杵築簡易裁判所	873-0001	杵築市大字杵築1180	0978-62-2052
大分地方裁判所佐伯支部 大分家庭裁判所佐伯支部 佐伯簡易裁判所	876-0815	佐伯市野岡町2-13-2	0972-22-0168
大分地方裁判所竹田支部 大分家庭裁判所竹田支部 竹田簡易裁判所	878-0013	竹田市大字竹田2065-1	0974-63-2040
大分地方裁判所中津支部 大分家庭裁判所中津支部 中津簡易裁判所	871-0050	中津市二ノ丁1260	0979-22-2115
大分家庭裁判所豊後高田出張所 豊後高田簡易裁判所	879-0606	豊後高田市玉津894	0978-22-2061
大分地方裁判所日田支部 大分家庭裁判所日田支部 日田簡易裁判所	877-0012	日田市淡窓1-1-53	0973-23-3145
熊本地方裁判所 熊本簡易裁判所	地裁 860-8513 簡裁 860-8531	熊本市中央区京町1-13-11	096-325-2121
熊本家庭裁判所	860-0001	熊本市中央区千葉城町3-31	096-355-6121
宇城簡易裁判所	869-3205	宇城市三角町波多438-18	0964-52-2149
熊本家庭裁判所御船出張所 御船簡易裁判所	861-3206	上益城郡御船町辺田見1250-1	096-282-0055
熊本地方裁判所阿蘇支部 熊本家庭裁判所阿蘇支部 阿蘇簡易裁判所	869-2612	阿蘇市一の宮町宮地2476-1	0967-22-0063
熊本家庭裁判所高森出張所 高森簡易裁判所	869-1602	阿蘇郡高森町高森1385-6	0967-62-0069
熊本地方裁判所玉名支部 熊本家庭裁判所玉名支部 玉名簡易裁判所	865-0051	玉名市繁根木54-8	0968-72-3037
荒尾簡易裁判所	864-0041	荒尾市荒尾1588	0968-63-0164
熊本地方裁判所山鹿支部 熊本家庭裁判所山鹿支部 山鹿簡易裁判所	861-0501	山鹿市山鹿280	0968-44-5141
熊本地方裁判所八代支部 熊本家庭裁判所八代支部 八代簡易裁判所	866-8585	八代市西松江城町1-41	0965-32-2175
熊本家庭裁判所水俣出張所 水俣簡易裁判所	867-0041	水俣市天神町1-1-1	0966-62-2307
熊本地方裁判所人吉支部 熊本家庭裁判所人吉支部 人吉簡易裁判所	868-0056	人吉市寺町1	0966-23-4855

裁判所名		所在地	電話番号
熊本地方裁判所天草支部 熊本家庭裁判所天草支部 天草簡易裁判所	863-8585	天草市諏訪町16-24	0969-23-2004
熊本家庭裁判所牛深出張所 牛深簡易裁判所	863-1901	天草市牛深町2061-17	0969-72-2540
鹿児島地方裁判所 鹿児島家庭裁判所 鹿児島簡易裁判所	892-8501	鹿児島市山下町13-47	099-222-7121
伊集院簡易裁判所	899-2501	日置市伊集院町下谷口1543	099-272-2538
鹿児島家庭裁判所種子島出張所 種子島簡易裁判所	891-3101	西之表市西之表16275-12	0997-22-0159
鹿児島家庭裁判所屋久島出張所 屋久島簡易裁判所	891-4205	熊毛郡屋久島町宮之浦2445-18	0997-42-0014
鹿児島地方裁判所知覧支部 鹿児島家庭裁判所知覧支部 知覧簡易裁判所	897-0302	南九州市知覧町郡6196-1	0993-83-2229
加世田簡易裁判所	897-0000	南さつま市加世田地頭所町1-3	0993-52-2347
鹿児島家庭裁判所指宿出張所 指宿簡易裁判所	891-0402	指宿市十町244	0993-22-2902
鹿児島地方裁判所加治木支部 鹿児島家庭裁判所加治木支部 加治木簡易裁判所	899-5214	姶良市加治木町仮屋町95	0995-62-2666
鹿児島家庭裁判所大口出張所 大口簡易裁判所	895-2511	伊佐市大口里2235	0995-22-0247
鹿児島地方裁判所川内支部 鹿児島家庭裁判所川内支部 川内簡易裁判所	895-0064	薩摩川内市花木町2-20	0996-22-2154
出水簡易裁判所	899-0201	出水市緑町25-6	0996-62-0178
甑島簡易裁判所	896-1201	薩摩川内市上甑町中甑480-1	09969-2-0054
鹿児島地方裁判所鹿屋支部 鹿児島家庭裁判所鹿屋支部 鹿屋簡易裁判所	893-0011	鹿屋市打馬1-2-14	0994-43-2330
大隅簡易裁判所	899-8102	曽於市大隅町岩川6659-9	099-482-0006
鹿児島地方裁判所名瀬支部 鹿児島家庭裁判所名瀬支部 名瀬簡易裁判所	894-0033	奄美市名瀬矢之脇町1-1	0997-52-5141
鹿児島家庭裁判所徳之島出張所 徳之島簡易裁判所	891-7101	大島郡徳之島町亀津554-2	0997-83-0019
宮崎地方裁判所 宮崎家庭裁判所 宮崎簡易裁判所	880-8543	宮崎市旭2-3-13	0985-23-2261
西都簡易裁判所	881-0003	西都市大字右松2519-1	0983-43-0344
宮崎地方裁判所日南支部 宮崎家庭裁判所日南支部 日南簡易裁判所	889-2535	日南市飫肥3-6-1	0987-25-1188

裁判所名			所 在 地	電話番号
宮崎地方裁判所都城支部				
宮崎家庭裁判所都城支部		885-0075	都城市八幡町2-3	0986-23-4131
都城簡易裁判所				
小林簡易裁判所		886-0007	小林市真方112	0984-23-2309
	1			+
宮崎家庭裁判所延岡支部		882-8585	延岡市東本小路121	0982-32-3291
延岡簡易裁判所		002-0303	<b>严问</b> 巾未存55时121	0302-32-3231
宮崎家庭裁判所日向出張所	+			
日向簡易裁判所		883-0036	日向市南町8-7	0982-52-2211
宮崎家庭裁判所高千穂出張所		882-1101	西臼杵郡高千穂町大字三田井118	0982-72-2017
高千穂簡易裁判所				
那覇地方裁判所		900-8567	那覇市樋川1-14-1	098-855-3366
那覇簡易裁判所				
那覇家庭裁判所		900-8603	那覇市樋川1-14-10	098-855-1000
那覇地方裁判所名護支部				11
那覇家庭裁判所名護支部		905-0011	名護市字宮里451-3	地・簡裁 0980-52-2642
名護簡易裁判所				家裁 0980-52-2742
那覇地方裁判所沖縄支部				地, 飾井 000 020 0011
那覇家庭裁判所沖縄支部		904-2194	沖縄市知花6-7-7	地・簡裁 098-939-0011
沖縄簡易裁判所				家裁 098-939-0017
那覇地方裁判所平良支部				地裁 0980-72-2025
那覇家庭裁判所平良支部		906-0012	宮古島市平良字西里345	家裁 0980-72-3428
平良簡易裁判所				簡裁 0980-72-3502
那覇地方裁判所石垣支部				地裁 0980-82-3076
那覇家庭裁判所石垣支部		907-0004	石垣市字登野城55	家裁 0980-82-3812
石垣簡易裁判所				簡裁 0980-82-3369
仙台地方裁判所	地裁	980-8639		地・簡裁 022-222-6115
仙台家庭裁判所	家裁	980-8637	仙台市青葉区片平1-6-1	家裁 022-745-6203
仙台簡易裁判所	簡裁	980-8636		3/3% 022 143 0200
仙台地方裁判所大河原支部				地・簡裁 0224-52-2101
仙台家庭裁判所大河原支部		989-1231	柴田郡大河原町字中川原9	家裁 0224-52-2102
大河原簡易裁判所				37.3% OLL   32 2102
仙台地方裁判所古川支部				地・簡裁 0229-22-1601
仙台家庭裁判所古川支部		989-6161	大崎市古川駅南2-9-46	家裁 0229-22-1694
古川簡易裁判所				1230 22 230 1
築館簡易裁判所		987-2252	栗原市築館薬師3-4-14	0228-22-3154
仙台地方裁判所登米支部				
仙台家庭裁判所登米支部		987-0702	登米市登米町寺池桜小路105-3	0220-52-2011
登米簡易裁判所	1			
仙台地方裁判所石巻支部				地・簡裁 0225-22-0361
仙台家庭裁判所石巻支部		986-0832	石巻市泉町4-4-28	家裁 0225-22-0363
石巻簡易裁判所				<b>3/3</b> 0220-22-0303
仙台地方裁判所気仙沼支部				地・簡裁 0226-22-6659
仙台家庭裁判所気仙沼支部		988-0022	気仙沼市河原田1-2-30	家裁 0226-22-6626
気仙沼簡易裁判所				30.334 0220-22-0020
福島地方裁判所				
福島家庭裁判所		960-8512	福島市花園町5-38	024-534-2156
福島簡易裁判所				

裁判所名		所 在 地	電話番号
福島地方裁判所相馬支部			
福島家庭裁判所相馬支部	976-0042	相馬市中村字大手先48-1	0244-36-5141
相馬簡易裁判所			
福島地方裁判所郡山支部			地裁 024-932-5656
福島家庭裁判所郡山支部	963-8566	郡山市麓山1-2-26	家裁 024-932-5855
郡山簡易裁判所			簡裁 024-932-5681
福島地方裁判所白河支部			
福島家庭裁判所白河支部	961-0074	白河市郭内146	地・簡裁 0248-22-5555
白河簡易裁判所		A 3 1 1 3 2 1 0	家裁 0248-22-5591
福島家庭裁判所棚倉出張所			
棚倉簡易裁判所	963-6131	東白川郡棚倉町大字棚倉字南町78-1	0247-33-3458
福島地方裁判所会津若松支部			±1.±1 0040 0€ E70E
		A > h + 1 / h - x / h - x / h - c / c	地裁 0242-26-5725
福島家庭裁判所会津若松支部	965-8540	会津若松市追手町6-6	家裁 0242-26-5831
会津若松簡易裁判所			簡裁 0242-26-5734
福島家庭裁判所田島出張所	967-0004	南会津郡南会津町田島字後原甲3483-3	0241-62-0211
田島簡易裁判所	33, 3004		32.12 32 3211
福島地方裁判所いわき支部			地裁 0246-22-1321
福島家庭裁判所いわき支部	970-8026	いわき市平字八幡小路41	家裁 0246-22-1376
いわき簡易裁判所			簡裁 0246-22-1348
			(事務移転中)
			刑事 いわき簡易裁判所
福島富岡簡易裁判所	979-1111	双葉郡富岡町大字小浜字大膳町113	0246-22-1338
			民事他 郡山簡易裁判所
<u></u> 山形地方裁判所			024-932-5681
	000 0521		000 000 0511
山形家庭裁判所	990-8531	山形市旅篭町2-4-22	023-623-9511
山形簡易裁判所			
山形地方裁判所新庄支部		***	2000 20 2005
山形家庭裁判所新庄支部	996-0022	新庄市住吉町4-27	0233-22-0265
新庄簡易裁判所			
山形地方裁判所米沢支部			
山形家庭裁判所米沢支部	992-0045	米沢市中央4-9-15	0238-22-2165
米沢簡易裁判所			
山形家庭裁判所赤湯出張所	999-2211	南陽市赤湯316	0238-43-2217
赤湯簡易裁判所	999-2211	用物印机物310	0230-43-2217
山形家庭裁判所長井出張所			
長井簡易裁判所	993-0015	長井市四ツ谷1-7-20	0238-88-2073
山形地方裁判所鶴岡支部			
山形家庭裁判所鶴岡支部	997-0035	鶴岡市馬場町5-23	0235-23-6666
鶴岡簡易裁判所	331-0033	ロップ (Pa (公元) (Pi (中) (Pi	0233-23-0000
山形地方裁判所酒田支部			
	000 0027	洒田古□古町1 5 27	0234-23-1234
山形家庭裁判所酒田支部	998-0037	酒田市日吉町1-5-27	0234-23-1234
酒田簡易裁判所 成因地方裁判所			
盛岡地方裁判所	000 0500	# M + d + 0 1	010 000 0105
盛岡家庭裁判所	020-8520	盛岡市内丸9-1	019-622-3165
盛岡簡易裁判所			
盛岡地方裁判所花巻支部			
盛岡家庭裁判所花巻支部	025-0075	花巻市花城町8-26	0198-23-5276
花巻簡易裁判所			
盛岡地方裁判所二戸支部			
mm1 3 C/3 //(13//1 / / 24/l)			
盛岡家庭裁判所二戸支部	028-6101	二戸市福岡字城ノ内4-2	0195-23-2591

裁判所名			所 在 地	電話番号
盛岡家庭裁判所久慈出張所 久慈簡易裁判所		028-0022	久慈市田屋町2-50-5	0194-53-4158
盛岡地方裁判所遠野支部				
盛岡家庭裁判所遠野支部		028-0515	遠野市東舘町2-3	0198-62-2840
遠野簡易裁判所				
釜石簡易裁判所		026-0022	釜石市大只越町1-7-5	0193-22-1824
盛岡地方裁判所宮古支部				
盛岡家庭裁判所宮古支部		027-0052	宮古市宮町1-3-30	0193-62-2925
宮古簡易裁判所 盛岡地方裁判所一関支部				
盛岡家庭裁判所一関支部		021-0877	一関市城内3-6	0191-23-4148
一関簡易裁判所		022 0011	24 18 20 C	0131 20 1110
盛岡家庭裁判所大船渡出張所		000 0000		0100 00 0000
大船渡簡易裁判所		022-0003	大船渡市盛町字宇津野沢9-3	0192-26-3630
盛岡地方裁判所水沢支部				
盛岡家庭裁判所水沢支部		023-0053	奥州市水沢大手町4-19	0197-24-7181
水沢簡易裁判所				
秋田地方裁判所 秋田家庭裁判所		010-8504	秋田士小丁7 1 1	018-824-3121
秋田祭庭裁刊所 秋田簡易裁判所		010-8504	秋田市山王7-1-1	018-824-3121
男鹿簡易裁判所		010-0511		0185-23-2923
秋田地方裁判所本荘支部			77720 + 7387 1103387 13 40238 12 12	
秋田家庭裁判所本荘支部		015-0872	由利本荘市瓦谷地21	0184-22-3916
本荘簡易裁判所		013 0072	四年7年7年7月26日7021	0104 22 3310
秋田地方裁判所能代支部				
秋田家庭裁判所能代支部		016-0817	能代市上町1-15	0185-52-3278
能代簡易裁判所				
秋田地方裁判所大館支部				地・簡裁 0186-42-0071
秋田家庭裁判所大館支部		017-0891	大館市字中城15	家裁 0186-42-1574
大館簡易裁判所				
秋田家庭裁判所鹿角出張所 鹿角簡易裁判所		018-5201	鹿角市花輪字下中島1-1	0186-23-2262
秋田地方裁判所大曲支部				
秋田家庭裁判所大曲支部		014-0063	大仙市大曲日の出町1-20-4	地・簡裁 0187-63-2033
大曲簡易裁判所		014 0003	八屆市八區日9日刊120年	家裁 0187-63-2373
秋田家庭裁判所角館出張所				
角館簡易裁判所		014-0372	仙北市角館町小館77-4	0187-53-2305
秋田地方裁判所横手支部				地·簡裁 0182-32-4130
秋田家庭裁判所横手支部		013-0013	横手市城南町2-1	地・間数 0182-32-4130 家裁 0182-32-4206
横手簡易裁判所				3/13/4 0102-02-4200
湯沢簡易裁判所		012-0844	湯沢市田町2-6-41	0183-73-2828
青森地方裁判所	地裁	030-8522		
青森家庭裁判所		030-8523	青森市長島1-3-26	017-722-5351
青森簡易裁判所	簡裁	030-8524		
青森家庭裁判所むつ出張所		035-0073	むつ市中央1-1-5	0175-22-2712
むつ簡易裁判所				
青森家庭裁判所野辺地出張所		039-3131	上北郡野辺地町字野辺地419	0175-64-3279
野辺地簡易裁判所				

裁判所名			所 在 地	電話番号
青森地方裁判所弘前支部 青森家庭裁判所弘前支部 弘前簡易裁判所		036-8356	弘前市大字下白銀町7	0172-32-4321
青森地方裁判所五所川原支部 青森家庭裁判所五所川原支部 五所川原簡易裁判所		037-0044	五所川原市字元町54	0173-34-2927
鰺ヶ沢簡易裁判所		038-2754	西津軽郡鰺ヶ沢町大字米町38	0173-72-2012
青森地方裁判所八戸支部 青森家庭裁判所八戸支部 八戸簡易裁判所		039-1166	八戸市根城9-13-6	0178-22-3104
青森地方裁判所十和田支部 青森家庭裁判所十和田支部 十和田簡易裁判所		034-0082	十和田市西二番町14-8	0176-23-2368
札幌地方裁判所		060-0042	札幌市中央区大通西11	011-350-4802
札幌家庭裁判所 札幌簡易裁判所		060-0042	札幌市中央区大通西12	家裁 011-221-7318 簡裁 011-330-2366
札幌地方裁判所浦河支部 札幌家庭裁判所浦河支部 浦河簡易裁判所		057-0012	浦河郡浦河町常盤町19	0146-22-4165
札幌家庭裁判所静内出張所 静内簡易裁判所		056-0005	日高郡新ひだか町静内こうせい町2-1-10	0146-42-0120
札幌地方裁判所苫小牧支部 札幌家庭裁判所苫小牧支部 苫小牧簡易裁判所		053-0018	苫小牧市旭町2-7-12	0144-32-3295
札幌地方裁判所室蘭支部 札幌家庭裁判所室蘭支部 室蘭簡易裁判所		050-0081	室蘭市日の出町1-18-29	0143-44-6733
伊達簡易裁判所		052-0021	伊達市末永町47-10	0142-23-3236
札幌地方裁判所岩見沢支部 札幌家庭裁判所岩見沢支部 岩見沢簡易裁判所		068-0004	岩見沢市4条東4	0126-22-6650
札幌家庭裁判所夕張出張所 夕張簡易裁判所		068-0411	夕張市末広1-92-16	0123-52-2004
札幌地方裁判所滝川支部 札幌家庭裁判所滝川支部 滝川簡易裁判所		073-0022	滝川市大町1-6-13	0125-23-2311
札幌地方裁判所小樽支部 札幌家庭裁判所小樽支部 小樽簡易裁判所		047-0024	小樽市花園5-1-1	0134-22-9157
札幌地方裁判所岩内支部 札幌家庭裁判所岩内支部 岩内簡易裁判所		045-0013	岩内郡岩内町字高台192-1	0135-62-0138
函館地方裁判所 函館家庭裁判所 函館簡易裁判所	家裁	040-8601 040-8602 040-8603	函館市上新川町1-8	地·家裁 0138-38-2370 簡裁 0138-38-2340
函館家庭裁判所松前出張所 松前簡易裁判所		049-1501	松前郡松前町字建石48	0139-42-2122
函館家庭裁判所八雲出張所 八雲簡易裁判所		049-3112	二海郡八雲町未広町184	0137-62-2494

裁判所名		所 在 地	電話番号
函館家庭裁判所寿都出張所	040 0401	± 17 77 ± 17 m- 0 0 0	0126 62 2072
寿都簡易裁判所	048-0401	寿都郡寿都町字新栄町209	0136-62-2072
函館地方裁判所江差支部			
函館家庭裁判所江差支部	043-0043	檜山郡江差町字本町237	0139-52-0174
江差簡易裁判所			
旭川地方裁判所	地裁 070-8640	)	
旭川家庭裁判所	家裁 070-8641	1 旭川市花咲町4	0166-51-6251
旭川簡易裁判所	簡裁 070-8642	2	
旭川家庭裁判所深川出張所			
深川簡易裁判所	074-0002	深川市2条1-4	0164-23-2813
旭川家庭裁判所富良野出張所	076 0010	<b>⇔</b>	0167 00 0000
富良野簡易裁判所	076-0018	富良野市弥生町2-55	0167-22-2209
旭川地方裁判所留萌支部			
旭川家庭裁判所留萌支部	077-0037	留萌市沖見町2	0164-42-0465
留萌簡易裁判所			
旭川地方裁判所稚内支部			
旭川家庭裁判所稚内支部	097-0002	稚内市潮見1-3-10	0162-33-5289
稚内簡易裁判所			:_ :_ 3_00
旭川家庭裁判所天塩出張所			
天塩簡易裁判所	098-3303	天塩郡天塩町新栄通7	01632-2-1146
旭川地方裁判所紋別支部			
旭川家庭裁判所紋別支部	094-0006	紋別市潮見町1-5-48	0158-23-2856
紋別簡易裁判所	034 0000		0130 23 2030
旭川地方裁判所名寄支部			
旭川家庭裁判所名寄支部	096-0014	名寄市西4条南9	01654-3-3331
名寄簡易裁判所	030 0014		0103   0 0001
旭川家庭裁判所中頓別出張所			
中頓別簡易裁判所	098-5551	枝幸郡中頓別町字中頓別166-5	01634-6-1626
釧路地方裁判所	<u> </u>		<u> </u>
釧路家庭裁判所	085-0824	釧路市柏木町4-7	0154-99-1222
釧路簡易裁判所	003 0024	게 나 다 다 가 다 다 가 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다	0134-33-1222
釧路地方裁判所根室支部			
釧路家庭裁判所根室支部	087-0026	根室市敷島町2-3	0153-24-1617
根室簡易裁判所	007 0020	以工业处则 (12 G	0130 27 1011
似主间勿裁刊所 釧路家庭裁判所標津出張所			
標津簡易裁判所	086-1632	標津郡標津町北2条西1-1-17	0153-82-2046
(標準間勿裁刊所 釧路地方裁判所帯広支部			
到路地万裁刊所带広文部 釧路家庭裁判所帯広支部	080-0808	帯広古車8条両0 1	0155-23-5141
斯哈家庭教刊所帝仏文部 帯広簡易裁判所	000-0008	帯広市東8条南9-1	0100-20-0141
釧路家庭裁判所本別出張所 大別節見 計判所	089-3313	中川郡本別町柳町4	0156-22-2064
本別簡易裁判所			
釧路地方裁判所北見支部	200 222	11. C + + m-4 - 7.00	0157 04 0404
釧路家庭裁判所北見支部 	090-0065	北見市寿町4-7-36	0157-24-8431
北見簡易裁判所			
釧路家庭裁判所遠軽出張所	099-0403	紋別郡遠軽町1条通北2-3-25	0158-42-2259
遠軽簡易裁判所			
釧路地方裁判所網走支部			
釧路家庭裁判所網走支部	093-0031	網走市台町2-2-1	0152-43-4115
網走簡易裁判所			

裁判所名		所 在 地	電話番号
高松地方裁判所	760-8586	高松市丸の内1-36	087-851-1537
高松家庭裁判所	家裁 760-8585	高松市丸の内2-27	家裁 087-851-1631
高松簡易裁判所	簡裁 760-8586	1914A 1127007 F 32 - 21	簡裁 087-851-1848
高松家庭裁判所土庄出張所	761-4121	小豆郡土庄町淵崎甲1430-1	0879-62-0224
土庄簡易裁判所			
高松地方裁判所丸亀支部	700 0004	A -   T - 0 A 1	地裁 0877-23-5270
高松家庭裁判所丸亀支部 丸亀簡易裁判所	763-0034	丸亀市大手町3-4-1	家裁 0877-23-5340 簡裁 0877-23-5113
<ul><li>・ 大電前の数刊別</li><li>・ 善通寺簡易裁判所</li></ul>	765-0013	善通寺市文京町3-1-1	0877-62-0315
高松地方裁判所観音寺支部	705-0015	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	0877-02-0315
高松家庭裁判所観音寺支部	768-0060	観音寺市観音寺町甲2804-1	地·簡裁 0875-25-3467
観音寺簡易裁判所	700 0000	既日初印既日初明 [72004-1	家裁 0875-25-2619
徳島地方裁判所			
徳島家庭裁判所	770-8528	徳島市徳島町1-5-1	088-603-0111
徳島簡易裁判所			
鳴門簡易裁判所	772-0017	鳴門市撫養町立岩字七枚115	088-686-2710
吉野川簡易裁判所	779-3301	吉野川市川島町川島588	0883-25-2914
徳島地方裁判所阿南支部			
徳島家庭裁判所阿南支部	774-0030	阿南市富岡町西池田口1-1	0884-22-0148
阿南簡易裁判所			
徳島家庭裁判所牟岐出張所	775-0006	海部郡牟岐町大字中村字本村54-2	0884-72-0074
牟岐簡易裁判所	773 0000	19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 1	0001 12 0011
徳島地方裁判所美馬支部		V = 1.81 = 1.451 =	
徳島家庭裁判所美馬支部	779-3610	美馬市脇町大字脇町1229-3	0883-52-1035
美馬簡易裁判所 徳島家庭裁判所池田出張所			
徳島池田簡易裁判所	778-0002	三好市池田町マチ2494-7	0883-72-0234
高知地方裁判所			
高知家庭裁判所	780-8558	高知市丸ノ内1-3-5	088-822-0576
高知簡易裁判所			
高知地方裁判所安芸支部			
高知家庭裁判所安芸支部	784-0003	安芸市久世町9-25	0887-35-2065
安芸簡易裁判所			
高知地方裁判所須崎支部		(T. In the Mark) ( III. O. A.A.	0000 40 0040
高知家庭裁判所須崎支部	785-0010	須崎市鍛治町2-11	0889-42-0046
須崎簡易裁判所 高知地方裁判所中村支部			
高知家庭裁判所中村支部	787-0028	四万十市中村山手通54-1	地・簡裁 0880-35-3007
中村簡易裁判所	101 0020	E/3   10   13E 3 XEO 1 I	家裁 0880-35-4741
松山地方裁判所		10.1 ± 10.00 0 0	地裁 089-903-4379
松山簡易裁判所	790-8539	松山市一番町3-3-8 	簡裁 089-903-4373
松山家庭裁判所	790-0006	松山市南堀端町2-1	089-942-0083
松山地方裁判所大洲支部			
松山家庭裁判所大洲支部	795-0012	大洲市大洲845	0893-24-2038
大洲簡易裁判所			
八幡浜簡易裁判所	796-0041	八幡浜市裁判所通1550-6	0894-22-0176
松山地方裁判所今治支部			
松山家庭裁判所今治支部	794-8508	今治市常盤町4-5-3	0898-23-0010
今治簡易裁判所			

裁判所名	所 在 地		電話番号
松山地方裁判所西条支部 松山家庭裁判所西条支部 西条簡易裁判所	793-0023	西条市明屋敷165	地·簡裁 0897-56-0652 家裁 0897-56-0696
新居浜簡易裁判所	792-0023	新居浜市繁本町2-1	0897-32-2743
四国中央簡易裁判所	799-0405	四国中央市三島中央5-4-28	0896-23-2335
松山地方裁判所宇和島支部 松山家庭裁判所宇和島支部 宇和島簡易裁判所	798-0033	宇和島市鶴島町8-16	地·簡裁 0895-22-0091 家裁 0895-22-4466
松山家庭裁判所愛南出張所 愛南簡易裁判所	798-4131	南宇和郡愛南町城辺甲3827	0895-72-0044

- 本データブックに掲載されているデータ等を引用又は転載するにあたり、個別の許可は必要ありません。
- データ等に注意書きが付されている場合には、正確を期するため、当該注意書 きを併せて引用するようにしてください。
- 本データブックに掲載されているデータ等は、特に明示したものを除き、令和 7年7月現在のものです。
- 裁判所では、裁判所について、より詳しく知っていただくためにウェブサイトを設けています。このウェブサイトでは、裁判所の組織や手続の紹介といった一般的な事項から最高裁判所や各地の裁判所の裁判例情報、司法統計などの専門的なもの、裁判所職員の採用試験に関する情報まで幅広い情報を提供しています。アドレスは、https://www.courts.go.jp/です。
- 裁判員制度については、「裁判員制度ウェブサイト」を設けています。このウェブサイトでは、裁判員制度の実施状況や裁判員経験者の方々の声、裁判員制度に関するパンフレット、裁判員裁判の開廷情報へのリンクなども掲載しているほか、裁判員裁判の一連の手続をわかりやすく説明した動画の配信を行う

アドレスは、https://www.saibanin.courts.go.jp/です。

など、幅広い情報を提供しています。

○ 知的財産高等裁判所に関する情報を提供するサイトとして、「知的財産高等裁判所ウェブサイト」を設けています。

このウェブサイトでは、知的財産権関係訴訟に関する手続の紹介や統計情報、 知的財産高等裁判所の裁判例情報、審決取消等訴訟の係属情報などを提供しています。また、知的財産権関係訴訟に関する裁判例情報や海外の法曹等との国際交流に関するトピックスについては、英語での発信もしています。

アドレスは、https://www.ip.courts.go.jp/です。